

自己点検・評価報告書

平成 30 年度－令和 2 年度

令和 3 年 3 月

國學院大學北海道短期大学部

発刊にあたって

本書「平成29年度－令和2年度」の自己点検・評価報告書は、本学における危機管理をテーマにしたものである。具体的には、平成30年9月6日の北海道胆振東部地震によるブラックアウトへの対応と、令和2年3月からの新型コロナウイルスの感染防止対策の記録である。

本学では自己点検・評価報告書の発刊を概ね3年に一度とする方針のもと、ALO を中心とする自己点検・評価委員が平成29年度から「平成29年度－令和元年度」版の作成準備に取り掛かった。当初、この報告書は第三期の認証評価(第三者評価)を視野に入れて自己点検・評価作業を進めていくものであったが、この時期はカリキュラムの改定が相次ぎ、また、「國學院大學研究教育計画(第4次)」(平成29年度から令和3年度までの5ヶ年計画)の各種事業の推進のため、報告書作成の作業が遅れてしまい、令和元年度の発刊予定を1年先延ばしすることになった。

ところが、令和2年3月11日に WHO が新型コロナウイルスによるパンデミックを宣言し、わが国においても感染拡大の危機が訪れた。そのため令和2年度の授業における感染防止対策をどのように講じるかが緊急課題となり、3月に危機管理委員会を発足させ感染防止対策の検討を始めた。新型コロナウイルスは未知のウイルスであり、その感染経路、感染力、重症化率、致死率等が不明であることから、学生および教職員の健康と生命の安全を守りながら授業をいかに確保するかが最大の課題であった。結論として、インターネットのテレビ会議システム(Zoom)を使用する遠隔授業・オンライン授業の実施に踏み切ることにし、急遽、遠隔授業のためのプロジェクトチームを結成し、前年度に導入していた学生情報システム(UNIPA)を活用することにより、約1か月で遠隔授業を可能とするに至った。その経緯については報告書に詳細に記している。

短期大学は2年間を完成教育期間とすること、そして新型コロナウイルスの感染のメカニズムが次第に解明され感染防止対策も確立しつつあることから、令和3年度は教室での対面授業を原則とする方針を決定した。全学生を対象とする対面授業を実施すれば、必ず新たな課題が生じ、新たな対策が必要となることが予測される。そこで新たな課題に適切に対処するために、そして今後の検証のためにも、これまでの経緯と具体策を整理し確認することにした。準備を進めていた「平成29年度－令和2年度」版の報告書の内容を危機管理に変更したのは、以上の理由による。

胆振東部地震によるブラックアウトに対しては、1ヶ所の発電所のトラブルで全道の電気の供給が停止すること自体予測不可能であったが、この経験を機に短大部の電源確保の重要性、食料及び水の確保の必要性、学生の安否確認のシステムの構築、地域との連携などの重要な課題を認識することができた。これを機に、地震に伴う被害事象に対応できるよう継続的に取り組んでいきたい。また、新型コロナウイルスについては、ワクチン接種が始まったものの未だ収束への見通しは立たず、加えてより感染力が強いといわれる変異株のウイルスの広がりも懸念され始めている。キャンパス内での授業や部活動について、今後どのような対応が必要なのかをあらためて検討しなければならないであろう。

また、遠隔授業の長所と短所についての検証も必要である。今後、大学教育における遠隔授業は、集中講義における活用、他大学の単位互換性の授業への活用、あるいは他大学との双方向授業の可能性など、新たな教育のツールとして多様な可能性を広げていくであろう。これからの大学教育は、そうした可能性についても積極的に切り拓いていかなければならないと思う。

本報告書は中間的・記録的意味合いの色濃い報告書であるが、今後これらの課題に取り組むための序章としてご理解いただければ幸いである。

(学長 平野 泰樹)

***** 目 次 *****

発刊にあたって／國學院大學北海道短期大学部 学長 平野泰樹

第 1 章 北海道胆振東部地震

- I.北海道胆振東部地震の発生について …… p1

- II.本学の対応について …… p1
 - 1.被害の概要 …… p1
 - 2.授業関連について …… p1
 - 3.広報について …… p2
 - 4.食事の提供(学生食堂等)について …… p2
 - 5.國學院大學陸上競技部の合宿受け入れについて …… p2
 - 6.父母会支部総会について …… p2
 - 7.交通機関(飛行機・JR・都市間バス等)の運行状況 …… p3
 - 8.外部機関への協力依頼について …… p3
 - 9.公式ホームページによる情報発信 …… p3
 - 10.今後に向けての改善等について …… p3
 - 11.その他 …… p4

- III.9/6 から 9/11 までの時系列による経過報告 …… p4
 - (1)9/6(木) (2)9/7(金) (3)9/8(土) (4)9/9(日) (5)9/10(月)・9/11(火)

- IV.参考資料 …… p6-1
 - 資料 1…防災マニュアル(教職員・在学生向け)J(公式ホームページから)
 - 資料 2…防災について(学生ガイドブックから)

第 2 章 新型コロナウイルス感染症

- I.新型コロナウイルス感染症の現状 …… p7

- II.コロナ禍における大学教育の現状 …… p7

Ⅲ.学びを止めないための本学の対応 …… p8

1.教職員の体制と勤務について …… p8

2.入構制限について …… p8

3.学内行事・イベント等について …… p9

- (1)入試 (2)卒業式・入学式 (3)オリエンテーション・健康診断 (4)オープンキャンパス (5)入試説明会
- (6)スプリングフィールド大学研修 (7)オープンカレッジ (8)ありす祭(大学祭) (9)山本東次郎師講演会・狂言公演
- (10)サークル入部勧誘 (11)コミュニティカレッジセンター事業

4.感染拡大防止対策について …… p10

- (1)感染拡大防止マニュアルの作成 (2)学内の感染予防対策

5.体調不良や感染した場合の対応や手続き …… p12

- (1)新型コロナウイルス感染症に罹患した場合 (2)発熱、軽い風邪症状等がある場合
- (3)濃厚接触者と特定の場合、その疑いのある場合 (4)同居家族等が濃厚接触者特定、疑いのある場合
- (5)本学で学生・教職員等が感染した場合

6.学校法人國學院大學からの感染症対策経費の支援について …… p13

7.国や日本学生支援機構による学生への経済支援について …… p14

- (1)国の支援制度 (2)日本学生支援機構の助成事業

8.学生食堂について …… p14

- (1)学生食堂の感染拡大対策 (2)食堂委託業者の営業状況

9.遠隔授業について …… p15

- (1)遠隔授業の検討 (2)プロジェクトチーム発足 (3)学修環境の整備 (4)環境整備・機器整備 (5)研修 (6)課題
- (7)行動指針(フェーズ表) (8)7月からの授業計画 (9)後期授業の考え方 (10)11/9以降の授業の考え方

10.教科書の販売方法について …… p17

11.授業時間の見直しについて …… p17

- (1)1回の講義時間90分の見直し (2)昼休み時間の見直し (3)6講目新設の可能性

12.対面授業への移行基準について …… p17

- (1)対面授業へ移行する課題・意見 (2)留意点 (3)本学の方針

13.学生の生活指導について …… p18

14.心のケアについて …… p19

15.図書館利用について …… p19

16.後期授業の考え方について …… p20

- (1)経過 (2)9/15付文科省通知「後期授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について(抜粋)」
- (3)対面授業移行への感染症予防対策(再確認) (4)対面化率の現状 (5)学生から寄せられた意見
- (6)ハイブリッド授業における対面授業・遠隔授業の選択 (7)対面授業への移行 (8)他大学の状況
- (9)首都圏の大学が原則遠隔授業としている理由と小中高校との違い (10)部活動やサークル活動の再開
- (11)フェーズの見直し (12)その他

17.父母会について …… p23

IV.参考資料

資料 1…コロナ禍での社会の動きと本学の対応(時系列表 R1.12.31～)

資料 2…國學院大學北海道短期大学部危機管理規程

資料 3…危機管理委員会開催経過と議事録(R2.3.5-)

資料 4…学長メッセージほかまとめ(公式ホームページ掲載分)

資料 5…新型コロナウイルス感染症対策について(マニュアル)

資料 6…健康観察記録表ほか

様式1「健康観察記録票」 様式2「発熱・軽い風邪症状等に関する報告書」 様式3「発症報告書」 様式4「行動記録票」

様式5「感染症治癒証明書」 様式6「発熱・軽い風邪症状等による出校停止解除に関する報告書」

資料 7…行動指針(フェーズ表)

資料 8…これまでの感染症対策

資料 9…滝川市長が学生の自粛生活を応援する滝川産米寄贈記事

小 括／國學院大學北海道短期大学部

第一章 北海道胆振東部地震

第1章 北海道胆振東部地震

I.北海道胆振東部地震の発生について

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部の厚真町や安平町を中心とした地震が発生した。地震の規模はマグニチュード6.7、震源の深さは37km、北海道で初めての震度7が観測された。

震源に近い厚真町では土砂崩れに巻き込まれ36人が死亡した。多くの住宅が巻き込まれ、厚真町、安平町、むかわ町では多くの住宅が倒壊し、石狩・胆振管内を中心に道路などの損壊が相次ぎ、札幌市清田区では、液状化現象が発生し道路が波打ち状に大きく損壊、住宅が傾いたりした。

道内で使用される電気の半分以上を供給していた苫東厚真火力発電所では、ボイラー管が破損し、緊急停止した。このため、連鎖的に他の発電所も停止し、北海道・本州間連系設備の送電も止まった。この結果、道内の離島などを除くほぼ全域約295万戸で停電が発生し、停電が解消される8日まで「ブラックアウト」となった。

停電の影響により、道内全域の鉄道交通網が麻痺や道路の信号機が消灯、固定電話約14万回線が不通となったほか、水道は道内45市町村で最大6万1201戸が断水し、水道管が破損した安平町や浄水場が破損した厚真町などは、約5,000戸が断水するなど、北海道ではかつてない最大の危機的状況となった。

II.本学の対応について

1.被害の概要

建物・人的被害ともになし。地震の二次被害として直後から北海道全域が停電となった。本学では9月7日午後10時過ぎに復旧したので、丸2日間停電が続いた。テレビ・電話(FAX)・PC等の使用ができずに、外部からの情報はもっぱらラジオと各職員の個人携帯電話に頼ることとなった。

また、7日に予定していた法人研修会、8日・9日に予定していた父母会支部総会(道外第二支部)への教職員の出張一切が交通機関の運休によりできなかった。学生対応と父母会延期による参加者への連絡等の対応が重なった。

水とガスの供給は行われたため、学食の運営は続けることができた。但し、食材の調達と冷蔵庫が使えないことによる障害があった。

2.授業関連について

期間中は、専攻科福祉専攻の通常授業と本科集中講義が行われていた。福祉専攻は学生数が限られていたために、授業展開は融通が利くことから担当教員の判断に委ねた。集中講義は9月5日～8日まで6講座、9月8日～11日まで5講座、9月12日～15日まで4講座、9月15日～18日まで4講座と4区分を予定していたが、学長の判断によりいずれも予定通り開講とすることにした。

この判断の根拠として、親元を離れて一人暮らしをする学生の割合が多い状況で、安全の確保と学生情報の把握を優先したこと、延期した場合の日程確保が困難であることによる。

天気が悪い日は、窓からの明かりが入らずに授業にならないこともあり、その場合は4時間目までとしたり、5時間目を途中で切り上げる措置をとった。

学生の中には、交通機関の乱れによる授業出席がかなわないものも出ているが、それら学生には無理せず、運休証明書を受け取って、後日学生支援課に欠席届を出すように指導した。

兼任教員で JR 運休により空港(千歳、旭川)から滝川まで移動できない状況が生じたため、タクシーの利用を許可したり、職員が空港まで迎えたりして全員を受け入れることができた。宿泊先のホテルで食事の提供ができないケースが続出したため、学食でカレーを用意してもらい提供した。

9月12日から開講予定科目の担当教員から休講の連絡があり対応を協議した。これから来られる先生方の不安を払しょくするため、地震の影響に関する現状報告と授業への協力を要請する文書をメールした。

3. 広報について

学生にはホワイトボードに最新情報(交通情報、商店・スーパー情報、大学からの連絡、避難所・炊き出し等)を記し、不安解消に努めた。

ホームページへの情報掲載は、停電の影響でサーバーがダウンしていることから当初あきらめていたが、國學院大學広報課の協力を得て更新することができた。父母会延期の情報は決定後すぐに知らせることができた。

ツイッターを利用した情報の発信をした。学生から保護者に情報を伝えてもらうことを試みた。この方法はスピーディーに情報を拡散するのに有効な手段である。

4. 食事の提供(学生食堂等)について

食堂の厨房は主としてガス器具であり、調理に支障は少なかったが、冷蔵庫・冷凍庫の食材使用に影響があった。また、食材の仕入れに支障があった。

集中講義期間中の学生へのメニューは、当初からカレーライスと麺類に絞っていたので予定通り大きな問題もなく運営できた。食材の供給の関係から提供数の制約はあったが、希望者全員への提供ができた。食べられなかった者はいなかったと思われる。

地震とは関係なく茹麺機の故障があった。停電による、券売機の使用不能状態への対応は職員が食券を作成し、手作業で販売支援した。

6日・7日の授業終了後に、学生には備蓄した非常食(水500mlペットボトル、乾パン)と急遽買い集めたカップ麺の配給をした。

5. 國學院大學陸上競技部の合宿受け入れについて

國學院大學陸上競技部への食事提供は、一部予定していた食材提供がなく、メニューの変更を余儀なくされたが、代替食材で対応し量も確保できた。ただ、夕食時間が 19:30 からと遅いので、空知自動車学校で発電機を準備し、トーチの明かりで食することになった。選手たちにもペットボトル水と乾パンの配給をした。

練習メニューの一部変更と宿泊先のふれあいの里の風呂を利用できないこともあったが北竜温泉を利用し、大きな混乱はなく次の合宿地に予定通り見送ることができた。

ただし、滝川市に災害対策本部が設置されていたこともあり、正式な出発式は行わず、学長等が見送った。

6. 父母会支部総会について

7日午前までに JR・飛行機の復旧が見込めなかったことから予定変更を決した。前日までは HP に予定通り開催と告知していたので、まずは予定日の8日・9日の開催延期について HP に掲載、ツイッターを利用して学生から父母への連絡を試みた。午後には変更後の日程を HP に掲載した。学生から確実に父母への連絡がで

きた者を把握し、それ以外は個別に電話連絡した。

7日までに参加予定者200名に対して約75%に対する連絡がついた。8日には残りの25%に電話連絡をした。電話連絡時には短大部の被害状況を伝え、安全が確保されていることを父母に説明した。3名を残し全員に連絡がついた。念のため両日会場に郡司室長を配置し、延期を知らずに来られた父母に対応することにした。(※8日に来た人なし、9日に2名が来られた。ただし、いずれも出席の申し込みをしていない方だった。)

7. 交通機関(飛行機・JR・都市間バス等)の運行状況

9/6(木) ①新千歳空港発着便全便欠航 ②JR 北海道全線運休 ③都市間バス・市内バス運休
④高速道路復旧

9/7(金)前日に同じ。

9/8(土) ①新千歳空港発着便一部欠航 ②JR 北海道、札幌～新千歳空港間、札幌～岩見沢間運行
③市内バス・都市間バス復旧

8. 外部機関への協力依頼について

学生に困っていることを聞くと、携帯電話の充電ができないことであったため、6日中に電気の復旧があった空知教育センターに依頼し、コンセント使用の許可を得、学生に周知した。また、短大部給水タンクの貯水が亡くなりトイレの使用ができなくなったのを受け、同じく空知教育センターに協力を願った。状況が長引いたときの飲み水の確保を考え、ポリタンクの購入を試みたが、どこのホームセンターも売り切れて購入できなかった。滝川市を通して滝川市体育協会から18ℓタンク20個を借りることができた。

9. 公式ホームページによる情報発信

9/6(木)「9月6日発生・地震の対応について」

9/7(金)「9月8日(土)・9日(日)父母会道外第二支部総会(東京会場)開催日程の延期について」

9/8(土)「地震の影響による停電の復旧について」

9/11(火)「集中講義追加履修のお知らせ」

9/13(木)「施設の平常利用について」

9/14(金)「授業やクラブ活動は平常活動をしています。」

10. 今後に向けての改善点等について

※今後に向けての改善点等については、次のとおりである。

(1)危機対策本部の設置及び災害対策マニュアルの作成

○教員の招集

(2)通信手段の確保

○衛星電話の設置支援要請

(3)連絡網の確立(局長 or 課長⇒課長補佐⇒主任⇒課員⇒嘱託職員)

(4)非常食の確保

○授業を行ったため、学生自身が食料を調達する時間を確保できなかった。

○カンパンのほかの非常食の備蓄・補充

(5)電力・水の確保

- ① 自家発電装置、又は発電機の整備
- ② 電池の備蓄
- ③ 高架水槽の水量調整(風・水害災害多発時期には貯水量を調整する)
- ④ 学生貸出用の照明装備の備蓄
- ⑤ 学内避難所を想定した照明設備(LED ランタン等)の用意

(6)その他の課題

- 公用車のこまめな給油

11. その他

復旧後は、関係機関にお礼に伺った。(滝川市、空知教育センター、滝川市体育協会、空知自動車学校)空知教育センターには品返しとしてトイレトペーパー一箱を持参した。

6日の夜に行き場のない学生に対しての校内避難所の開設を検討した。その日に滝川市で3か所の公的な避難所(電気あり)設置の連絡があり、学生には利用を指導し、独自の避難所設置は中止した。

長引くようであれば家主会との連携も検討した。

Ⅲ.9/6 から 9/11 までの時系列による経過報告

(1)9/6(木)

03:08 携帯電話に『北海道道南で地震発生、強い揺れに備えて下さい』と緊急メール速報が入る。

03:10 携帯電話に『北海道胆振地方中東部最大震度 6 強(3:08)の地震が発生』とメールが入る。

(以降 9/9 までに震度3以上が26回)

※その後激しい揺れのあと停電となる。

04:10 学長と総務課長補佐が短大に来て、校舎の破損状況を確認。ガラスの破損等は確認できなかった。

06:00 國學院大學陸上競技部に、おにぎり・パン・飲物を差し入れ。

07:00 國學院大學陸上競技部の北海道合宿 3 日目の朝食は提供。

※以降、献立の変更あるも 9/8 朝食までの食事提供。

※法人事務局長に、今回の地震について滝川市及び短大部の状況を報告する。

08:45 始業時まで、JR 運行状況確認、電源復旧の確認、水の確保、國學院大學陸上競技部の対応等検討しホワイトボードに書き出し、今後の対応と情報の更新を行う。

- ① JR 北海道 全面運休
- ② 電源の復旧 未定【パソコン使用不能】
- ③ 水の確保 高架水槽に 12~3t
- ④ 食事について

ア.國學院大學陸上競技部の食事については、3 食の確保

イ.学生への昼食提供については、麺類及びカレーライスの提供

09:15 集中講義第 1 クール2日目の授業(1 講義目から 5 講義目まで)については、予定通り行うことを決断した。また、授業冒頭で出席状況を確認(出席カード 使用)した。

※父母会第二支部総会は、ギリギリまで判断を保留することを決定した。

※以降、逐次情報の更新(ラジオ・滝川市・携帯からのインターネット情報)を基に更新していく。
午後 停電が解消されていないため、5 講義目を行わないことを決定、4 講義目時間帯に教員を通じ学生に連絡した。

※滝川市・滝川消防署等停電復旧の状況を確認する。

※市内の一部コンビニエンスストア・給油所が再開した。

12:00 食券機使用不能のため学生支援課職員が学食食券を販売。校内避難所開設を検討。

14:05 ホームページにて第一報を記載報告する。(國學院大學広報課に依頼)

15:41 滝川市より緊急速報、自主避難のメール『停電のための自主避難所(市内 3 カ所)の開設』の連絡が入る。

16:15 玄関開閉を 1 箇所にとまとめ、帰宅学生に自主避難箇所を伝え、自宅に食糧がない者・自室が停電で不安な者に対して避難を促す。

この際に短大部の備蓄食料を学生に配布。(カンパン1缶・水 500ml をおよそ60名)

19:00 情報収集を行うとともに、國學院大學陸上競技部が夕食に訪れ、夕食後水とカンパンを配布、宿舎に帰宅後短大部校舎閉鎖を行った。

※ここまでにいった情報としては、

交通:①新千歳空港発着便全便欠航②JR 北海道全線運休③都市間バス・市内バス運休④高速道路復旧
電気:復旧せず(短大部校舎)【電気が全道の1割程度の復旧(滝川市内一部復旧)】

水道・ガス:対応可能(短大部校舎)

(2)9/7(金)

07:00 合宿中の國學院大學陸上競技部の朝食を対応した。

07:30 父母会道外第二支部総会開催について打合せ→延期を決定し、関係者・教員に周知。

08:30 短大給水タンクの水が空となる。

09:00 学生食堂の茹麺機の故障(9/10 業者依頼対応)。カップ麺を買出しし250食を確保。

09:15 集中講義の冒頭で父母会延期の連絡を学生から保護者へ伝えて貰うよう学生に依頼。
ホームページ・ツイッター上に父母会延期を掲示する。

09:30 短大給水タンクの水が空となり、トイレ等使用不可となる。空知教育センターに携帯電話の充電・トイレの借用を要請した。

※屋外散水栓から水を引き食堂で利用する。

※体育協会からポリタンク20個を借用し、水を確保した。

09:36 ホームページにて現在までの状況を記載報告する。

10:00 集中講義の教員宿泊先が地震の影響で受入不能の連絡あり。代替宿泊先を手配(金松ホテル・パークホテル砂川)した。

12:00 学生支援課職員が学食食券を販売する。

13:05 授業開始前に、集中講義受講者から保護者へ連絡したかを把握(出席カード使用)。

13:30 学長室でミーティング。父母会の日程及び学生への対応について協議。父母会を 9/22・23 日に開催決定をした。個人面談のみ対応。成績表配付を 2 年生のみ配付を決定(國大編入・他大編入エントリーを鑑みての対応)した。

14:00 9/8・9 開催予定の父母会道外第二支部総会(東京:國學院大學)の出席予定者への開催延期連絡

を開始した。

14:30 第2クールの集中講義教員(3名)を総務課長補佐が新千歳空港でピックアップ。自家用車で滝川へ出発した。

16:15 学生に乾パン・水・カップ麺の配給をした

16:30 集中講義教員(3名)が滝川に到着、学長・事務局長から教員へ状況を報告した。

17:03 ホームページにて現在までの状況を記載報告する。

22:30 短大部停電解消、電気・水道・トイレ使用可能になる。

(3)9/8(土)

07:00 合宿中の國學院大學陸上競技部の朝食を対応した。男子職員及び土曜日当番の職員が出勤し、打合せを行う。(停電の復旧を確認)

07:30 通電に併せて施設確認を職員で行う。

08:00 前日に引き続き父母会道外第二支部総会(東京:國學院大學)の出席予定者へ開催延期を連絡した。

08:30 國學院大學陸上競技部朝食後オホーツク方面(紋別市)合宿に出発した。

09:10 ホームページにて電気復旧の記載報告をする。

09:15 集中講義授業

09:00 父母会対応のため郡司学長室長國學院大學で待機。(来訪者0名)

12:30 集中講義第1クールの教員帰京(ジャンボタクシー使用)。

14:00 滝川市より救援物資提供の知らせを受ける。

16:00 救援物資(アイス)を1人2個配布した。

※ここまでに入った情報としては、

交通:①新千歳空港発着便一部欠航②JR 北海道 札幌～新千歳空港間・札幌～岩見沢間運行
③市内バス・都市間バスは復旧

電気:復旧(短大部校舎)【電気が全道の9.9割程度復旧(滝川市内復旧)、節電呼びかけあり】

水道:停電復旧により使用可

ガス:使用可(短大部校舎)

4.9/9(日)

ほぼ通常体制業務となる。

父母会対応のため郡司学長室長國學院大學で待機(来訪者2名)

5.9/10(月)・11(火)

支援していただいた滝川市、空知教育センター、滝川市体育協会、空知自動車学校にお礼の挨拶。

IV 第一章 參考資料 (資料1・資料2)

國學院大學北海道短期大学部 防災マニュアル(教職員・在学生向け)

【 大きな地震が発生した場合 】

I.地震発生時の対応

本学が所在する北海道滝川市は比較的地震等の影響が少ない地域ではありますが、平成 30 年 9 月 6 日発生した北海道胆振東部地震では人的及び建物被害共にありませんでしたが、過去に経験をしたことのない震度 4 を観測し、直後から北海道全域でブラックアウトを経験しました。この経験を基にこの防災マニュアルを作成し、日ごろからの防災への備えと意識の涵養に努めることにしました。

常に防災意識を持ち、冷静な行動をとるとともに、それぞれが身の安全の確保に努めてください。揺れが収まるまで次の点に注意して冷静に行動してください。(どんな大きな地震でも大揺れは数分程度です。)

1. ドア付近の人はドアを開けて、出口を確保してください。
2. 窓ガラスの飛散を防ぐため、窓のカーテンを閉めてください。
3. 衣類やカバンなどで頭を覆い、落下物(TVモニター・蛍光灯等)から身を守ってください。
4. 窓際から離れ、机の下などにもぐり、机の脚につかまって体勢を安定させてください。
5. まず身の安全を確保してください。揺れが収まったら直ちに火の始末をし、電気器具等の電源を切るなどして、二次災害を防いでください。
6. 出火等があった場合は、揺れが収まってから安全な範囲内で消火器により初期消火活動をしてください。
7. 火災で一番怖いのは煙です。ハンカチ等を鼻や口にあてながら身をかがめて避難し、絶対に煙を吸わないようにしてください。

II.地震鎮静後の対応(揺れが収まったら)

非常放送や災害対策本部からの連絡などに従ってください。大きな地震には、余震発生の可能性が高いので、十分注意をし、余震等に備え、窓やドアを開けて避難ルートを確保してください。

1. 授業中に教室から避難する場合、次の点に注意して冷静に避難してください。
 - ・衣類やカバンで頭部を保護してください。
 - ・ドアを開けてください。
 - ・窓から離れて、机の下へもぐってください。
2. 事務室・研究室等から避難する場合、次の点に注意して冷静に避難してください。
 - ・ドアを開放したまま避難する。ただし、火災が発生し消火不能の場合は、ドアを閉めて避難する。
 - ・出口に殺到しないで整然と避難する。
 - ・身体障がい者や負傷者の避難をサポートしてください。
 - ・停電した場合、誘導灯を目印に避難してください。
 - ・隣室等の在室者の有無を確認してください。
 - ・姿勢を低くし、必ず階段を使用してください(エレベーターは絶対に使用しないこと)。
 - ・火災発生時には、ハンカチ等で鼻や口をふさぎ、身をかがめて避難し、煙を吸わないようにしてください。
(火災で一番怖いのが煙です)。
3. 屋外に出て緊急避難場所(校舎前広場)に避難する時の注意
 - ・落ちていてこうどうしてください。
 - ・衣類やカバン・ヘルメットなどで頭を覆い、落下物から身を守るようにしてください。
 - ・窓ガラス・外壁・電柱・看板等の倒壊及び落下に注意してください。
 - ・地面の亀裂や陥没・隆起に注意する。
 - ・火災発生時には、タオルやハンカチで口を覆い、低い姿勢で避難してください。

4. 火災発生・負傷者への対応

- ・火災及び負傷者を発見した場合には、身の安全を確保しながら、周りの者と協力し、安全な範囲内での初期消火、応急手当を行ってください。
- ・自分が負傷した際には、大声を出すなどして救助を求めるようにしてください。

Ⅲ. 日頃の備え

突発的な地震災害に備えるため、次の諸点に留意してください。

- ・非常時に備え、避難路・避難先(各教室に掲示)を確認しておく。
- ・火災の発生に備え、消火器の位置、使用方法を確認しておく。
- ・応急手当の方法を身につけておく。
- ・積極的に防災訓練・救急救護訓練等に参加する。

消防設備の使用法

1. 消火器

消火器には粉末、ハロン、強化液等がありますが、どれも同じ方法で使用できます。

- ① 安全ピンを引き抜く。
- ② ホースを外し、火元に向ける。
- ③ レバーをつよく握る。④ノズルから消火薬剤が放出される。(概ね 7～8m 手前を目安とします。)

2. 非常ベル

非常ベルは、消火栓ボックス脇の赤ランプの脇に設置されています。

- ① アクリル板の上から、ボタンを強く押す。
- ② ベルが作動すると同時に赤ランプが点滅する。

3. 消火栓

消火栓の使用には、2～3 名が必要です。

- ① 非常ベルを鳴動させる。
- ② 消火栓ボックス内のホースを全て引き出し、筒先を火元に向ける。
- ③ 消火栓ボックス内のバルブを回すと、放水開始。

救命処置の手順

心肺蘇生法とAED〔自動体外式除細動器〕の使用

1. 傷病者の意識を確認する。

- ・肩を叩きながら 3 回耳元で「大丈夫ですか」と声をかける。
- ・呼吸の有無を確認する。
- ・心臓の鼓動を確認する。

2. 大声で「人が倒れています。誰か来てください」と言い、助けを求める。

3. (人が集まったら)助けを求める人(2 人)にはっきりと指をさして、「あなたは～」と指示をする。

- ・1 人には「あなたは 119 番通報してください」と指示をする。
- ・もう 1 人には「あなたは AED を持ってきてください」と指示をする。

4. 心臓マッサージをする。

- ・30 回 1 サイクルで行う。
- ※やり方がわからなくても、心臓の近くを持続的に圧迫するだけでよい。

5. 心配停止なら、持ってきてもらった AED を使用する。

※人口呼吸は感染症の可能性が高いので、しなくてもよい。

6. AED のスイッチを入れる。

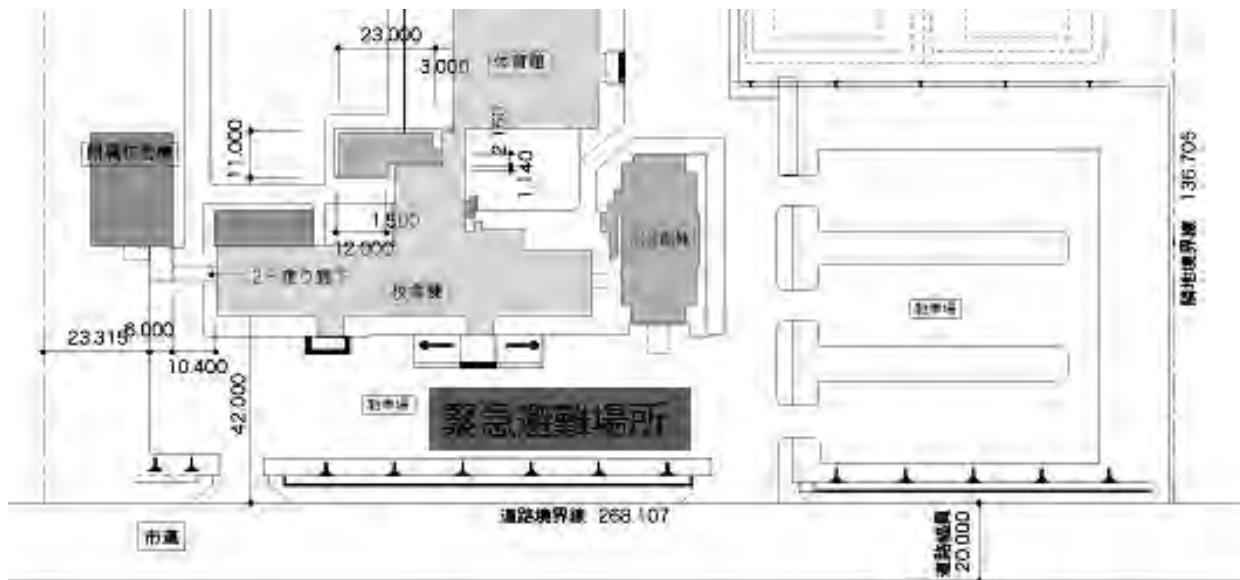
※ふたを開けると自動的に電源が入るものが主流である。

7. 音声メッセージに従って操作する。

- ・電源パッドは心臓を挟んで対角に貼る。
- ※発汗が見られる場合はタオルやハンカチで拭いてからパッドを貼る。
- ・自動的に心電図の解析が始まる。

- ・放電準備が整ったら、「離れてください」とアナウンスが流れるので、周りの人にも大きな声で「離れてください」と声をかける。
 - ・起動スイッチを押す。
- 8.放電後、すぐに心臓マッサージを繰り返す。
- 9.救急隊が到着するまで、7.～8.を繰り返す。
- ・放電後、心臓マッサージを再開して2分ほど経つと、AEDは自動的に心電図の解析を行う。音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も傷病者から離れる。

國學院大學北海道短期大学部緊急避難場所案内図



安否確認の連絡及び災害罹災などで被害を受けた場合の大学への連絡方法

<p>緊急連絡先：学生支援課</p>	<p>TEL 0125-23-4111 FAX 0125-23-5590 E-mail gakusei@kokugakuin.jp</p>
--------------------	--

「UNIPA」を利用して学生の安否確認を行います。

落ち着いたら、「UNIPA」にて安否をお知らせください。

1.UNIPAにログインしてください。

[スマートフォン] <https://portal.kokugakuin.jp/uprx/up/pk/pky501/Pky50101.xhtml>

[パソコン] <https://portal.kokugakuin.jp/uprx/up/bs/bsa001/Bsa00101.xhtml>

2. ログイン後「安否確認情報」が表示されますので、回答をしてください。

家族との連絡方法

大規模災害が発生した時は、安否確認などの電話が急激に増加し、電話がつながり難い状況が発災当日～数日間続きます。このため、電話会社、携帯各社が提供する伝言板サービス等を利用して、家族や友人の安否を確認してください。

1. 固定電話[NTT 災害用伝言ダイヤルサービス] 音声による安否確認情報サービスです。



2. スマホ・携帯[災害用伝言版] 文字を使った安否確認情報サービスです。



災害の発生を防ぐことはできませんが、適切な準備を行うことで被害を軽減することができます。どのような準備が必要となるのか、日頃から考えておきましょう。

- 家族との連絡方法や待ち合わせ場所の確認
- 避難場所や緊急避難場所の確認(大学付近および自宅周辺のほか、よく訪れる場所)
- 災害伝言サービスの登録
- 帰宅ルートと所要時間の確認(災害時は徒歩で約 2.5 km/時)
- ハザードマップの確認
- 緊急時メモの作成
- 具体的な情報収集手段の確認
- 大学や友人などの連絡方法の確認やリスト整備
- 緊急時アイテムの常備、確認

緊急時アイテム

現金(小銭も)	携帯充電器(ソーラー推奨)
保険証	携帯充電用ケーブル
学生証(身分証となるもの)	ごみ袋
タオル、絆創膏、包帯	非常用保温アルミシート
小型ライト	緊急時メモ(ファーストエイドなど)
小型ラジオ(手回し充電式)	常備薬
ティッシュ、ウェットティッシュ	コンタクト用品
非常食(チョコレート・飴など)	生理用品
水またはお茶のペットボトル	
アドレス帳(家族、友人の連絡先を記入)	
筆記用具(油性ペンなど)	

※ 学生ガイドブックから抜粋

防災について

地震が発生した瞬間には、まず「安全確保」に努めましょう。パニック状態に陥ることなく、あわてないことが肝心です。教職員の指示に従ってください。授業時に地震が発生した場合には、落下物や窓ガラスの破損に備えて机の下にもぐるなどして頭や手足を守りましょう。

また、指示された場所へ避難する場合、移動にあたっては落下物を避け、できるだけ建物や塀などから離れましょう。夜間の場合などは地面の亀裂、陥没、隆起にも注意が必要です。

日頃から準備しておくこと

- 避難場所の確認(大学付近および自宅周辺等)
- 家族との連絡方法および待合せ場所の確認
- 災害伝言サービスの確認と登録(メール宛先等の事前登録が必要)
- 帰宅ルートおよび所要時間の確認(災害時徒歩約 2.5km/h)
- 緊急時メモの作成・記入
- 具体的な情報収集手段および緊急避難場所等の確認(大学および通学途中)
- 転倒防止対策や緊急時アイテムの確認
- 大学および友人等への連絡方法の確認およびリスト整備

□安否報告

①災害発生時に大学にいる時の安否報告

事務局の指示に従ってください。

②災害時に大学にいない時の安否報告

学生支援課 FAX0125-23-5590 電話 0125-23-4111

※UNIPAで指示を行う可能性があるので注意してください。

※入学と同時に自分の携帯に登録しておくこと。

□休講・授業再開

休講や授業再開のお知らせは、決定後速やかに、大学のホームページ・

学生ポータルサイトUNIPAでも確認してください。

□家族との安否連絡

家族との安否連絡は、NTTの災害用伝言ダイヤル、携帯電話による情報登録検索、インターネットによる情報登録検索などを使って下さい。

日頃から、震災時にどのように連絡をとるのか決めておくといいでしょう。

<録音>

①171 をダイヤルし、ガイダンスにしたがって「1」(暗唱番号なし)、又は「3」(暗唱番号あり)をダイヤルする。

②連絡先となる電話番号に市外局番をつけてダイヤルする。

③30 秒以内で録音し、話が終わり次第、電話を切る。

<再生>

①171 ダイヤルし、ガイダンスにしたがって「2」(暗唱番号なし)「4」(暗証番号あり)ダイヤルする。

②連絡先となる電話番号に市外局番をつけてダイヤルする。

③伝言の再生を聞き、電話を切る。

携帯電話の「災害用伝言版」の利用方法に関しては、各キャリアのHPを確認ください。

□携帯電話の「災害用伝言版」の利用方法

NTTドコモ https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

au <https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンク <https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

ワイモバイル <https://www.ymobile.jp/service/dengon/>

□UNIPA での安否確認について

災害が発生した時は、UNIPA を通じて安否確認を行います。

UNIPA にログイン後、安否確認の表示が出た場合は、できるだけ速やかに回答をお願いします。

第二章 新型コロナウイルス感染症

第2章 新型コロナウイルス感染症

I. 新型コロナウイルス感染症の現状

新型コロナウイルスによるパンデミック※1は、潜伏性の高いウイルス特性から、全世界が感染症の危険にさらされ、人類がかつて経験したことのない事態に陥っている。現在、全世界の感染者数は増え続け、大正7年(1918年)に発生したスペインかぜに次ぐ100年に1度の厄災であり、今後も感染拡大が懸念されている。

症状は、主に咳・くしゃみ・つばなどの飛沫によるものや手に付着したウイルスに触れることによる感染がほとんどで、ヒトとヒトの間で感染し、発症まで2日から14日までの幅があると言われている。若者など無症状の感染者も多く、発熱、咳、息切れ、味覚・嗅覚の異常、寒気や悪寒、頭痛、のどの痛み、筋肉の痛みなどが症状とされている。

令和元年(2019年)11月22日に中国・武漢市の海鮮市場で原因不明のウイルス性肺炎が初めて確認され、その後中国全土に広がり、アメリカ・ヨーロッパ・アフリカ・南米など、世界に感染が急速に拡大し、令和2年(2020年)3月11日、WHO世界保健機関がパンデミック(世界的な大流行)相当との認識を表明した。

また、経済的打撃も大きく、令和2年の世界のGDP成長率は、平成20年(2008年)のリーマン・ショックを遥かに超え、昭和4年(1929年)の世界恐慌以来の大恐慌となり、コロナ・ショックと言われている。

経済低迷の中、ソーシャル・ディスタンス※2の確保が重要であることから、急速にITを最大限活用する方向に移行し、オンラインサービスを提供する企業の業績は伸びているものの、コロナ・ショックは、デジタル化できない事業については、大幅な需要減となっている。

特に、旅行・伝統文化・イベント業界の売上高は前年同月比で△99%となるなど、中小企業の倒産・解雇・雇止め・賃下げ・賞与減が相次いでいるとともに、失職・社会全体の機能停止・停滞に伴う精神的疾患による自殺者も激増している状況にある。

このように、緊急対応としてのテレワーク※3やロックダウン※4は、ウイルスが自然消滅するわけではなく、経済活動の再開とともに感染者がさらに増加している。

英国で新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種が始まり、日本においても接種開始は令和3年(2021年)2月ごろから、医療従事者や高齢者、基礎疾患のある者からの接種となる。

※1「パンデミック」感染症の世界的な流行状態

※2「ソーシャル・ディスタンス」感染予防のためにとる対人距離・物理的距離、最近 WHO では「フィジカル・ディスタンス」

※3「テレワーク」ICT 情報通信技術を活用して時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態。在宅勤務。

※4「ロックダウン」都市封鎖・緊急事態での移動制限・外出禁止

II. コロナ禍における大学教育の現状

大学では卒業式や入学式、学園祭などの諸行事が中止され、4月の授業開始の延期や休校措置、それに伴う遠隔授業での対応、校舎内の感染予防など、「学びを止めない」を合言葉に対策を強力で講じてきました。

しかしながら、北海道においても、相次ぐ医療施設や介護施設のクラスター※5の発生、感染経路不明の感染者が後を絶たず、感染の収束が未だ見通せない状況であり、感染症の流行状況によって対応・対策が刻々と変化してきている。

学生は、登校や課外活動を禁じられた。アルバイトの機会を失い、友達との交流が大きく減り、外での居場所を失い、部屋にこもるほかなくなった。

新生は一度も学び舎に入ることも許されず、狭いアパートの部屋で不安定な通信環境と闘いながらパソコンの画面とスピーカーから聞こえる講義に一日中座って学んでいる。

人生の中で、最も大切な学生時代を送ることができないことはとても不幸なことで、学生の姿を思う時、明るく楽しい大学生活に向けて早くこの状態を打開できればと願わざるを得ない。

※5「クラスター」感染症の小規模な患者の集団

Ⅲ. 学びを止めないための本学の対応

新型コロナウイルス感染症拡大の危機を迅速に対応する必要があることから、本学危機管理規程(資料2)に基づき、令和2年3月5日に第1回危機管理委員会を開催し、組織体制の充実強化を図った。現状と課題を明らかにする中で本学の対応に検証を加えながら、資料3のとおり危機管理委員会の開催経過を踏まえて報告する。

1. 教職員の体制と勤務について

3/5 学長から事務局に、学内の感染予防措置を講じること(換気、暖房、コート着用、目安、出勤、監督、マスクの着用など)・危機管理委員会を設置すること・学科ごとの対応を確認すること・業務に支障をきたしているかどうかを確認することなどの指示があった。

第1回危機管理委員会を開催し、危機管理規程に基づき、委員長に学長、副委員長は太田総合教養学科長と山寺国文学科長の両副学長が就いた。

3月はすでに授業を終了していることから、常時学生はキャンパス内にいないが、教職員の出勤については、発熱など兆候がでたら上司に報告し、出勤を控え自宅待機とすることとした。また、本人、家族が体調不良の場合も出勤を控える。他大学や関係機関・事業所等の状況等の情報を収集した。

事務室内の環境については、適度の換気と暖房の温度調整に努め、事務局職員は少人数のため業務に支障がでることからテレワークでの勤務体制とせずに現状のままの勤務体制として様子を見ることとした。

教職員の感染予防のための消耗品(マスク・消毒液・泡石鹸など)については、備蓄がなく、商品発注の手続きをするも日本全国、市内から消え、いつ納品になるかわからない状況であった。反省として、平常時から備蓄しておくべきだったと考える。

学長から、機動的に対処するため、対策の立案、対策の一元化及び実施の立案に関しては、各方面からの案を取りまとめる担当者が必要であること。また、職員、教員の職分を超えて必要な対策を立案・実施できる体制づくりの進め方、教職員の住所・電話・携帯電話・メールアドレスの整備、事務局から教職員に一斉に携帯へ配信(同時配信でPCにも)できるように、学内における感染防止対策の基本事項の立案と実施方法(マニュアルの作成)などについて指示がなされた。

2. 入構制限について

3月新型コロナウイルス感染拡大と同時に、関係者以外の不要不急の入構を抑止するため直ちに学内の立ち入りを制限した。併願入試説明会を中止として、アルバイト学生に感染予防の注意を促した。また、滝川市教

育委員会と連携し情報を共有することとした。その間、校舎内清掃委託業者により、校舎内全教室を消毒した。

5/10 まで学生玄関、図書館玄関を閉鎖し、出入口を正面玄関のみとした。

就職活動支援や実習指導等支援のため、入構制限の解禁日を 6/8 とした。書類の発行、就職・実習指導、生活指導等一部支障のない範囲で、入構を許可した。

入構許可の方法として、入構の際に許可証を渡し、入構基準(発熱等の体調も含めて)やチェックリストを作成し、記録に残すこととした。(理由、時間・期間、学生名、体温、消毒の方法、過去の行動、対面の場所等)

3.学内行事・イベント等について

(1)入試

3/16 の入試については、マスクの着用、会場設置の工夫、換気を実施するなどにより、面接の方法や対応を工夫して、予定どおり実施した。

(2)卒業式・入学式

3/19 に予定していた令和元年度の卒業式は、国内での新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止とした。開催条件の意見としては、式典時間の短縮のために、①式辞や祝辞を減らす。②来賓なし。③卒業証書を代表者に渡す。④卒業生氏名の読み上げを配布の資料のとおりとする。⑤保護者の参列なしが別室で。⑥卒業生と教職員のみ参列とする。⑦学科ごとに分散開催し学生だけとする。などとあったが、本学の特色として、7割の学生が首都圏出身であり、感染拡大の可能性があることから、危機管理上からも中止とした。

入学式についても、感染拡大が収まらないことから、卒業式と同様に中止とした。

(3)オリエンテーション・健康診断

オリエンテーションを開催するため、換気(1回/90分)を初めと終わり、さらに中程で窓全開による換気、開催中は窓を少し開けることやドアを開くことなどの対応を検討するとともに、オリエンテーションの時間短縮などの組み立てを工夫した。

学生の50%以上が首都圏から入学すること、國學院大學は5/7からオリエンテーションを開始する予定であること、首都圏の感染者が拡大していること等を踏まえ、4/21からの開催は、難しいと考えた。

「5/7にオリエンテーションを開始してはどうか」と提案されたが、幼保コースは、「2年生の実習が7月下旬となり、授業回数が足りない。対象の2年生は、全員道内出身で14人であることから、感染リスクは低く、予定通り4/20から授業を開始したい。」と意見が示されたが、全学科同時に授業開催ができることが望ましいとの考え方から、5/11開始と決定した。オリエンテーション、授業の開始日に関しては、各担当で調整し決定することとした。

オリエンテーションや授業については、パソコンやタブレット等を使用して、UNIPA や YouTube を使用し動画配信とした。

健康診断については、6月予定の介護等体験や幼保コース2年生の実習に健康診断書が必要だが、個々の健康診断受診等の対応を考えるとともに、9/23~9/25に延期した。

(4)オープンキャンパス

オープンキャンパスについては、Web オープンキャンパスを基本に開催した。

① 6/27(土)に Web オープンキャンパス(参加者 20 人)を実施した。

② 7/25(土)と 26(日)に Web オープンキャンパス(参加者 29 人)を実施した。

③ 8/29(土)と30(日)に特別開催として Web オープンキャンパス(参加者 22 人)を実施した。

④ 10/3(土)に Web オープンキャンパス(参加者 30 人)を実施した。

⑤ 11/7(土)に対面による特別開催として、幼保コース・ミニオープンキャンパス(参加者 28 人)を実施した。

(5)入試説明会

入試説明会については、オンラインで実施した。

(6)スプリングフィールド大学研修

スプリングフィールド大学研修は、米国はもとより全世界的に感染拡大が収束しない状況や滝川市の国際交流事業の判断を参考にしながら、中止と決定した。

(7)オープンカレッジの開講

オープンカレッジについては、次のとおりコロナ禍ではあるものの感染対策をしっかりとすることで開講した。

① 6 月から 15 講座で開講予定だったが、新型コロナウイルス感染症予防のため延期した。

② 後期の短大授業が少人数のゼミなどで一部対面授業となり、オープンカレッジの受講者数が最大 10 名程度であることをから、10 月から 12 月までの 7 講座を開講した。

③ R2 年度から複数受講で 2 講座目から受講料を半額とした。

④ 11 月で全 5 回の講座を終了した「アウトドアライフ入門」の受講生の強い要望により、12 月から 2 月までの全 5 回の「冬の大人の野遊び入門」を開講した。

(8)ありす祭(大学祭)の開催

6月開催予定だった大学祭「ありす祭」は、前期のほとんどがオンライン授業であること、準備期間がないことからなどから後期に延期したが、状況が変わらないことから、今年度は中止として、学生をはじめ市民の皆さんを応援するための予告なしで花火を打ち上げた。

(9)「人間国宝山本東次郎師講演会」・古典芸能鑑賞会「狂言公演」(大蔵流山本会山本東次郎師一門)

6/13～16 に予定していた 2020 サマーフェスタ「人間国宝狂言師山本東次郎氏講演会」・「古典芸能鑑賞会狂言公演」は、日程の変更ができないことから中止とした。

(10)サークル入部勧誘

サークル活動は、原則 10 月まで活動禁止であったが、サークル入部勧誘については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面での実施を回避し、8/8 に Zoom を使ってオンラインで行った。

1 年生が複数のサークルを見学でき、体育会系 8 団体、芸術文化系 16 団体、合わせて 24 団体が一人ひとりと丁寧に対応することができた。

およそ半年間、北海道で学ぶことに夢を描いて入学したものの、大学生らしいサークル活動ができなかった 1 年生がオンラインで楽しく参加した。

(11)コミュニティカレッジセンター事業

① 子育てサロンありす、パークコゴルフ場、俳句ガーデン、俳句 BAR は、中止と決定した。

② はる展は、令和3年3月に滝川市美術自然史館で感染予防対策を十分に図り、開催する予定である。

4.感染拡大防止対策について

(1)感染拡大防止マニュアルの作成

学生の健康と安全と感染拡大防止を最優先に考え、集団感染(クラスター)が次の集団を生み出すことを防止することが必要であることから、**資料5**のとおり、「感染症拡大防止マニュアル」を作成した。

- ① イベント等については、当面の間、大人数・濃厚接触・飲食伴う・重症化リスクの高い方が多く参加する場合においては、「中止」・「延期」・「自粛」とする。
- ② 感染予防については、感染が飛沫感染と接触感染によるものなので、手指衛生の励行・マスク着用・咳エチケット・こまめな換気を徹底すること。
- ③ 教室においては、手指消毒・マスク着用・授業中 45 分後の中間と休み時間に窓を開けての換気・一人ひとりの座席の間隔を空けること。
- ④ 症状がある場合、発熱や咳など軽い風邪の症状がある場合は、自宅療養を行い、自宅療養中に新型コロナウイルス感染の症状がみられた場合、保健所に相談し、その指示に従うこと。登校・就業許可の目安としては、解熱(37℃未満)が確認でき、それが 48 時間以上継続した状態。陽性者と適切な感染防護なしに接触した場合、保健所が濃厚接触者と特定した場合、感染している可能性があるため、2 週間の出席停止・就業禁止とする。
- ⑤ ご家族に感染が疑われる人がいる場合、検査結果が出るまで出席停止・就業禁止とする。登校・就業はしないこと。
- ⑥ 感染と診断された場合は、出席停止・就業禁止とする。その疑いと診断された場合は、直ちに、学生は学生支援課健康相談室に、教職員は、総務課に連絡する。
- ⑦ その他の衛生管理については、手や皮膚の消毒を行う場合は、「消毒用アルコール」を使用し、ドアの取手やノブ、トイレや洗面所などは、消毒液をペーパータオル等に十分に含ませて拭いた後、水拭きする。
- ⑧ 発熱などの自覚症状や強い体調不良を訴える学生から連絡させることなど、学生の情報一元化と情報共有が必要である。
- ⑨ 学内で発熱、咳込むなどの症状が出た学生は、保健室ではない別の部屋を用意し、家主連絡協議会の家主に連絡すること、市立病院との連携を強化すること、保護者へ連絡する仕組みを検討した。

課題として、①教員が発症した場合の教員の代理 ②学生・教職員が発症した場合の消毒対応 ③マスク・消毒液の在庫がない状態をどうするか ④海外へ行く場合届出が必要か、などがあげられた。その他として、サークル活動の制限・学生食堂の運営方法・体育館、部室、トレーニングルームの使用を原則禁止とした。

(2)学内の感染予防対策

これまで取り組んできた感染症予防対策は、主にマスクの着用・手洗いや手指消毒の励行・咳エチケット・換気を徹底すること、三密(密閉空間・密集場所・密接場所)回避対策。特に、飛沫感染・接触感染を防ぐこと、学生・教職員の体調管理のため健康観察記録票(**資料6-様式1**)に記入すること、校舎清掃に併せて不特定多数の者が触れる場所を1日2回消毒することを徹底した。具体的な取り組みについては、次のとおりである。

- ① 玄関、各教室等の入口に手指消毒用アルコールを設置した。
- ② 玄関に AI サーモを設置し入構者の検温とマスク着用をチェックする。
- ③ 事務局窓口にアクリル板を設置し不要不急の立入りを禁止した。
- ④ エレベータの使用を禁止した。ただし、高齢者や障害をお持ちの方の利用を除く。
- ⑤ 大教室に大型スクリーンと固定のプロジェクター4基を設置した。
- ⑥ 教卓に三面アクリル板を設置した。マイク設備を拡充し、消毒グッズを常備した。図書館にも設置した。
- ⑦ 各教室の換気を促進するため窓際と入口に扇風機を設置した。網戸を新設した。

- ⑧ ピアノレッスン室・情報処理室に除菌・抗菌クリーナーやフェイスシールドを常備した。
- ⑨ 教室の座席の間隔を 2 席空けて、前後に座らないように収容定員の密度を下げた。
- ⑩ 校舎内の主な教室でオンライン授業が受けられるように Wi-Fi 環境を整備した。
- ⑪ 対面授業と併行して行うハイブリッド授業のための通信機器等を整備した。
- ⑫ 学内にオンライン授業用のスタジオブース 4 室を整備した。
- ⑬ トイレの手洗いの徹底を促すポスターを掲示した。
- ⑭ トイレの手洗場にノータッチハンドソープを設置した。
- ⑮ トイレにハンドドライヤーの使用を中止し、ペーパータオルを設置した。
- ⑯ トイレのドアを直接触らなくても開閉できるよう、ドアノブを改良した。
- ⑰ 食堂入口に間隔を空けて座るとわかるように注意書きを掲示した。
- ⑱ 食堂食券の販売機で長蛇の列を回避するため、並ぶ立ち位置の印を床に表示した。
- ⑲ 食堂の食事受取口に透明ビニールを下げて食堂と調理場を遮蔽した。
- ⑳ 食堂の椅子を間引きして隣との間隔を空け向き合うことを回避した。

5.体調不良や感染した場合の対応や手続き

(1)新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

- ① 速やかに、ア.「発症報告書」(資料6-様式3)、イ.「行動記録票」(資料6-様式4)、ウ.「健康観察記録票」(資料6-様式1)を教職員は総務課に、学生は学生支援課に提出すること。
- ② メール若しくは電話で連絡すること。
- ③ 感染拡大防止のため、登校・外出はせず、保健所の指示に従うこと。
- ④ 学校保健安全法第 19 条の規定により、出校停止とする。

○出校停止で欠席した授業等の取扱い

- ① 学生の不利益にならないように、レポートや補講等の代替措置を講じ、適切な配慮を行う。
- ② 治癒し登校が可能となったときに、「感染症治癒証明書」(資料6-様式5)を学生支援課に提出し、授業担当教員に申し出て代替措置の指示を受けること。

○出校停止の期間

- ① 出校停止の期間は、「治癒するまで」となる。
- ② 登校再開の判断は、「治癒し、他者への感染のおそれがない」旨の「診断書」を「感染症治癒証明書」とともに学生支援課に提出すること。
- ③ 確認後、登校を許可する。

(2)発熱、軽い風邪症状等がある場合

- ① 学生支援課に電話又は「発熱・軽い風邪症状等に関する報告書」(資料6-様式2)で自分の症状について連絡し指示を受けること。
- ② 発熱・軽い風邪症状等とは、ア.咳や鼻水、イ.喉が痛い、ウ.頭が痛い、エ.息切れがする、オ.体がだるい、カ.下痢・嘔吐、キ.嗅覚・味覚異常、ク.筋肉・関節が痛む、など。
- ③ 健康観察記録票(直近 1 週間分)を提出するか電話で内容を連絡すること。
- ④ 確認後、出校停止を判断する。

(3)濃厚接触者と特定の場合、その疑いのある場合

- ① 濃厚接触者は、感染者と発症 2 日前以降、手の届く範囲(1m 以内)で、連続 15 分以上接した者
- ② 感染者の同居者や長時間同じ車内にいた人
- ③ マスクをせずに感染者と近距離で長時間会話をした人
- ④ 保健所等から濃厚接触者と特定された場合、その疑いがある場合
- ⑤ 学生支援課に連絡すること。
- ⑥ PCR 検査で陽性と判定された場合は、罹患した場合の手続きをし、療養すること。
- ⑦ PCR 検査で陰性と判定された場合は、原則感染者と最後に接触した日から 14 日間自宅待機とする。
※学生支援課が登校可能を指示するまで自宅待機すること。
- ⑧ 登校するときに「発熱・軽い風邪症状等による出校停止解除に関する報告書」(資料6-様式6)を学生支援課に提出すること。

(4)同居家族等が濃厚接触者特定、疑いのある場合

- ① 学生支援課に連絡し、自宅待機か登校可能かの指示を受けること。
- ② 同居家族等が陽性と判定され、学生も特定される可能性が高いので連絡すること。
- ③ 陰性の場合、翌日から登校可能です。発熱・軽い風邪症状等の場合は自宅療養のこと。

(5)本学で学生・教職員等が感染した場合

- ① 感染者が直近に入構した可能性が高い場合、保健所の助言を参考に、学長が「臨時休校」を判断する。
- ② 速やかに学内を消毒する。(保健所からの消毒指示を受けた施設)
- ③ 本学公式 HP に個人情報保護に配慮しながら感染情報を公表する。(学内感染に限る。)
- ④ 臨時休校後の授業再開の時期については、感染者の学内での活動態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路を確認したうえで判断する。決定後は UNIPA で連絡する。

6.学校法人國學院大學からの感染症対策経費の支援について

5/29 学校法人國學院大學理事会及び評議員会において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費として第一次補正金額が決定された。対象と支援金額は、法人傘下の國學院大學に 3.5 億円、北海道短期大学部に 5,000 万円、國學院高校に 5,000 万円、國學院久我山中学・高校に 5,000 万円とした。

令和3年2月末現在、39,975,138 円を感染症対策経費として次のとおり支出済みである。

① 支援金 22,240,000 円

・緊急修学支援金 2,224 万円

(自宅通学@30,000 円×63 名・自宅外通学@50,000 円×407 名)

② 感染拡大防止用品 3,341,341 円

・不織布マスク 72 万円・AI 検温カメラ 57 万円・消毒用アルコール 49 万円・除菌清掃委託 55 万円・図書除菌ボックス 25 万円・その他(使い捨て手袋・汚染物廃棄用ポリ袋・フェイスシールドほか)

③ 学内環境改善 1,377,861 円

・窓用網戸(換気のため)89 万円・飛沫防止パーテーション 41 万円・その他(ドアノブ改修・カラーコーン等)

④ 遠隔授業関係 9,684,517 円

・Zoom ライセンス、Vimeo ライセンス、UNIPA 機能拡張等 280 万円・Zoom 利用、スタジオ利用説明エンジニア等派遣委託 187 万円・Wi-Fi 増設等(教室・学生ホール)153 万円・AC 電源増設(教室)99 万

円・学内スタジオ PC 機器整備等 96 万円・その他(Web カメラ・ヘッドセットほか)

⑤ **ハイブリッド授業関係** 2,721,840 円

・ハイブリッド用機器整備 137 万円・ハイブリッド用機器利用説明エンジニア等派遣委託 83 万円・教卓用
アクリルパネル 51 万円・その他(スピーカーほか)

⑥ **その他** 609,579 円

・入学式資料送付通信運搬費 30 万円・オンラインオープンキャンパス費 30 万円

7.国や日本学生支援機構による学生への経済支援について

(1)国の支援制度

① その1「高等教育の修学支援新制度」

・採用結果 26 名

・採用内訳 授業料の全額支援対象者数 10 名

授業料の3分の2支援対象者数 7 名

授業料の3分の1支援対象者数 9 名

※この制度は、新型コロナウイルス感染症に関わりなく、令和2年度から国の新たな修学支援制度として発
足したものであるが、参考として、こま新制度への本学学生の採用状況について掲載した。

② その2「学生支援緊急給付金」

・採用結果 41 名

・採用内訳 A.住民税非課税世帯の学生に対して一律 20 万円支給 14 名

B.上記以外で一定の条件満たした者に対して一律 10 万円支給 27 名

※この制度は、国の新たな制度で、この緊急給付金により、国から短期大学部学生に支給された支援額の
合計は、550 万円となった。

(2)日本学生支援機構の助成事業 ※昼食弁当の無償提供

① 新型コロナウイルス感染症対策として、学生食堂において、2か月間(11/30-12/24)昼食弁当 350 人
分(1人4回分)を無償で提供し、経済的に困窮する学生を支援した。

② 事業運営については、学生会の協力により、配布作業や感染症拡大防止のための食事の方法などの指
導を行った。

③ 人気の高いメニュー4種類(ヒレカツ弁当・生姜焼き弁当・チキンカツ弁当・とんかつ弁当)を提供した。

8.学生食堂について

(1)学生食堂の感染拡大対策

① 昼休み40分の時間内に、学生が集中するため、食券の自販機を学食外の廊下に移動し、密集を避ける。
また、午前中の時間に食券を購入するようにし、昼休みの混雑緩和を回避した。

② 学生玄関横の空きスペースや、空き教室等に移動して食事ができるようにした。

③ 対面での食事を避け、同方向を向くように、利用できない椅子を表示し、机・椅子の配置を工夫した。

④ 弁当・パンの販売について検討したが、ペイしないことから実施できなかった。

⑤ 7月からの幼児・児童教育学科の対面授業に対応するため、市内弁当業者の協力により、前日注文の
デリバリー方式の仕組みをスタートさせたが、昼食をはさむ授業がないことからあまり需要がなかった。

(2) 食堂委託業者の営業状況

- ① 4月13日から10月20日まで休業
- ② 10月21日から11月25日までの水曜日・木曜日のみ営業
- ③ 1月13日から1月21日までの水曜日・木曜日のみ営業

9. 遠隔授業について

(1) 遠隔授業の検討

- ① 早急に授業を開始できるようにするため、4/7の危機管理委員会で遠隔授業の可能性について調査・検討を進める学内プロジェクトチームの立ち上げについて意見があった。
- ② 学内の情報処理・機器等を総合的に委託している「ユアサポートサービス」やコンピュータ科目の富士池講師の支援を仰ぎ、指導をいただくことになった。
- ③ 4/16の危機管理委員会で、遠隔授業の整備を進めることが決定された。舛井学生支援委員長と富士池講師がZoomの利用方法について実際にパソコン・タブレット等を使用してデモンストレーションを実施し、共通理解を深めることとなった。
- ④ オリエンテーションなど、全体で行うものは、UNIPA、YouTubeを使用し動画配信とする。
- ⑤ 履修指導のうち、学科で行う指導は、動画では難しいことが確認された。
- ⑥ 課題として、・習熟が必要 ・機器の整備が必要 ・どこから発信するか ・非常勤講師への理解 ・実技授業の実施方法等 などがあげられ、検討を進めることとなった。
- ⑦ 各学科における、遠隔授業が可能な授業と、できない授業の確認をする。
- ⑧ 学生アパートのWi-Fi環境整備の促進について、現行の整備率34%をできるだけ整備を進めていただくよう家主協議会の長野会長に申し入れをして、4/24の総会で周知することになった。

(2) プロジェクトチーム発足

- ① 学長が、委員長に山寺副学長(国文学科長)、舛井学生支援委員長、菅原幼保コース長、守屋学生支援課長、畠山学生支援課職員の5名を指名した。
- ② 技術サポートとして、富士池講師(ユアサポートサービス)にお願いすることとなった。
- ④ 遠隔授業のスタート目標を5/11開催のオリエンテーションまでと定めた。
- ⑤ 國學院大學でもすでに遠隔授業実施の検討が進められており、4/10付で大學教務部長から各教員に「前期授業の開始に向けて(お願い)」で「遠隔授業実施要領」が示されたことから、本学において参考とした。

(3) 学習環境の準備

4/21 学長から学生・保護者あて、緊急事態宣言における不要不急の外出や移動の自粛が強く求められている中、感染防止とクラスターを発生させないために遠隔授業を導入することから、次のとおり、学習環境の準備についてお願いした、

- ① ノートパソコンの所有
- ② Wi-Fi環境の整備
- ③ プリンター

(4) 環境整備・機器整備

5/8 学校法人國學院大學からの感染症対策経費 5,000万円を活用して、教室AC電源の増設、Wi-Fi増設、ZoomライセンスやVimeoのライセンス、UNIPA機能の拡張、学内スタジオなどを整備した。また、後期授業ではハイブリッド授業用に機器整備を行った。

(5)研修

遠隔PJが策定したロードマップにより、各研修をはじめ、教務関係の規定の整備、新しいUNIPAの活用、遠隔授業の質向上の検討などが進められた。

- 4/30「FD 研修」で遠隔授業のつくり方や教員向けに遠隔授業に必要なPCやヘッドセットなど周辺機器を紹介
- 5/7 兼任教員向け研修
- 5/10 専任・兼任教員向け新UNIPA研修などを行い、教員全員が遠隔授業を行うことが可能となった。

(6)課題

- ① 出欠席については、課題を持って出席とする。ただし、点呼等でも出席とする。
- ② 試験については、レポート等で実施する
- ③ 学生格差については、学生が所持する媒体により、授業理解に差が出ないようにする。
- ④ 授業資料のプリントアウトについては、大学のプリンターを開放する場合、授業科目数や学生数を考慮すると、3密状態になる恐れがある。教員にプリントを使わないようお願いした。
- ⑤ 学生の通信費については、通信量が少なく済むよう考慮すること。
- ⑥ 遠隔授業の1限の時間について、上限等を決める。

(7)行動指針(フェーズ表)

5/21 遠隔PJが作成したフェーズ^{※6}表については、名称を「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」(資料7)とし、感染フェーズの変化等今後の状況に応じ、危機管理委員会の承認のもと、随時見直しを行いながら進めることとなった。

※6「フェーズ」局面・段階・変化する過程の一区切り

(8)7月からの授業計画

- ① 幼保コース2年生は7/6から、幼保コース1年生と児教コースは7/20から対面授業を開始することになった。他の学科については、オンライン授業を継続した。それに伴い、学生の移動を7/3までとした。
- ② 5/12に授業再開に向けて、5/18現在学生がどこにいるかのアンケート調査を実施した。(対象者数479名・回答率98%)5/18以降、概ね半数以上の学生が滝川市内にいることになることがわかった。

※アンケート結果

<通常ならば>

- 自宅通学74名(16%)
- 自宅外通学(アパート等)396名(84%)

<5/18現在>

- 道内318名(68%)うち・滝川市内246名(77%)・滝川市外72名(23%)
- 道外152名(32%)

(9)後期授業の考え方

後期授業から対面授業とすることについては、感染リスクやクラスター等への不安があることから、国文学科と総合教養学科については、オンライン授業を基本とするものの、滝川に移動している学生には少人数のゼミ、演習、実技科目などで対面化を図ることとした。どの授業を対面授業にするかは学科が判断することとし、その後感染状況を見ながら順次対面授業を増やす方針を明示した。幼児・児童教育学科については、前期の授業形態を継続することとした。

(10)11/9 以降の授業の考え方

後期授業開始から 3 週間が経過し、各学科で実施されている一部対面授業を検証し、10/15 開催の危機管理委員会が条件付きで対面授業の拡大を決定した。

- ① 受講者50人までの授業を対面授業とする(大学方針)。
- ② 対面授業に戻す時期は、11/9(11月第2週目)から開始する。
- ③ 専任教員に対象科目を登録させる(実施可能科目)。
- ④ 学食、402 教室、図書館の Wi-Fi、各教室のコンセント増設等を整備する。

10.教科書の販売方法について

教科書販売については、通常紀伊国屋書店が大学内で対面により販売しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「密」を避けることから、(学生に送料等の金銭的負担がかかるが)代引き宅配とした。

11.授業時間の見直しについて

(1)1 回の講義時間 90 分の見直し

感染拡大防止のため、1 回の講義時間を 75 分に短縮できないか検討した。課題として、スクールバスと JR の接続を考慮すべきなどの意見があったが、教務委員会の結論は、75 分授業は不可能であるとした。

(2)昼休み時間の見直し

学生食堂の座席の間引きや換気等を施したとしても、「密」は避けられないことから。現行 40 分の昼休み時間を可能な限り延長し、学生が集中することを避けることができないかを検討した結果、10 分の延長となった。

(3)6 講目新設の可能性

現在、5 講目までの授業時間割となっているが、緊急的・臨時的に 6 講目を活用することはできるものの、ただでさえ短期大学の授業は「過密」であることから、これ以上の学生への負担を強いることはできないとした。

(現行) (改正後)

1 講時 09:15-10:45 → 09:10-10:40

2 講時 10:55-12:25 → 10:50-12:20

昼休み 12:25-13:05 → 12:20-13:10 ※昼休み時間を現行 40 分から改正後 50 分に延長した。

3 講時 13:05-14:35 → 13:10-14:40

4 講時 14:45-16:15 → 14:50-16:20

5 講時 16:25-17:55 → 16:30-18:00

6 講時 18:05-19:35 → 18:10-19:40

12.対面授業への移行基準について

(1)対面授業へ移行する課題・意見

- ① 各教員が申告・許可により対面授業開始の判断をすること。
- ② 学生の不安や疑問を解決すること。
- ③ サークル活動等も順次通常に戻していくこと。
- ④ 首都圏の第 2 波を考慮し、学生の移動時期をいつにするか。(※滝川来ている学生 222 人、道外にいる学生 151 人)

- ⑤ 対面授業とオンライン授業を併せて進行させるのは難しい。
 - ・道外の自宅から移動してくる学生の等の環境・状態の把握が必要。
 - ・対面でなければだめな授業の把握、また、この状況下で学生の不安への配慮が必要
 - ・対面授業を希望する教員の調査も必要。大人数の対面授業は不可能。
 - ・幼保は、小人数のため、対面授業が可能。全学的に足並みをそろえる意味で、幼保が先行して対面授業を行うためには、安全面と環境を整える。
 - ・対面授業を行うための基準はあるのか。
 - ・遠隔授業の解除について、学生父母に告知が必要。
- ⑥ 感染防止対策の強化として、換気を学内にある 10 台の扇風機を配備して対応することや教室内にゴミ箱を設置していないので、学生のマスクは自宅に持ち帰るよう指導する。
- ⑦ 学生への周知を早いうちから行い、混乱のないように対応する。
- ⑧ 全学生のうち約 7 割以上が滝川市に移動後発症せずに 1 ヶ月以上が経過している。

(2)留意点

- ① 学内の感染予防対策・対面授業に向けた機器の整備状況を点検する。
- ② 公式 HP の学長メッセージの内容に則り、対面授業への移行について継続して検討する。
- ③ おおむね一か月毎に対面授業化を学科単位で検討していく。
- ④ 学生・保護者に基準を明確にし、合理的説明ができるようにする。(文科省留意事項)
- ⑤ 学生の対面授業出席の要件を再確認する。
- ⑥ 基本は、対面出席、教育的配慮を要する学生のみオンラインとする。
- ⑦ 授業以外の学生生活再開について学生支援委員会が検討する。
- ⑧ 教職員の出張及び私事で北海道外活動の制限、用務後の自宅待機期間等の扱い。
 - ※國學院大學・滝川市役所は制限や待機期間を設けていないので、本学の取扱いも同様とする。
- ⑨ 教育実習など学生の移動制限について検討する。
- ⑩ 今後の状況に応じた「フェーズ表」の見直しを検討する。

(3)本学の方針

- ① 受講者50人までの授業を対面授業とする。
- ② 対面授業に戻す時期は、11 月第 2 週目から(11/9～)とする。
- ③ 専任教員に対面授業実施対象科目を登録させる。
- ④ 学食、402 教室の Wi-Fi、各教室のコンセント等の整備を再確認する。

13.学生の生活指導について

テレビや新聞では、毎日毎日コロナコロナで国民は気が滅入っている。不要不急の外出や人が多く集まる懇親会等の自粛が社会的に強く求められている中、若干の学生に問題行動が見られ、注意処分や生活指導が行われた。

入学式の中止や前期授業開始が1か月遅れたこと、前期授業がほとんどオンラインで行われたことなどから、本学の学生の 7 割が本州、特に首都圏出身であり、北海道で学ぶためにやってきたものの、大学の目の前のアパートにいても、新入生は一度も大学に入ることもできず、部活なし、カラオケダメ、繁華街にも出かけられない、ひたすらパソコンに向かい息が詰まる状態で生活していたのである。

特に、新入生は、家賃を払い続けながらもアパートに一度も住んでいない、中にはアパートを借りていない学生もいた。また、オンライン授業が続くためアパートを引き払ったり、対面授業に出席できるにも関わらず許可なくオンライン授業を受けている学生もいた。

秋になっても、新型コロナウイルス感染拡大は収まらず、依然として「緊急的措置」でオンライン授業を展開しなければならなかったことから、学生の気持ちも十分に理解できるところである。

人の心や体は、適度な活動が必要であるようにできている。活動の制限や人との交流の制限は、ストレスがたまり抑うつ状態となり、学生はイライラし始めていた。もう少し、学生が置かれている状況をしっかりと把握して、「もう限界、心が限界、孤独」・「睡眠不足」・「心身不調」・「このままでは退学、休学」という見えない声に耳を貸して、大学として適切に対応できることがあったのではないかと深く反省しているところである。

また、2年間という短い期間の中で、学問以外にも学ぶことが多い大学生活だが、1年間、部活・サークル活動ができなかったことは、次の1年生にうまくつながっていくかどうか、不安な要素もある。

オンライン授業の継続は、保護者からも通信大学に子どもを送ったわけではない、施設費や授業料は返ってこないのか、毎回要求される課題のレポートはきついと子どもが言っている、一日中パソコンに向かっての授業はキツイ、質問しても返事がないので不安になる、など保護者から心配する声もあった。

14.心のケアについて

これまで学生の急な体調不良やケガの応急処置など主に身体的健康面をサポートしてきた「健康相談室」では、メンタル面における相談も年々増えてきている状況である。本学としてもスクールカウンセラーの配置の必要性についても検討しているところである。

コロナ禍で大学の目の前に住んでいるにもかかわらず通学できず、後期授業が始まってから徐々に対面授業が増えていこうという予測もあったが、冬が近づくと第3波がやってきて、状況が好転せず、不安を感じる学生が多かったことは承知していたが対応できなかった。

ほとんどの授業がオンライン授業で、自分の居場所がわからない、ただ動画を見るだけ、大量の課題、友人がつかれない、オンラインならこの大学を選ばなかったのに、コミュニケーション機会が全くなかった、など孤立状況が深刻化する中でメンタルヘルスの重要性を再認識したところである。

学生のメンタルな部分は、オンライン授業では補えず、親身になって学生と向き合うスクールカウンセラーや支援員などの配置が求められる。また、現状の課題としては、ゼミ単位の学生のケアや双方向の面談が必要であるとともに、オフィスアワーを活用するなど教員による個人面談が必要であると考えられる。

15.図書館の利用について

4月から学生の入構制限に伴い閉館していたが、7/20以降に幼児・児童教育学科の対面授業の一部開始に併せて、図書館が開放された。土曜日・日曜日については閉館とし、開館時間を短縮し、16時30分までとした。また、入館条件として、マスク着用やアルコールの手指消毒の励行はもちろんのこと、一般市民の利用は見合わせ教職員のみ利用とした。その他の利用対策については、次のとおり。

- ① 座席の間隔を空けるため配置変更。閲覧室の使用禁止。椅子の撤去。
- ② 返却図書は、除菌ボックスやアルコールで表紙を拭くなどの消毒を施した。
- ③ 滞在時間を20分以内に制限し、入館時に入館時間と氏名を記入させた。
- ④ 前期は、貸出・返却・検索・コピー機の利用のみした。

- ⑤ 休み時間ごとに換気・消毒をした。
- ⑥ パソコンの利用は検索のみとし、椅子は撤去した。
- ⑦ 開館・閉館時に机等の消毒を行う。
- ⑧ 出入口は玄関は閉鎖し、学内からの一か所とした。
- ⑨ カウンターや閲覧室にアクリル板を設置した。
- ⑩ 授業利用は当分の間禁止とし、禁帯出の図書は教員名の貸出しとした。

16.後期授業の考え方について

(1)経過

- ① 6/18 付学長メッセージ(抜粋)「…7/1以降も前期終了まで遠隔授業を継続とした。ただし、幼児・児童教育学科は教育指導上の特性から実習や実技科目が多く対面での指導が有効であること、また少人数での授業が多く、人と人との距離を十分にとることが可能であることから、新型コロナウイルス感染症の学内蔓延防止策を講じながら、専門科目を中心に学内での対面授業を開始いたします。」
- ② 8/8 付学長メッセージ(抜粋)「…早期の対面授業への移行や、クラブ活動等の学生同士の交流を望む声も寄せられています。…9/28から開始する後期授業についてですが、…引き続き主として遠隔授業を継続します。ただし、国文学科・総合教養学科を含めた三学科において、実技、実習、卒業論文、ゼミナール等で一部対面授業を取り入れ、授業展開することといたします。…感染防止対策の工夫を進めるなかで、安全の確保が見込めると判断される科目についての対面への移行についても、継続して検討してまいります。」

(2)9/15 付文科省通知「後期授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について」

- ① 遠隔授業の実施のみで全てが完結するものでなく、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間的人的交流等も重要な要素である。
- ② ほとんどの大学が感染対策を講じた上で全面的に面接授業を実施するか、または、面接授業と遠隔授業を併用する方針である。全面的に遠隔授業の大学等はごく少数となっている。(北海道・東北では4%)
- ③ 大学等の約6割が、授業全体の概ね半分以上で対面授業を実施する。ほとんどの授業を遠隔授業で行うのは約2割である。また、学生が1週間に半分以上キャンパスを訪れることができる大学が8割を超える。
- ④ 遠隔授業は特例的措置であり、十分な感染対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限ること。遠隔授業が面接授業に相当する教育効果を有する必要があること。
- ⑤ 面接授業の機会が著しく少ない場合等においては、面接授業を実施できない理由やそれに代わる学生の交流機会の設定等の必要な情報について学生に対し合理的な説明を丁寧に行うこと。
- ⑥ 学生が自宅での遠隔授業の受講に終始しないようにすること。
- ⑦ 施設内の教室やPCルームにWi-Fi環境を整備し、学生に解放すること。
- ⑧ 遠隔授業における課題について、実施状況や全体量を把握して学生に過度の負担を強めないこと。
- ⑨ 非常勤講師などの教員に過度の負担を強いることのないようにすること。
- ⑩ 学生と教員のコミュニケーション、学生同士の交流の機会を積極的に設定すること。
- ⑪ 学生の悩みや不安を解消するためのきめ細かい対応を。特に就職活動の情報提供や相談体制を強化すること。

⑫ 感染対策を講じたうえで、できる限り工夫をして学生の図書館利用に努めること。

(3) 対面授業に向けての感染症予防対策(再確認)

- ① マスクの着用、手洗いや手指消毒の励行、咳エチケット、換気を行う。
- ② 換気の悪い密閉空間、多数集まる密集場所、近距離での会話が生じる密接場面、いわゆる三密回避を行う。
- ③ 感染源を絶つための学生や教職員の検温(正面玄関に AI サーモを設置)や健康観察
- ④ 飛沫感染や接触感染による感染経路を絶つこと
- ⑤ 不特定多数の者が触れる場所の消毒(ドアノブ・カウンターなど、エレベータは使用中止)を1日2回実施する。
- ⑥ 教室入口に手指消毒用アルコールを設置する。
- ⑦ トイレのドアノブを改良し、ノータッチハンドソープやペーパータオルを設置する。
- ⑧ 教室の換気を促進するために出入口付近に扇風機を設置する。
- ⑨ 教卓に三面アクリル板を設置する。マイク設備を拡充する。消毒グッズを常備する。
- ⑩ 教室の座席配置の間隔を2席あける。また、前後の座らないようにする。収容定員の半分まで密度を下げる。
- ⑪ 学生食堂の座席の片側を外し、ステッカーを貼り、隣合って座らないように明示する。(現在学食は休止)

(4) 対面化率の現状 (10/15 現在の状況)

- ① 全体で1週間161コマ。うち対面授業は32コマ。対面化率20%。
- ② 国文学科は、1週間49コマ。うち対面授業は2コマ。対面化率4%。
 - ・総合教養学科は、1週間57コマ。うち対面授業は2コマ。対面化率4%。
 - ・幼児保育コースは、1週間29コマ。うち対面授業は9コマ。対面化率31%。
 - ・児童教育コースは、1週間26コマ。うち対面授業は19コマ。対面化率73%。
- ③ 対面授業を実施する専任教員は、国文学科2コマのうち2コマ、総合教養学科2コマのうち2コマ、幼児保育コース9コマのうち2コマ、児童教育コース19コマのうち11コマ。
- ④ 概ね50人以上の授業は、25コマ。(対面化率84%が可能となる。)
※文科省は、多人数の授業は、二教室にわけるなどの工夫が必要としている。

(5) 学生から寄せられた意見

- 短大は少人数なのになぜゼミだけが対面なのか。
- 幼保コースは15名程度なのに、なぜ対面ができないのか。
- 幼保コースで前期の後半に対面をやった先生が、後期にオンラインになったのはなぜか。
- 私たち学生は後期授業のため滝川にやってきて1か月がすぎて感染リスクが低くなったのになぜ対面にならないのか。

(6) ハイブリッド授業における対面授業・遠隔授業の選択

遠隔を認めるのは、次のとおり特別な理由や事情のある場合(特別な配慮を要する学生)に限るとした。

- ① 基礎疾患を有するなど重症化リスクが高い学生
- ② 通学のために要する移動距離が長い学生
- ③ 重症化リスクが高い高齢者と同居している学生

④ その他特別な事情がある学生

1/13 現在、遠隔授業を認めた学生は、全体で 72 名となった。理由としては、①が 10 名、②が 10 名、③が 3 名、④が 49 名、学科別では、国文学科 26 名、総合教養学科 40 名、幼児・児童教育学科 6 名、学年別では、1 年生 37 名、2 年生 35 名であった。

(7) 対面授業への移行

大学周辺に7割から8割の学生が来ており、発症せずに1ヶ月以上経過している。首都圏、札幌よりも感染リスクが低いことから、滝川市に立地している利点を生かして、対面授業への移行を検討する必要がある。

(8) 他大学の状況

- 北海学園大学は、全科目の7割を、札幌大学は、全科目の8割を対面に。
- 札幌学院大学は、対面と遠隔を半々に。・北星学園大学は、遠隔基本に対面併用。
- 北海道大学は、十分な感染対策が行える科目は対面。・室蘭工業大学は、対面中心。
- 小樽商科大学は、遠隔・対面・混合型。
- 一橋大学は、対面授業。各教室最大定員の三分の一を限度とする。
- 明治大学は、活動制限指針レベルを見直して引き下げた。
- 早稲田大学は、三密回避で対面授業を再開する。

(9) 首都圏の大学が原則遠隔授業としている理由と小中高校との違い

- ① 学生数と生徒数が桁違い。大学は千人単位・万人単位、高校は1教室40人。体育でも2クラス一緒に男女別々なのでやはり単位は40人指導。
- ② 通学時間が長い。
- ③ 学園祭などのイベントが多いことから人が過密に。
- ④ 教室・設備数が多い。
- ⑤ 時間割・座席が固定ではない。→濃厚接触者の洗い出しが困難。
- ⑥ 高齢の教員が多い。
- ⑦ 飛沫感染リスクが高い。→語学・ディスカッション
- ⑧ オンライン環境の整備が短期間でできた。
- ⑨ 部活動やサークル活動が多岐にわたり活発
- ⑩ 学校帰りに飲みに行く危険性。

(10) 部活動やサークル活動の再開

部活動やサークル活動については、4 月からの学校行事の中止に伴い、体育館・部室・トレーニングルームの使用禁止、入構制限や遠隔授業の実施など、キャンパス内の感染拡大防止を最重要課題と捉え、当分の間、原則禁止とした。

後期授業が始まった 10 月に学生支援委員会が「部・サークル活動における感染拡大防止対策のガイドライン」を策定し、①活動時に遵守する感染防止対策、②部・サークル等の代表者が管理すべきこと、③活動許可について、④感染者が発生した場合について、などを定め活動が再開された。

(11) フェーズの見直し

行動指針のフェーズについては、設定当時の情報に基づき感染状況や他大学のフェーズ表を参考に策定したが、数ヶ月が経過し、社会情勢も変化し、現状に対応するための見直しが必要となった。※他大学においても現状を考慮しながら随時修正している状況である。

(12)その他 ※事務局、國學院大學、他大学に寄せられている学生の声(ランダム抜粋)

- 登校を禁じられた・課外活動禁じられた・アルバイトの機会を失った。
- 緊急事態宣言以降、他者との面会や交流が減った。
- 外での居場所を失う・自宅にこもることを余儀なくされた。
- 学生時代は人生で最も貴重なひと時なのに。
- 健康相談室(國學院大學)などの閉鎖は、行き場のない学生に追い打ちをかける。悩み相談室。失ってはじめてわかることもある。
- ステイホームは家に居場所のない人たちにとって酷なこと。極端な話では虐待やDVの増加がみられる。
- オンライン授業は、文科省の通達もあり、当初は学生の負担を少なくするために90分を45分にでは。段々と教員の指導の都合により、90分になっている。学生の負担を無視している。そもそも90分の授業を45分に短縮すれば、授業の質は低下するのではと心配だ。
- 完全収束まで数年かかる。コロナとの共存。特効薬や治療法が開発されたとしても先のことは誰もわからない。新しいスタイルを工夫しながら乗り越えていくことが大切だ。このままでいいわけがない。
- 友人がつくれないので勉強の内容が教え合えない。友人ができたなら学食で食べながらお話ししたいな。
- みんなと会ったことがなかったので交流が楽しみ。大学生活がキラキラしていない。精神的に不安だ。
- 大学だけが日常がまったく戻ってこない。いろいろなものが再開しつつある中・・・。
- 高校などの部活動などは通常なみに活動しているのに、毎日活動しない短大の部活動が再開しないのはなぜ。週1回でもダメなのか。
- 仕組みがわからない、なじめない。人に聞きたくても聞けない。わけがわからないうちに単位落とした。
- 大学生だけがエアポケットのように社会の再始動から抜け落ちている。
- キャンパスライフを知らない1年生はもがき苦しんでいる。
- 先生にオンラインで質問しても返ってこない。
- 国立大学の多くは、10月から実験・実習に限らず、教育効果の面から対面授業を増やす方向。経済動いている。活動を再開すべきではないか。
- リモート授業における苦勞、試行錯誤、課題は多い。緊急対応で当たり前。付け焼刃。
- 東京など都会の大学、満員電車で長時間通学、リモート授業のニーズは高い。
- 大学の放送大学化か。そもそも緊急対応なので質的なものはあまり期待できない。

17.父母会について

(1)役員を選出

役員を選出については、入学式が中止となり1年生の父母対象の打ち合わせ会が開催できなかったため、役員が決まっていない状態が続いていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、移動制限や入構制限により、会議を開催することができなかった。

(2)総会

総会は、例年大学祭の「ありす祭」に併せて開催していたが、中止となり開催できなかったことから、書面総会とした。

(3)支部総会

支部総会については、前期授業が 9/19 までと変更になったため、日程調整ができないことから書面総会とした。

(4)個人面談

個人面談は、感染リスクを回避するため Zoom を活用してオンラインにより、学科・コース別に 9/5.6.11.12.13 の延べ 5 回にわたって開催した。

IV 第二章 參考資料（資料1～資料9）

コロナ禍での社会の動きと本学の対応

年月日	コロナ禍での社会の動き	國學院大學北海道短大の対応
R1.12.31	WHO 世界保健機関中国事務所へ原因不明の肺炎クラスターが中国・武漢市で発生したと報告	
R2.01.09	WHO が新型コロナウイルスCOVID-19 による肺炎と公表	
R2.01.15	国内最初の感染者が確認	
R2.03.11	WHOがパンデミック宣言	
R2.03.19		卒業式を中止
R2.04.02		「新型コロナウイルス感染症対策について」を発信(学生・教職員あて)
R2.04.07	緊急事態宣言を発令。緊急事態措置区域を 7 都府県に(~5/6)	
R2.04.08	【北海道】〇5/6 までを集中対策期間に	
R2.04.16	6 道府県を加えて特定警戒都道府県に。緊急事態宣言を全都道府県に発出	
R2.04.17		【危機管理委員会から学生宛/公式 HP】〇緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大〇5/6 まで外出自粛・施設使用制限・3 密回避・道外からの移動禁止
R2.04.20	休業要請(大学施設の使用禁止・イベント停止)	
R2.04.22		【学長から保護者宛お願い/公式 HP】〇遠隔授業のための PC 環境・IN 環境などの学修環境整備の準備をお願い(ノートパソコン・Wi-Fi 環境・プリンター) 【学生支援委員会/公式 HP】〇感染拡大防止のため適切な行動(各注意点により)を要請〇部・サークルのキャンパス内外での活動を当面の間禁止(SNS 勧誘・飲食伴うイベントやミーティング)
R2.04.23		【学生支援委員会/公式 HP】〇6/20-21 予定の「ありす祭」の開催を中止する。
R2.04.30		【学生・保護者宛お願い/公式 HP】〇「移動自粛についてのお願い」周知〇緊急事態宣言解除後の状況を判断し猶予期間を設け移動開始時期を通知
R2.05.04	緊急措置区域を全都道府県に。緊急事態宣言の延長(~5/31)。対象地域への旅行等の不要不急往來を控える。	
R2.05.07		【学生宛お願い/公式 HP】〇4/30 付「移動自粛についてのお願い」の継続〇5/11 オリエンテーション、5/14 授業開始、オンラインで実施
R2.05.08		【学長からの通知/公式 HP】〇5/11 から遠隔授業が始まる。〇学校法人からコロナ対策費として 5,000 万円の支援あり。(〇緊急修学支援費として自宅通学者 3 万円、自宅外通学者 5 万円を支給〇遠隔授業の環境整備費など)
R2.05.14	緊急事態宣言の解除(39 県)	【学長からのお願い/公式 HP】〇遠隔授業で前期授業が始まる。※幼児・児童教育学科は 5/11 から。〇ノート・パソコン・プリンタ・Wi-Fi 環境の整備を依頼
R2.05.21	緊急事態宣言の解除(大阪府・京都府・兵庫県)	
R2.05.25	緊急事態宣言の解除(首都圏+北海道)	

R2.05.28		6月中の遠隔授業の継続決定
R2.05.29		【学長メッセージ/公式 HP】○緊急事態宣言は解除されたが他県間移動は自粛。○対面授業の一部実施の可能性について検討中。○6月中は遠隔授業継続。
R2.06.02		滝川市が学生全員に地元産米(滝川産ななつぼし一人5kg)を市長の応援メッセージとともに配布
R2.06.18		【学長メッセージ/公式 HP】○7月以降、前期終了まで遠隔授業の継続決定。ただし、幼児・児童教育学科の一部実習・実技科目等は対面授業を開始。
R2.07.06		【図書館利用について/公式HP】○07/20から幼児・児童教育学科の学生は利用可能に○土日閉館○利用時間短縮～16:30○マスク着用・手指アルコール消毒・図書の除菌BOX設置
R2.07.27	【文科省】○「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」事務連絡。	
R2.07.30		【危機管理対策本部小委員会】※7/6 幼保コースが一部対面授業開始。7/20 児教コースが一部対面授業開始。全体的には今後感染予防対策後に対面授業を○検温・マスク・換気・机椅子の配置・教卓にビニールシート・アクリル板・資料配布・登下校・移動中・トイレ・昼食・教卓にセルフチェック掲示・健康観察記録表・マイク消毒・除菌シート常備・フェイスシールド・入構時の学生の流れ・対面とオンラインの混在などの対策を ○図書館開館。(土日閉館、開館時間短縮～16:30)
R2.08.08		【学長メッセージ公式HP/後期授業について】○後期授業は主として遠隔授業を継続○実技・実習・卒論・ゼミ等で一部対面授業○諸々の理由で対面参加できない学生は遠隔受講○感染防止対策を工夫しながら対面授業移行を検討
R2.09.05		【学長メッセージ/後期授業・集中講義について/ 父母会オンライン個人面談待機中参照録画】○後期授業は遠隔授業を継続○幼児・児童教育学科の資格取得科目は対面授業○国文学科と総合教養学科は卒論・ゼミを対面授業に○ただし、対面授業に参加できない学生、基礎疾患を有する者・感染不安な者・家庭の経済状況が悪化している者などで申し入れのあった者はオンライン授業対応○成績評価に差はでない○1科目でも対面受講のこと○編入学・就職・進路変更・学習方法・科目履修など直接サポート指導あり○編入学に集中講義の成績は重要
R2.09.10		【後期卒論・ゼミ受講形態】※対面受講者数割合○国文1年73%、2年48%○総合教養学科1年49%、2年53%
R2.09.15	【文科省】○「大学等における後期授業の実施と感染防止対策」を周知。○学修機会の確保○感染対策のうえ面接授業を実施すること○できない場合は理由や合理的な説明が必要○新しい生活様式の実践○遠隔授業が面接授業に相当する教育効果○通信費が学生の負担にならないように○交流機会の設定等の学生生活への配慮○図書館などの施設利用を進める	
R2.10.02	【文科省】○「全国の大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査結果」を公表。○対面授業半分以上が北海道・東北の割合が75%○週2日以上登校できる学生の割合は93%	

R2.10.15		【第 19 回危機管理委員会】○感染予防対策・対面授業に向けた機器の整備点検○対面授業拡大の検討継続○オンライン承認の要件○学生活動の再開○道外出張後の経過観察期間・自宅待機期間の取扱い○学生の移動制限○フェーズ表の見直し
R2.10.23		【対面授業移行/教職員アンケート】○50 人以下の科目○ハイブリッド方式でオンライン併用○学内でのオンライン授業の受講○ハイブリッド授業の検証・成績評価の公平性○2 週間の健康観察期間等
R2.10.28	【北海道】○集中対策期間(～11/10)を設けた。発熱・咳など体調が悪い場合は外出控える。飲酒場で感染リスクを回避。マスク・人との距離・大声。※警戒ステージ 2 に移行	【図書館利用について/公式HP】○11/02 から予約制座席指定で閲覧室を一部開放○複数人利用禁止○利用時間 20 分以内
R2.10.29		【第 20 回危機管理委員会】○11/9 から対面授業拡大・時間割変更○教室収容人数○校内 Wi-Fi 整備状況○学生の移動○対面授業できない学生の取扱い
R2.10.30		【学長メッセージ公式HP】○11/9 から対面授業の拡大○対象 50 人以下の授業○特別な配慮を要する学生は引き続きハイブリッド型授業受講可能○道外からの移動後の経過観察期間は廃止、1 週間の健康記録は必要
R2.11.05		【事務連絡】特別な配慮を要する学生(オンライン受講承認者)は文科省通知に基づく①基礎疾患を有する者②公共交通機関を利用し通学時間の長い者③高齢者と同居する者④その他特別な事情を認められる者
R2.11.06		【お知らせ/公式HP】これまでの感染症予防対策を公開【ハイブリッド授業機器操作研修会(～11/07)】
R2.11.07	【北海道】○集中対策期間(～11/27)を設けた。<札幌市内>で感染リスクを回避できない場合は①不要不急の外出控える。②市外との不要不急の往来を控える。<道内全域>札幌市との不要不急の往来を控える。※警戒ステージ 3 に移行	
R2.11.09	【内閣官房分科会】○対策強化について緊急宣言。冬季対策・学生の飲み会・寮生活・課外活動等でのクラスター防止を注意喚起の徹底。	
R2.11.19	【文科省】○感染症対策の徹底を周知。	
R2.11.26	【北海道】○集中対策期間(～11/27)を 12/11 まで 2 週間延長した。○札幌市の接待を伴う飲食店に対する措置○重症化リスクの高い方々への更なる注意喚起○感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出等を要請	
R2.11.27		【対面授業を継続するために(感染拡大防止のお願い)/学生・保護者宛/公式HP】○対面授業を継続○感染拡大防止のための留意点の徹底○50 人以下の科目の対面化移行を継続して検討
R2.11.30		【換気促進校内放送】(11/30-12-12 の期間、教室の換気等のお願いを 90 分授業の 45 分経過後の①09:55②11:35③13:55④15:35⑤17:15に校内放送した。また休憩時間も窓開放を盛り込んだ。昼食時間の 12:30 にマスクをはずすことの多い昼食時間の注意喚起事項を校内放送した。)
R2.12.10	【北海道】○12/11 まで 2 週間延長した「集中対策期間」を 1/15 までさらに延長する。※札幌市内の接待飲食店への休業要請～12/25 継続	
R2.12.12		【対面授業を継続するために(感染拡大防止のお願い)/

		学生・保護者の皆様】○11/27 付文書で留意点をお願いした。○対面授業は継続○道はR3.1/15まで集中的対策期間延長、12/25 まで強い措置期間○再度感染拡大防止の徹底を
R2.12.17		【令和2年度卒業証書授与式】※第8回教授会で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるため参加者を最小限として、全員マスク・手指消毒や検温をしっかり徹底して開催することが決定された。保護者へは動画配信サービスでライブ配信する。
R3.01.07	【政府が緊急事態宣言を再発令】○対象は東京・神奈川・埼玉・千葉の1都3県○期間は1/8-2/7○飲食店の時短など○不要不急の外出自粛・テレワーク推進△7割○部活動は制限○イベントは上限5000人+収容率50%以下○解除要件は500人/日【北海道の1/15までの集中対策期間】○1都3県との不要不急の往来自粛を求めた。	【学長メッセージ公式HP】○北海道は対策効果で減少傾向にある。首都圏の1都3県は政府が緊急事態宣言を発令。○1/12からの授業は感染拡大防止を徹底し対面授業を行う。○7項目について再度注意を促した。
R3.01.13	【政府が緊急事態宣言を再発令】○対象は大阪・京都・兵庫・愛知・岐阜・栃木・福岡の2府5県を加える。○期間は1/13-2/7○内容は前述同様	
R3.01.14	【北海道】○「集中対策期間」を新たに設定した。○期間は、1/16-2/15とした。○国の緊急事態宣言を踏まえる。○宣言対象地域との不要不急の往來を控えるほか。	
R3.02.02	【政府が緊急事態宣言を1か月延長】○期間を3/7まで1か月延長。○対象は11都府県中栃木県を除く10都府県。首都圏4都県(東京・埼玉・千葉・神奈川)、関西圏3府県(大阪・京都・兵庫)、中京圏2県(愛知・岐阜)、福岡県。○主な施策、解除要件は東京で1日500人・大阪1日300人を下回ること。○資金支援140万円を200万円に。○飲食店の午後8時までの時短で協力金1日6万円支援。○日中を含む不要不急の外出自粛。○テレワークで出勤者7割削減。○イベント集客制限で上限5000人かつ収容人数50%以下。○観光支援策Go Toトラベル全国停止。○外国人新規入国停止、の継続。	
R3.02.15	【北海道】○「2/15までの集中対策期間」を国の緊急事態宣言が解除されるまで(-3/7)延長。○札幌市の午後10時までの営業時短要請を2月いっぱい市内全域の飲食店やカラオケ店などに拡大。○要請実施店は1日当たり2万円、最大26万円が支給。○札幌市と小樽市で、感染のリスクを避ける対策がとれない場合に不要不急の外出、ほかの地域との行き来を控えるよう求めている要請を継続。○緊急事態宣言の対象地域との不要不急の行き来を控える・同居していない人との飲食はできるかぎり控えるなどを引き続き要請。○3月・4月の人事異動や、入社・入学に伴う人の移動で感染拡大を防止するため、引越時期の分散化や入学式の時間短縮などを呼びかける。	
R3.02.28	【政府が緊急事態宣言を一部地域で解除】○宣言期間3/7までを2/28で解除。○解除対象地域は10都府県中6府県。関西圏3府県(大阪・京都・兵庫)、中京圏2県(愛知・岐阜)、福岡県。※首都圏4都県(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)を除く。	

國學院大學北海道短期大学部危機管理規程

平成 21 年 10 月 14 日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學危機管理本部規程第3条第2項に基づき、國學院大學北海道短期大学部(以下「本学」という。)において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生及び教職員等(以下「本学関係者」という。)並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 災害、事故、犯罪、人権侵害、感染症、その他重大な事件又は事故により、本学関係者の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害等が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。
- (2) 危機管理 平常時から、危機を想定し、未然の防止及び被害等の軽減のための方策を講じるとともに、危機発生時においては、被害等を最小限に抑えるための応急措置及び復旧措置等をいう。
- (3) 部局等 学科、専攻科及び事務局等をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。

(対象とする事象)

第3条 この規程に定める危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育・研究活動の遂行に重大な支障を来たす問題
- (2) 本学関係者及び近隣住民等の安全に関わる重大な問題
- (3) 施設管理上の重大な問題
- (4) 本学の社会的信頼又は評価に重大な影響を及ぼす問題
- (5) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる問題

第2章 危機管理委員会

(委員会の設置)

第4条 本学に、危機管理に関し必要な事項を協議・検討するため、國學院大學北海道短期大学部危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を協議・検討することを任務とする。

- (1) 危機管理ガイドラインの策定に関すること
- (2) 危機管理マニュアルの策定・遂行に関すること
- (3) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関すること

- (4) 危機管理体制の評価及び見直しに関すること
 - (5) その他危機管理に関し必要とすること
- (組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学科長・主任
 - (4) 教務委員長
 - (5) 学生支援委員長
 - (6) 広報委員長
 - (7) 事務局長
 - (8) その他、危機管理委員会委員長が必要と認める者
- (委員長等)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、委員会を招集する。

3 副委員長は、副学長又は予め定めた代行者(以下「代行者」という。)をもって充て、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開催)

第8条 委員会は、原則として年1回開催する。ただし、必要のある場合にはこれを開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

第3章 危機管理に関する措置等

(学長等の責務)

第10条 学長は、本学における危機管理を統括する。

2 部局長は、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局における危機管理体制の充実及び危機事象への対処等に関し、必要な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第11条 学長及び部局長は、危機管理に関するマニュアル等資料の配付、研修及び訓練の実施等により、全学又は当該部局における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

2 学長及び部局長は、法令及び本学の諸規程等に従い、本学関係者及び近隣住民等が本学に起因する危機により被害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 学長及び部局長は、第3条各号に規定する事象が発生した場合には、本学関係者及び近隣住民等に対し、必要な情報提供等を行うものとする。

4 学長は、第3条各号に規定する事象の発生、措置・対処について、速やかに学校法人國學院大學危機管理本部に報告しなければならない。

(危機管理員)

第12条 学長の下に、危機管理責任者として危機管理員を置く。

2 危機管理員は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理に当たる。

3 危機管理員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副学長
- (2) 部局長
- (3) その他学長が指名する者
(危機事象に関する報告等)

第 13 条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、当該部局の危機管理員に速やかに報告しなければならない。

2 危機管理員は、前項の報告を受け又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、当該危機事象の対処方針等を危機管理員と協議し、決定するものとする。

4 第1項及び第2項で規定する報告は口頭によるものの他に、別紙様式により報告するものとする。

第4章 危機対策本部

(対策本部の設置)

第 14 条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係る危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

4 副本部長は、代行者2名(教員1名及び事務局長)をもって充て、本部長を補佐する。

5 本部員は、本部長が指名する部局長及び教職員をもって充て、対策本部の業務を処理する。

6 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第 15 条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対応しなければならない。

2 本学関係者は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象への対処に当たり、教授会、学科長会議及び関係する委員会(以下「教授会等」という。)の審議を含め、本学の諸規程等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は、事案の対処の終了後に教授会等に報告しなければならない。

(部局における危機事象への対処)

第 16 条 部局長は、当該部局のみに係る危機であって当該部局限りで 対処することが適切と判断する事象についても、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、学長は当該部局長の判断にかかわらず対策本部を設置し全学的に対処することができる。

2 部局長は、当該部局のみに係る危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第 17 条 学長が出張等により不在の場合は、代行者2名が、この規程に基づき、危機管理に対処するものとする。

第5章 雑則

(その他の危機管理に関する事項)

第 18 条 本規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

(事務の所管)

第 19 条 本規程に定める委員会の事務は、事務管理・学生支援センターが所管する。

(改廃)

第 20 条 本規程の改廃は、委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

危機管理委員会開催経過と議事録

1. 第 1 回危機管理委員会(3/5)

(1) 教職員の勤務について

- ① 本人、家族が体調不良の場合、出勤を控える。
- ② 他大学や関係機関・事業所等の状況等を収集する。
- ③ 適度の換気と暖房の温度調整をする。

(2) 現状における感染予防対策

- ① 学内の立ち入りを制限する。(掲示)
- ② 併願説明会を中止する。(文書と公式 HP)
- ③ 併願入試説明会(9日・10日)は、東京・國學院大學で郡司室長が待機する。
- ④ ホーマック従業員が発症したのでバイト学生に注意を促した。※現在発症者なし。
- ⑤ 滝川市教育委員会と連携する。
- ⑥ 校舎内全教室を消毒した。

(3) 3/16 の入試について

- ① 予定どおり実施する。
- ② 面接の方法・対応を検討する。(マスクの着用、会場設置の工夫、換気の実施ほか)

(4) 入学式について

- ① 中止、延期等を含め、3/19 開催の教授会で諮る。
- ② オリエンテーションの実施の可否を検討する。
- ③ 入学式に合わせて、サークル紹介の方法を検討する。
- ④ 入学式・オリエンテーション延期の場合の課題(健康診断・宿泊研修)を学年暦上でも検討の必要あり。
- ⑤ 4/1 の幼保コース 2 年生の授業の実施の可否判断のため、情報収集が必要である。
- ⑥ 4/1 からの教職課程の合宿は中止とする。
- ⑦ 学校法人(國學院大學)は、3/13 に入学式の可否を決定する。

2. 第 2 回危機管理委員会(3/12)

(1) 経過報告(状況確認)

- ① 國學院大學は入学式を中止した。
- ② オリエンテーション実施の可否は 3/23 に決定する。3/19 に検討する予定だったが、政府の大規模イベント等の中止要請の方針を踏まえて決定を延期した。
- ③ 入学式については、感染リスクを減らすためにも本委員会では中止と決定した。法人に報告後に正式決定する。
- ④ 教務委員長が授業開始延期の可能性について説明した。
- ⑤ 学生支援課守屋課長補佐から、大學の授業開始が 4/6 から 4/13 へ延期するとの情報があったことを報告した。
- ⑥ 平野特別補佐が厚労省の保育養成施設に対する代替え措置等について説明した。
- ⑦ 4/21～24 オリエンテーション、4/27 授業開始とした。※法人に報告後に正式決定する。
- ⑧ 幼保コースの 4/1 からの授業は延期する方向でコースが検討することになった。

(2) 事務局の新型コロナウイルス対策担当者について

学長から機動的に対処するため、対策の立案、対策の一元化及び実施の立案に関しては、各方面からの案を取りまとめる担当者として、館敏弘部長が推薦され、承認された。

(3) 教職員一体となった体制の構築について

※ 学長が次の各項目について検討を指示した。

- ① 職員、教員の職分を超えて必要な対策を立案・実施できる体制づくりの進め方。
- ② 教職員の住所・電話・携帯電話・メールアドレスの整備(連絡網の整備)配布済み

③ 事務局から教職員に一斉に携帯へ配信(同時配信でPCにも)できるようにする。

(4)学内における感染防止対策の基本事項の立案と実施方法(マニュアルの作成)について

※ 学長から事務局に次の方法等を検討するよう指示があった。

- ① 事務局に関するマニュアル(・出勤を控える目安・本人同居人の発熱・頻繁に起こる咳等の目安)*教員 からも意見・提案
- ② 教員に関するマニュアル(同上) 職員からも意見・提案
- ③ 非常勤講師に関するマニュアル
- ④ 感染防止への注意喚起の学内掲示(注意喚起のポスター)
- ⑤ トイレでの推奨されている手洗い方法の掲示

(5)オリエンテーション、授業、研究室での学生対応における換気の基準について

※ 学長から教務委員会に次の方法等を検討するよう指示があった。

- ① 具体的なマニュアル作成
- ② 換気(1回/90分)の必要性の確認と実施方法
(例)初めと終わり、さらに中程で窓全開による換気、授業中は窓を少し開け換気、ドアを開く等々。教室により対応も検討。
- ③ 教員に換気の注意喚起をするマニュアルを教壇上に配備する。教員により対応がバラバラでは実効性がない。非常勤講師にもしっかりと実施を求める。
- ④ 研究室でも学生との面談等の際には換気をする必要があるか?
- ⑤ 黒板隅にも注意喚起の掲示を貼付することが望ましいか?

(6)オリエンテーション及び授業開始時期の延期に伴う問題点の整理について

※ 学長から教務委員会に次の方法等を検討するよう指示があった。

- ① 授業開始を延期した場合の学年暦の変更について概要作成
- ② 教員の体調不良による休講の増加も予測し、補講日の設定も要検討
- ③ 授業延期による実習や集中講義への影響と対策
- ④ オリエンテーションの時間短縮などの組み立ては学生支援委員会で工夫する。

(7)マスク、手用アルコール液、消毒薬の不足に対する対応及び学内消毒対応について

- ① 手以外については、家庭用漂白剤の希釈液が有効とのこと(希釈率 0.05%)。
- ② 机上、椅子、ドアノブの消毒対策はどこまでできるのか?学生の協力が得られるのか。
- ③ マスク、手用アルコール消毒液については、法人に要請できないか。

(8)感染が疑われるような体調不良、兆候が生じた学生への対応、緊急時における対応について

(特に日曜日対応。4月から日曜日は機械警備に)

- ※ 学長から事務局に次の方法等を検討するよう指示があった。
- ① 登校していない学生で、発熱などの自覚症状や強い体調不良を訴える学生から連絡させる必要性、連絡があった学生の情報一元化と情報共有の必要性を検討すること。
 - ② 学内で発熱、咳込むなどの症状が出た学生への対応策として、とりあえず、対応する部屋を保健室ではなく(保健室はほかの学生の出入りもあるため別の部屋を)、旧喫煙室(ゼミ等での使用を考えていたが)で対応することは適切か?誰がどのように対応するのか?体温計10個以上の確保が必要
 - ③ 家主連絡協議会の家主には連絡する。家主協に加入していない場合にどうするのか?
 - ④ 市立病院との連携構築の必要性
 - ⑤ 保護者への連絡は、どのような状況になったら連絡するのか。学生任せにしないことが必要である。

(9)法人へ報告について

- ① 法人と対策の連携強化を図るうえで、どのような状況と情報を報告するのか?
- ② 法人から必要なバックアップを積極的に要請する。そのために状況報告と短大部から何が必要かを発信すること。
- ③ 報告すべき事案と担当者を決める。
- ④ 事務局で素案を検討すること。

(10)在学生、新入生に対する注意喚起について

- ① オリエンテーションやホームページ等で発熱などの場合の登校自粛の呼びかけ
- ② 登校自粛の発熱目安は何度以上か、咳の継続の程度等
- ③ 事務局で素案を検討すること。

(11)職員が発症したときの対応策(出勤停止要件は?)について

※ 事務局で素案を検討すること。

(12)ウイルス対策の重要性を学生に周知させることについて

- ① オリエンテーションや「教養総合」授業、その他の機会を利用する。
- ② 教養総合担当の舛井・館で素案を検討すること。

(13)授業における対策について

- ① 換気の実施、発熱、咳が止まらないなどの学生に対する控室での体温測定などの対応。
- ② 自宅に帰したあとも、連絡を取れる状況をつくること。

(14)発熱等で自宅待機になる学生や具合が悪くなった学生の日々の状況確認について

- 担当者をどうするか？

3.第3回危機管理委員会(3/19)

(1)学内の対応について

- 入学式中止、オリエンテーションの日程等、校舎の閉鎖、相談や質問等は電話で対応などを、文書や公式HPで周知する。

(2)イベント等について

- 学内で開催予定のイベント「ありす祭」・「狂言」等については、しばらく様子見ることに。

(3)感染予防対策について

- ① 各トイレにハンドソープノータッチディスペンサーを設置
- ② 教卓に、換気方法等注意事項を置く
- ③ 各教室各階掲示板等に、啓蒙・啓発用ポスターを掲示

(4)教室の換気など

- 授業終了後、窓を全開にして退室する。※授業開始時閉めてもよい。また、閉めた場合 45 分後に窓を全開して 5 分間換気すること。

(5)症状がある場合

- 37.5 度以上の発熱、呼吸が苦しい等の病状が 4 日以上続く場合は、「新型コロナウイルスに関する相談窓口」電話し指示を仰ぐ。

(6)陽性者と適切な感染防護なしに接触した場合

- ① 2 週間自宅待機その期間に病状が出た場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し結果を報告。
- ② 病状が出なかった場合は、「感染症治癒証明書」を記入し、健康相談室に持参する。

(7)ご家族の感染が疑われる人がいる場合

- 不要不急の外出を避け経過観察。

(8)感染が診断された場合

- 「登校禁止」「就労禁止」となる。

(9)中国及び勧告一部地域への渡航禁止

(10)その他衛生管理について

(11)今後の課題として

- ① 教員が発症した場合の教員の代理
- ② 学生・教職員が発症した場合の消毒対応
- ③ マスク・消毒液の在庫がない状態を、どうするか
- ④ 海外へ行く場合届出が必要か、など

4. 第4回危機管理委員会(3/26)

(1)オリエンテーション、授業について

- ① 幼児・児童教育学科は、マスク不足解消の手段として、オリエンテーションの冒頭、キッチンペーパーマスクを全員で作る。
- ② 学生が「病状がある場合」、「陽性者と適切な防護なしに接触した場合」で自宅待機となった場合、理由のある欠席とみなし、レポートで対応する等の救済措置を考える。
- ③ 2週間の授業開始延期による補講は、6講目を活用する。
- ④ 教室の換気は、窓を開けて換気するのにあわせて、窓を少し開けて空気の流れをつくる。

(2)学生食堂について

- ① 昼休み40分の時間内に、学生が集中するため、食券の自販機を学食外の廊下に移動し、密集を避ける。また、午前中の時間に食券を購入するようにし、昼休みの混雑緩和を回避するようにする。これを学生に周知する。
- ② 学生玄関横の空きスペースや、空き教室等に移動して食事ができるようする。
- ③ 対面での食事を避け、同方向を向くように机・椅子の配置を工夫する。
- ④ 弁当・パンの販売は検討できないか。

(3)消毒・検温等について

- ① アルコール30か所設置。何とか入手可能。
- ② マスクは、手配中。
- ③ 非接触型体温計を、数台準備する。

(4)遠隔授業を検討する。

(5)保護者の収入減への対応も課題である。

(6)ユニパを活用した学生への連絡体制の確保も必要。

5. 第5回危機管理委員会(4/2)

(1)オリエンテーション・授業開始日の件

- 学生の50%以上が首都圏から入学すること、國學院大學は5/7からオリテンを開始する予定であること、首都圏の感染者が拡大していること等を踏まえ、4/21からの開催は、難しいと考える。

(2)21日以降の開催の場合の問題点

- ① 学長の考え方として、5/7からオリエンテーションを開始してはどうか。
- ② 幼保コースについては、2年生の実習が7月下旬となり、授業回数が足りない。対象の2年生は、全員道内出身で14人であることから、感染リスクは低く、予定通り4/20から授業を開始したい。※全学科同時に授業開催ができることが望ましく、コースで話し合いをしてほしい。

(3)遠隔授業について

- ① 2週間程度で準備ができるのではないか。
- ② 今後、集中講義等でも活用できる。
- ③ 文科省としては、双方向の通信が条件。
- ④ 不足の授業は、6講目・土・日曜日、夏休み期間を活用できる。
- ⑤ 学生への周知は、4/8に、新入生・在学生に郵送で周知する。同時に学生証や健康・体温記録の記録用紙を同封する。
- ⑥ 公式ホームページで周知する。
- ⑦ 日程に関しては、次回開催の危機管理委員会で決定する。

(4)その他

- ① サークル活動の制限・学生食堂の運営方法・体育館、部室、トレーニングルームの使用制限について、原則禁止の意見あり。
- ② 学長から、以後会の運営は、事務局長に委ねると指示があった。

6.第6回危機管理委員会(4/7)

(1)オリエンテーション・授業開始日の件

- ① 4/21 開始(事務局長)、5/7 開始(佐野教務委員長)、5/11 開始(太田学科長)それぞれ提案があり、5/11 開始と決定した。
- ② オリテン、授業の開始日に関しては、各担当で調整し決定する。
 - 菅原幼保コース長から…兼任講師に連絡し調整している。実習の日程は変更できない。
 - 田代学科長から…実習に関しては、滝川市内の受け入れは可能。
 - 在学生・新入生に通知…アンケート実施にあたり、現在の所在地・滞在期間等を詳しく聞き取る。ネット 環境を聞き取る。シラバスは事前に送る。

(2)学校行事について

- ① オープンキャンパスは、9 日開催の入試委員会に一任する。
- ② オープンカレッジは、6 月から開催する。最大 10 名程度の受講者であることから、感染リスクは小さい。CCC で協議し決定する。
- ③ ありす祭は、準備期間がないことから、後期への延期を学生支援委員会・事務局担当で協議する。
- ④ 狂言公演は、日程の変更は不可能であることから、本年は中止とする。
- ⑤ サークル入部勧誘は、感染を予防するため、学生支援委員会、事務局担当に今までとは違う方法を検討するように要請された。
- ⑥ 米国スプリングフィールド大学研修は、滝川市の動向を参考とする。(滝川市が中止とする場合は中止に)

(3)昼休み時間 40 分、1 時限 90 分の見直しや、6 講目新設の可能性について

- ① 75 分授業、昼休み 60 分を、教務委員会で検討すること。
- ② 問題点としては、スクールバスとJRへの接続がある。
- ③ 昼休みは、自分の部屋に戻って食べることを推奨する。

(4)遠隔授業の可能性について

- ① 初期設定費用として 60 万円程度かかる。ハッキング対策として年間 36 万円程度のライセンスでパスワードの発行が可能になる。
- ② 教務・学生支援・事務局でプロジェクトを立ち上げてはどうか。
- ③ 「ゆあさ」の富士池先生に助言をいただくと良い。

7.第7回危機管理委員会(4/9)

(1)学校行事について

- ① 健康診断は、6 月予定の介護等体験に健康診断書が必要である。
- ② 幼保コース実習の健康診断書は、2 年生については昨年のもを使用するとしても、1 年生が間に合わない。個々の健康診断受診等の対応を考えなければならない。
- ③ 米国スプリングフィールド大学研修は、中止とする。
- ④ 狂言公演は、本年は中止とする。
- ⑤ サークル入部勧誘は、学生支援委員長から「5/11 からだが、三密を避けるため、今までと違う方法で行う」とした。

(2)昼休み時間 40 分、1 時限 90 分、6 校目の可能性の見直し

- 教務委員長から「75 分授業は、無理である。昼休み 60 分は、事務局で検討してほしい。問題点として、スクールバスとJRへの接続がある。」

(3)遠隔授業の可能性について

- ① 次回、ゆあさの富士池先生に、遠隔授業のデモンストレーションの実施と、助言をいただき、今後の検討材料とすることとした。
- ② 教務・学生支援・事務局でプロジェクトを立ち上げるにあたり、所属をどこにするかが課題。

(4)学生に対する対応について

- 4/8、1 年生保証人あてに学生証等を発送した。4/20～24、1・2 年生に、再度発送を行うので、学科で同封物(学科課題等)がある場合は、4/20 までに学生支援課に持参を。

(5)学内の感染防止について

- ① 乗降ボタンの接触等为了避免のため、エレベーターの原則使用禁止(体調不良者等は除く)。使用禁止がわかるようにする。
- ② トイレのドアノブをレバー式に交換し接触の少ないものに変える。
- ③ ハンドソープノータッチディスペンサーを設置する。
- ④ 教室のドアをドアストッパーで開放する。

8.第8回危機管理委員会(4/16)

(1)遠隔授業について

- 学長から橋本担当理事へ「本学の遠隔授業の整備を進める旨」を説明することが委員会承認された。

(2)デモンストレーション

- ① 舛井学生支援委員長とゆあさ富士池講師が、Zoomの利用方法について説明した。
- ② 実際にパソコン・タブレット等を使用し行った。
- ③ オリエンテーションは、全体で行うものは、UNIPA、YouTubeを使用し動画配信とする。
- ④ 履修指導のうち、学科で行う指導は、動画では難しいため調整が必要である。
- ⑤ 問題点は、次のとおりであり、検討が必要とされた。
 - ・習熟が必要
 - ・機器の整備が必要
 - ・どこから発信するか
 - ・非常勤講師への理解
 - ・実技授業の実施方法等
- ⑥ 次回までに各学科で、遠隔授業が可能な授業と、できない授業の確認をする。

(3)広報委員会の役割と公式ホームページについて

- ① 学長から、これからの公式HPの役割は大きいことから、今後の活動方法を検討するよう指示があった。
- ② コロナ対策など、保護者に情報提供したいが、保護者宛の欄がない。大学の動きを社会や地域の人たちに分かりやすく伝えるために改善してほしい。

(4)遠隔授業プロジェクトの立ち上げについて

- 遠隔授業の開始に伴う骨組みの構築メンバーとして、学長が山寺国文学科長、舛井学生支援委員長、菅原幼保コース長、守屋学生支援課長、畠山学生支援課職員の5名が指名した。

9.第9回危機管理委員会(4/21)

<報告事項>

(1)遠隔授業プロジェクトチームから

- ① 舛井委員が資料「コロナウイルス感染拡大防止のための危機管理体制(案)」についてを説明した。
- ② 問題点は、次のとおり。
 - ・フェーズ4の教学の休学は、可能な限りオンライン授業でできる。
 - ・フェーズ2の学生生活概ね10人以上は多すぎないか。
 - ・フェーズ2の事務局の体制については、事務局に一任する。
- ③ 舛井委員が資料「遠隔授業に関するロードマップについて」を説明した。
- ④ 菅原委員が資料「遠隔授業の基本的バージョンと課題」により、語句説明、遠隔授業の事例について説明した。

(2)教員あての「遠隔授業の実施に係るお知らせとお願い」について

- 佐野教務委員長が資料「教員あて、遠隔授業の実施に係るお知らせとお願い」について説明した。

<審議事項>

(1)遠隔授業について

- ① 学長が遠隔授業導入にあたり対応科目について説明した。
- ② 原則として全科目遠隔授業で行うことを決定された。

(2)パソコン等の環境が整わない学生への対応について

- ① 学長が学生・保護者あての「遠隔授業の導入に伴う学習環境の準備及び移動自粛等についてのお願い」について説明し、決定された。

② 問題点は、次のとおり。

- ・学生の移動について、移動日をフェーズ1以降とした場合、介護等体験等の実習に支障をきたす。
- ・遠隔授業に対応できない授業を休講にした場合、実習に必要な科目への対応が必要

10.第 10 回危機管理委員会(4/23)

<報告事項>

(1)これまでの課題について

- 教科書販売は、紀伊國屋書店と協議して代引き宅配とした。

(2)遠隔授業の導入について

- ① 学生・保護者あて学長文書を、HP・UNIPA に掲載した。
- ② 兼任講師あて学長文書を発送した。

<審議事項>

(1)危機管理レベルの設定について

- 「感染拡大防止のための危機管理体制(案)について」は、國學院大學では作成していないことから、内容・文書の公開にあたっては、法人本部との協議が必要となる。
- 文科省「学事日程等の取り扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」では、授業の基本は、対面授業であり、遠隔授業は、コロナ対策としての当面の緊急措置であることから、フェーズ1になった段階で、通常授業に戻すこととなる。
- 遠隔授業を通常で行うためには、学則の改正が必要である。

(2)遠隔授業について

- 遠隔授業の実施時期と方法について協議した。
- 遠隔授業のできない科目について協議した。
- 専任教員は、前期全員可能となった。

(3)シラバスについて

- 基本的に現行どおり行う。
- どこかの段階で、シラバスが変更になる可能性があることを周知してはどうか。
- 遠隔授業の内容を記録しておき、後にシラバスを作成する。

11.第 11 回危機管理委員会(4/30)

<報告事項>

(1)4/23 以降の動きについて

- ① 4/24 学生向け書類(ガイドブック、学科課題等)を発送した。
- ② 兼任講師あて学長文書を発送した。

<審議事項>

(1)遠隔授業に関する進捗状況

- ① 学生サポート用の携帯を学科ごとに用意するについては、ZOOM の接続のサポート等に使用する。
- ② 遠隔授業に必要な消耗品等の購入については、大学経費とする。
- ③ 遠隔授業のQ&Aにまとめること。
- ④ ロードマップについては、5/7 兼任教員向け研修、5/10 専任・兼任教員向け新 UNIPA 研修。
- ⑤ 学生用資料については、協議の上 UNIPA に掲載する。
- ⑥ オリテンについては、PJ から2パターンが提示された。学科で検討し、時間割を作成することになった。

(2)遠隔授業実施に伴う課題について

- ① 出欠席については、課題を持って出席とする。ただし、点呼等でも出席とする。早急に文書化し配布する。
- ② 試験については、出欠席と同様、早急に文書化し配布する。
- ③ 学生格差については、学生が所持する媒体により、授業理解に差が出ないようにする。
- ④ 授業資料のプリントアウトについては、大学のプリンターを開放してはどうか。
- ⑤ プリンター開放は、授業数と、学生数を加味すると、3密状態になる恐れがあるのではないかと意見あり。

- ⑥ 国文学科は、兼任講師にプリントを使わないようお願いした。学生の通信費については、通信量が少なく済むよう考慮してほしい。PJでも、アンケート等を実施し、実態を把握し対策を考える。遠隔授業の規定については、1限の時間の上限等を決めてはどうかの意見あり。

12.第 12 回危機管理委員会(5/21)

(1)フェーズ表について

- PJ が作成したフェーズ表を、名称を「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(案)」とし、状況に応じ、随時見直しを行う。

(2)緊急事態宣言解除後のロードマップについて

- ① 橋本担当理事から指示あり。緊急事態宣言解除後のロードマップを作成してはとの意見があった。事務局が、今後のロードマップの原案を作成する。
② 教員から遠隔授業に必要な機材等の補助を検討願いたいとの要望があったが、学長から「現実的に考えると、研究費・研究旅費を充ててはどうか」となった。

13.第 13 回危機管理委員会(5/28)

<報告事項>

(1)フェーズ表について

- ① 5/21 承認された。名称は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための國學院大學北海道短期大学部行動指針」に。
② PJ チームから、「遠隔授業を受けるにあたる心得等を取りまとめている。例えば、SNSに載せない、名前を載せない、著作権に関する件など。」

(2)緊急事態宣言について

- ① 5/25 全国的に緊急事態宣言解除、5/31 まで道の自粛は続く。
② 学内は、遠隔授業の継続と、部外者立ち入り禁止を継続中。

<審議事項>

(1)通常授業(面接授業)に戻すためのロードマップ作成について

- ① 「通常授業(面接授業)に戻すためのロードマップ作成について」について説明した。
② 短大独自のロードマップを作成する。
③ 新しい生活様式の中でどのような対策が必要か検討していく。
④ 本日決定するのではなく、遠隔授業から対面に移行していく過程で、今後の方向性を洗い出したい。

(2)対面授業に戻す基準(目安)

- ① 文科省のQ&Aをもとに考える。
② 教室のキャパを考慮すると、対面に戻せる状況にない。
③ 小教室の座席表を説明した。
④ その他の事情を考慮すること。

(3)対面授業の開始等について

- ① それぞれの先生が、申告・許可により対面授業を開始する。
② 学生の不安や疑問を解決すること。
③ サークル活動等も順次通常に戻していくこと。
④ 局長から、資料「安心して学べる環境を取り戻すために／通常授業(対面授業)へのロードマップ」の3案について説明があった。
⑤ 本州の第2波を考慮し、学生の移動時期をいつにするか。現在、滝川来ている学生222人、道外にいる学生151人
⑥ 問題点は、次のとおり。
・対面授業とオンライン授業を併せて進行させるとすると、無理がある。
・学生が、滝川に移動するにあたり、パソコン等の環境・状態の把握が必要。

- ・対面でなければだめな授業の把握、また、この状況下で学生の不安への配慮が必要
- ・面接授業を希望する先生の調査も必要。大人数の授業は当面、対面授業は不可能。
- ・幼保は、小人数のため、対面授業が可能か。全学的に足並みをそろえる意味で、幼保が先行して対面授業を行うためには、安全面と環境を整える。
- ・対面授業を行うため、危機管理が判断するとのことですが、基準はあるのか。
- ・遠隔授業の解除について、学生父母に告知必要。
- ・課題については、事務局長に引き継ぎまとめることになった。

14.第 14 回危機管理委員会(6/4)

※学長コメント

- ① 卒業式入学式が中止となり、首都圏等感染が深刻であった。
- ② 本学でも遠隔授業実施により短大を感染の場にしない。
- ③ 遠隔授業プロジェクトがチームを結成し、オンライン授業を開始できた。
- ④ フェーズ表作成で行動をどうするかを決め、今後、フェーズ表に則って授業等を進める。
- ⑤ 場合によっては、対面授業を認めていく。
- ⑥ フェーズ 1 では、対面授業が中心。感染の覚悟を持って進めていく。
- ⑦ 人数の制限。オンラインと併進することになる。
- ⑧ 感染防止について最新の注意をはかる。

※意見→

- ・オンラインと対面の授業の併用は困難ではないか。学生が登校しながら、オンラインは無理ではないかとの意見があった。
- ・情報処理室の使用や、学生用の Wi-Fi を各教室に準備する方法もあるのではないか。

<報告事項>

(1)これまでの課題の整理

- ① 5/25 緊急事態宣言解除で、学長メッセージのとおり 6 月いっぱい、オンラインで授業を行う。
※國學院大學は前期オンライン授業とするが、情報機器、学内 Wi-Fi 等は使っているとのこと。
- ② プロジェクトチームから、資料「遠隔授業の心得」について説明があった。内容として、ルール(してはいけないこと)、心得、注意事項等、zoom の機能追加仕様の方法等について。
- ③ 資料の追加等は、山寺先生に連絡してほしいとのこと。
- ④ 滝川市から米の寄贈があった。6/2NHK ニュースで放送された。

<審議事項>

(1)学生の入構許可

- ① 就職活動支援のため、実習指導等支援のため、解禁日を 6/8 とする。
 - ② 書類の発行、就職・実習指導、生活指導等一部支障のない範囲で、入構許可を検討してほしい。
 - ③ 7/1 から学生の課外活動を許可する。(特別な事情のあるとき)
 - ④ 学外の活動の許可を検討したい。
- ※意見→
- ・段階的に許可するには体制づくりが必要。新しい対応、仕組みづくりが必要ではないか。
 - ・健康相談室の聞き取りをした。電話での相談は受けているが、対面ではないので指導が難しい。
- ⑤ 実習開始に向け、対面で指導することが重要である。配慮しながら、受け入れていく。
 - ⑥ 入構許可について、幼保授業で実習指導があるが、どう考えればいいのか。
 - ⑦ 入構許可の方法として、入構基準(発熱等の体調も含めて)を当初作成のマニュアルを参考に活用してはどうか。
 - ⑧ 入構記録を取るチェックリストを作成し、記録に残してはどうか。(理由、時間・期間、学生名、体温、消毒の方法、過去の行動、対面の場所等)
 - ⑨ きっちりした基準は必要ではないのでは。フェーズ表に合わせた判断を行う。
 - ⑩ 就職の対応として、ズームの面接の仕方、履歴書の書き方の指導を行っている。

(2)通常授業(対面授業)に戻すためのロードマップ作成について

- ① 対面授業とオンライン授業が併用運用される場合の問題点
- ② 学内、全館 Wi-Fi を使えるようにする。(経費 150 万程度)
- ③ 情報処理室を開放する。半分のパソコンを前の教室に移動。(経費 200 万程度)
- ④ 科目担当教員から問題点を提示してもらう。
- ⑤ それぞれの担当教員にアンケートを取る。
- ⑥ 対面授業に対する学生の不安に配慮する。
- ⑦ 他大学の状況を確認する。
- ⑧ 設備の問題
- ⑨ 担当教員の問題を含め、フェイスシールドの購入を考えている。マイクも購入。
- ⑩ 予防対策をとりながら、教室収容人数等の条件を少し緩和しながら、全面解除を求める。
- ⑪ 教員の意見取り入れながら行う。
- ⑫ できるだけ全学科でそろえるべきである。

(3)問題点は、次のとおり。

- ① フェーズ 2 をフェーズ 1 に持っていくための方法。
- ② 学生の居住地をどこにするか。

(4)課題

- ① 関東圏、札幌圏の、罹患者の推移表を用意する。
- ② 受講者数の入った時間割を皆さんに配る。
- ③ 個々の対応、例えば幼保が先行して対面授業を行うなども検討する。
- ④ 今後の予定(ロードマップ)を検討する。

(5)その他

- ① 研究費と研究旅費を合算する特別措置とする。教授会で申請書を配布する。
- ② メール等で意見をいただければ、検討する。

15.第 15 回危機管理委員会(6/11)

※学長コメント

○ 対面授業に対する体制づくりは、感染も落ち着いてきたので、6/16 の危機管理委員会で判断する。

<報告事項>

(1)6/5 以降の動きについて

○ 文科省からガイドラインが配信されている。今後のガイドライン学校運営の指針と基本、予防策、外部来校者について等をまとめている。

<協議事項>

(1)学生の入構許可と通常授業(対面授業)に戻すためのロードマップ作成について

- ① 6/16 に判断することを前提に、入構管理として、マスクをする、個々の健康管理に加えカードリーダーでの入構管理や、検温マシンの導入などを検討している。
- ② 現在フェーズ2で 6/28 までとした場合。6/29 からフェーズ1となり、7/13 から対面授業が可能ではないか。幼保については、7/1 から対面授業に戻すことが可能か。
- ③ 6/16 判断後、6/29 までに移動を告知する。
- ④ 学生・教員アンケートを実施する。学生には再度、健康観察シートで健康管理を喚起する。
- ⑤ 教員は、対面授業に係る報告書(仮)を提出する。
- ⑥ 履修者一覧で学生数を把握する。前期 7 割の対面授業が可能か。(27・57 席で賄う)
- ⑦ パソコン授業は、56 台 211 教室に移動するとのことだったが、教員の意見として 211 教室に移動した場合、助手・モニターが必要となる。授業の実現は現実的ではない。前期は、遠隔授業で行う。
- ⑧ 全学内での Wi-Fi は無理がある。今考えているのは、学食と 402 教室に Wi-Fi 設置と、コンセント 44 カ所設置予定。学生にヘッドセットを用意させる。

※意見→

- ① 対面授業とオンライン授業を同日に行う場合の対応が必要である。
- ② 学生は、対面授業とオンライン授業の切り替えが大変だと考える。
- ③ 入構許可については、カードリーダー・検温マシンは、検温のサポート等を行う専属の職員が必要となる。チェックをしなければ玄関に置く意味がないのではないか。
- ④ 事務局で準備していることが見えづらい。全体像が分からない。
- ⑤ 文科省のガイドラインを徹底する。それプラス、カードリーダーと検温マシンか。
- ⑥ 扇風機の活用、マイク設置の要望あり。
- ⑦ 北海道移動のアナウンスは、いつから対面授業をするか、だけでいいのでは。
- ⑧ フェーズ 1 は、無条件で対面授業を開始する、ではないので、感染防止の対応を満たしているのかの判断材料がない。
- ⑨ 対策の具体的な方法を教員・学生に提示する。
- ⑩ フェーズ1の定義が、数値の絶対的な設定がはっきりしていない。フェーズ1になったら対面に戻さなくてはならないのか。オンライン授業を積極的に活用する。他大学は、フェーズ1はオンライン授業が主流となっている。教員に判断権限を与えてはどうか。
- ⑪ 対面授業に出たくない学生がいた場合の対応が必要である。
- ⑫ 教員・学生ともに感染の不安がある場合、オンラインの選択があってもいいのでは。
- ⑬ 短大は、対面授業が基本である。学生の中にも、オンラインはわかりづらいとの声もある。⑭授業時間について一度調査をしたほうがいいのではないか。
- ⑮ 意見交換が必要な場合、学科長にお知らせする。
- ⑯ 本部として、フェーズ1になった場合は、対面授業に入るという考え方でよいかと考える。

16.第 16 回危機管理委員会(6/16)

(1)危機管理委員長(学長)提案について

- ① フェーズの評価については、東京等感染が収まっていないことからフェーズ 2 と判断する。
- ② 授業形態は、オンライン授業などの遠隔授業を原則とし、一部対面授業を行う。
- ③ 幼児・児童教育学科は、幼保コース・見教コースともに、オンライン授業では十分な効果がでないのではないかと考える。感染対策を十分に行って、対面授業とする。
- ④ 中学校教職課程についても、対面授業が不可欠ではないかと考える。担当教員で判断していただく。
- ⑤ 国文学科・総合教養学科については、前期オンライン授業を行う。
- ⑥ 集中講義は、オンライン授業を國學院大學に要請する。
- ⑦ 後期の対面授業については、まだわからない状況である。フェーズの判断による。問題を整理しながら、今後を検討していく。

(2)感染予防対策の実施について

- 幼児・児童教育学科と中学校教職課程であれば、濃厚接触が避けられるのではないか。

(3)教室でのオンライン授業の留意点

- 教育の質を落とさない教室でのオンライン授業の環境整備
 - ・周囲に人がいる状況では、集中力にかけるといけない。
 - ・座席の間隔、私語等配慮が必要となる。
 - ・学科・課程の判断により、対面授業の対応を委ねる。
 - ・学生は、後期 2 週間前までに移動を完了する。

※意見→

- ① フェーズ2の判断が増加傾向と収束では、対応が違うのでは。
- ② 学生の移動について、規制していない。
- ③ フェーズの判断は、あくまでの目安だと思う。学長の考えに賛成する。
- ④ 教職課程は、32 単位 10 数科目ある。2 年生は、数名のための対面ではなく、オンラインで消化する。介護もオンラインで対応できる。

- ⑤ 見教コースは、学長に賛成する。対面授業ができるのであれば対面授業も併せて行う。併せて、情報処理室の使用開放をお願いしたい。
- ⑥ 幼保コースは、基本はオンラインとし、一部対面授業を始めたい。
- ⑦ 総合教養学科は、学長に賛成する。
- ⑧ 後期のフェーズ1におけるオンライン授業の課題
- ⑨ 国文学科は、フェーズ2では感染拡大防止措置を講じて施設の一部開放を意味する。
- ⑩ 対面授業とオンライン授業を並行して行うにはWi-Fi整備が必要である。
- ⑪ 今後、法人に連絡し、対策本部の方針決定は、教授会に報告する。
- ⑫ 学年暦変更、試験の形態、授業回数等を危機管理委員会に委ね、教授会に報告とする。

(4)ZOOMによるオフィスアワーの充実について

(5)職員から提出されている感染予防の課題と対策について

- 事務局から出た問題点の対応が必要である。

17.第17回危機管理委員会(6/25)

(1)7月からの幼児・児童教育学科の授業計画案について(オンライン授業+対面授業)

- ① アンケート等により修正をかけていく。
- ② 対面授業の開始は、見教コースは7/20から、幼保コースは1年生7/20から、2年生7/6から。
- ③ 総合教養学科は、7/3までに移動する。
- ④ 学長から「対面授業を行う教室のマイクの有無を確認してほしい。」
- ⑤ 局長から「移動式マイクを用意する。」

(2)対面授業開始における感染防止対策について

- ① 資料により学内の環境整備について説明あり。
- ② 扇風機は、学内に10台ほどあるもので対応する。
- ③ 教室内にゴミ箱を設置していないので、学生のマスクは自宅に持ち帰るよう指導する。
- ④ 「健康管理書」の様式が決まっているか質問あり。→4月に決まっている。
- ⑤ 介護等体験で、健康管理書が必要となる。ユニパにアップしてほしい。
- ⑥ 非接触型体温計は、購入・整備済み。

(3)その他

- ① 清掃については、後日打合せする予定である。
- ② 基本的に、学生を事務局に入れない。
- ③ 学長から「感染者が出た場合は、2週間の授業停止を検討する。」

18.第18回危機管理委員会(7/2)

(1)7月からの幼児・児童教育学科の授業計画案について(オンライン授業+対面授業)

- ① 学生支援課がでは、7/3までに滝川に移動するよう指示を出している。
- ② 対面授業は、2年生が6日から、1年生は20日から開始する。
- ③ 抜けている授業があるのではないか。
- ④ 問題点は学科で解決するように。

(2)対面授業開始における感染防止対策について

- ① 対策本部が感染予防の対策をとる。
- ② 学長提案の「対面授業開始における感染防止対策(案)」中、教室における感染防止対策(対面授業に使用する教室のみ)を説明した。

※意見→

- ① グループワーク(2~3名で話し合い意見をまとめる)の基準と方法を示してほしい。
- ② 発音練習・ゼミ等でリスクを避ける標記を入れてもいいのではないか。また、資料の配布方法にもリスクがある。
- ③ 注意喚起の一文を入れてはどうか。

- ④ 担当者が授業形態等により安全面を工夫してはどうか。
- ⑤ 感染者が出た場合の学生・保護者・外部からの電話対応マニュアル作成が必要である。
- ⑥ 入構許可証は、記名式にする。
- ⑦ 関東圏に帰省した場合、再度滝川入した場合、2週間の経過観察機関が必要か。
→道外からの移動の場合に、2週間の経過観察期間が必要とする。
- ⑧ 非接触型検温器、後期に用意してほしい。
- ⑨ 検温の時間・方法が問題ではないか。
- ⑩ マスク未着用の学生にどのように対応するか。→掲示、ユニパ等で学生へ注意喚起する。
- ⑪ 父母会に対して、統一の対応マニュアルを作ってはどうか。
- ⑫ パソコンからの感染を防ぐ方法は。パソコンを固定してはどうか。消毒方法など。
- ⑬ 健康観察表が、届いていない学生がいる。全学生に届いていない。

(3)その他

※1.学長から次のとおり後期授業について問題点があげられた。

- ① 授業のスケジュール、課題提出期間の設定、集中講義のオンライン化などの日程が過密に。
- ② 150名ほどの学生が、道外で授業を受けている。移動等で、ストレスを受けた状態で集中講義や試験に集中できるのか。
- ③ 限られた教室で、オンラインと対面授業を並行してどのように進行していけるのか、教務委員会で協議してほしい。
- ④ 教室で何科目かオンライン授業を受けたときに、学生が集中できるのか。
- ⑤ 8/19に授業が終了する。課題提出が8月末、集中講義9/7～20、課題提出が仮に一週間。9/28から後期授業開始。
- ⑥ サークル活動の開始や学外活動の注意事項の徹底が必要である。

※2.舛井ゼミ活動について

- ① 地域要請により、作成したガイドラインをもとに、7/11からの活動内容を説明した。
- ② 活動再開の検討をお願いしたいとのこと。
- ③ ゼミの課外活動として活動の意見あり。ただし、保険が適用しない。ボランティア活動とするには、教授会にかける必要がある。
- ④ 8月からの参加としてはどうか、また、ボランティア保険をかけてはどうか。
- ⑤ フェーズ2と考えると、課外活動は禁止となっている。

19.危機管理委員会・第1回臨時会(7/30)

※委員長コメント「一部対面授業が開始される。安全対策を万全にしてほしい。」

(1)授業の実施方法と学生の移動時期

- ① 國學院大學はオンライン授業を主として一部対面授業を行う。
- ② 後期授業を対面授業で行うとすると、学生への告知時期が迫っている。
- ③ 後期授業を対面授業に感じている学生への対応が必要。
- ④ 学生の負担軽減のため、曜日により遠隔授業とオンライン授業を分けて実施してはどうか。

(2)学生(特に滝川在住者)の生活指導・心のケア

- ① 学生のメンタルな部分は、遠隔では補えない。
- ② オフィスアワー・個人面談が必要だが実現するには課題がある。
- ③ 国文学科・総合教養学科は、ゼミ単位の学生のケア・双方向の面談が必要。

(3)学生の進路相談、卒業論文の調査のため図書館などの校舎利用(部活を含む)

- 編入学(他大学)等の指導や、就職試験対策もできない。

(4)現在の学校運営上に生ずる学則等諸規則・規定の点検及び必要な手続き(官庁を含む)

- 遠隔授業の単位認定と、卒業単位で学則の問題があり、明文化が必要。

(5)8月は教授会不開催月のため、緊急事態・不測の事態等への対応

20.危機管理委員会・第2回臨時会(8/6)

※委員長コメント

- ① 各学科の考え方をお伺いしたい。
- ② 後期授業に関して、日別対面授業の開始等が考えられている。
- ③ 国文学科・総合教養学科に関しては、ゼミ単位で考えるのがよいのでは。」

(1)国文学科の考え方

- ① 感染リスクに対する心配があった。遠隔授業の可能性はないのか。
- ② クラスター等の強い不安を示す意見があった。また、対面授業を望む声もあった。
- ③ オンライン授業を基本とし、ゼミのみ対面授業とする。状況により、全てを対面授業にするのではなく、授業方法を都度変えることが可能だ。その日の、前後授業の状況に対応して、大学のパソコンを使える環境をつくってほしい。
- ③ 国文学科は、来たくない学生は来なくていいことを前提で考えた。

(2)総合教養学科の考え方

- ① 可能な科目については対面授業を認める。オンライン授業で効果がある場合は、オンライン授業を認めてほしい。
- ② 個別に、検討をする。学生数の多い、授業に対する対応が必要ではないか。
- ③ 学生の個人面談も可能になるのでは。
- ④ 総合教養学科は、個々の科目について、どのような授業体制をとるのかは決まっていない。教員の考えによって、判断してよいのか。

(3)幼児・児童教育学科の考え方

- ① 幼児保育コースは、すでに対面授業がスタートしているので、現状と大きく変わらない。
- ② 今後、混合した授業の問題がある。
- ③ 児童教育コースは、対面授業がスタートしているので、前期と変わらない。
- ④ 遠隔授業も一部取り入れる。ライブ配信用の機材が必要ではないか。

(4)学長の考え方

- ① 対面授業を開始しても、すべての学生が移動してくるとは限らないので、その学生に対しては、オンライン配信とする。
- ② 国文学科・総合教養学科は、ゼミは、対面授業としてほしい。
- ③ 後期授業は、一部対面授業を開始することで進めることとしたい。ただし、どの授業を対面授業にするかは各学科に委ねる。
- ④ 状況に応じて、改めて話し合っていくこととする。
- ⑤ 後期授業に対する告知を行う。健康観察期間をとる。その間は、ライブ配信で受講する。
- ⑥ 告知方法については、期間を最初に告知、追って学科の対面授業の内容を告知。前期授業終了までに告知する。
- ⑦ 健康診断の告知も同時行う。健康診断を受ける学生は、9/9までに移動する。また、健康診断を受診しない学生は、学校の診断書は発行できない。診断書が必要な場合は個人負担で各自健康診断を受診する。
- ⑧ 告知内容については、8/15(土)までに、事務局まで。

(5)事務局長の考え方

- ① オンライン配信の方法＝タブレットを使った配信とし、教員のみでなく学生の様子を映すように、考えている。コンセント・変圧器・Wi-Fi等の設備整備が必要。
- ② 学生の心のケアをどうするかが、前回の一番の問題であった。サークルも含め、今回の学科の話し合いで解決されるだろうか。

(6)委員会としてのまとめ

- ① 後期授業に対する告知を行う。健康観察期間をとる。その間は、ライブ配信で受講する。
- ② 告知方法については、期間を最初に告知、追って学科の対面授業の内容を告知。前期授業終了までに告知する。

- ③ 健康診断の告知も同時行う。健康診断を受ける学生は、9/9 までに移動する。また、健康診断を受診しない学生は、学校の診断書は発行できない。診断書が必要な場合は個人負担で各自健康診断を受診する。
- ④ 告知内容については、8/15(土)までに、事務局まで。

21.第 19 回危機管理委員会(10/15)

(1)現状の課題について

- 教育実習で出身地である北海道外に帰省し、実習終了後に滝川に戻ってくる場合には、移動後 1 週間(健康チェックを行う)で対面授業の受講を認める。

(2)全学生のうち、約 7 割以上が滝川に移動している。移動後 1 ヶ月以上が経過している。

(3)後期授業開始から 3 週間経過し、三学科で一部対面授業が実施されている。

(4)9/15 付文部科学省通知に基づき、適切に授業等教育活動を実施する。

- ① 学内の感染予防対策・対面授業に向けた機器の整備状況を点検する。
- ② 公式 HP の学長メッセージの内容に則り、対面授業への移行について継続して検討する。
- ③ おおむね一か月毎に対面授業化を学科単位で検討をする。
- ④ 学生・保護者に基準を明確にし、合理的説明ができるようにする。(文科省留意事項)
- ⑤ 学生の対面授業出席の要件を再確認する。
- ⑥ 基本は、対面出席、教育的配慮を要する学生のみオンラインとする。
- ⑦ 授業以外の学生活動再開について検討する。(学生支援委員会・所管委員会)
- ⑧ 教職員の出張及び私事での北海道外活動の制限、用務後の自宅待機期間等の扱い。
※ 國學院大學は制限を設けていない。滝川市役所は同じく設けていない。
- ⑨ 学生の移動制限について検討する。(教育実習を含めて)
- ⑩ 今後状況に応じたフェーズ表の見直しを検討する。

※意見→

- ① 卒論だけ対面とした理由は、Wi-Fi 環境が整っていないことから、学生の学習する場の確保として極力移動を少なくした。
- ② マイクの使いまわしかいまだに行われている。
- ③ 検温カメラがオフラインになっている。パソコンにつなぐなどして記録をとるなど、他の活用をしてはどうか。
- ④ 学生の朝の動きをみていると検温・消毒をしないで通過する学生が見受けられる。事務局で監視してはどうか。
- ⑤ 学食は、10 人程で通信が落ちることがある。強力な Wi-Fi が必要である。
- ⑥ 感染に不安を持っている学生に、対面授業を強制はできない。
- ⑦ 滝川市はほぼ無菌状態、対面授業に戻してはどうか。

(5)以上を踏まえ、次の内容が確認された。

- ① 受講者 52 人までの授業を対面授業とする(大学方針)
- ② 対面授業に戻す時期は、11 月第 2 週目から(11/9~)
- ③ 専任教員に対象科目を登録させる(実施可能科目)
- ④ 学食、402 教室の Wi-Fi、各教室のコンセント等の整備を整えるよう検討する。

22.第 20 回危機管理委員会(10/29)

※ 学長コメント「前回対面授業拡張に向けアンケートが実施された。」

(1)平野特別補佐の学校法人への報告について(コロナ関連)

- ① 滝川市が1.8トンの米をコロナ禍で頑張っている國學院大學の学生を応援するために提供する案があり、打合せの副市長の訪問に同行した。
- ② 理事長が「短大部教職員のコロナ対応を含む学事運営に対して、学長、副学長、学科長、事務局長をはじめ皆さんの努力により日常を戻りつつあることをうれしく思う。一層の成果を期待する。」とあった。

(2)現状と課題

- ① 一部対面授業(履修者 50 人以下)の実施にかかるアンケート調査について説明した。
- ② 兼任講師にも同様のアンケートを実施した。

(3)後期授業の対応について(専任教員+兼任講師あてアンケート)

(4)アンケートに基づく時間割(案)について

- ① 資料(対面授業を色分けした時間割)が説明された。
- ② 402教室・図書館等の Wi-Fi が強化された。

※意見→

- ① 50 人で対面授業に移行できない理由が妥当かどうか。
- ② 他校でも同様のリスクがあるが授業を行っている状況をどうとらえるか。
- ③ 工夫があれば移行できるのではないか。
- ④ 学生・保護者に説明ができるようかが必要である。
- ⑤ それぞれの状況により対面授業を進めていく。
- ⑥ 危機管理の情報が学生に漏れているようだ。
- ⑦ 対面授業可能な授業の学生への告知をどうするか。
- ⑧ 11 月第 2 週目から実施したい。
- ⑨ 対面授業を期待している学生は、同時スタートできるよう告知期間を 2 週間にしては。
- ⑩ 語学で複数の先生が担当する科目の教室配慮が必要となる。
- ⑪ ソーシャルディスタンスを再度確認する。

(5)兼任教員を含め、時間割に示したとおりに対面授業を進めていくことで了承を得た。

- ① 10/30 教員にメールで周知、11/1 学生に告知、11/9 時間割黄色対面授業再開
- ② 今後の方向としては、現状維持とする、または、人数を広げていく等を考えていきたい。
- ③ 問題点は、次のとおり。
 - ・期末試験について。
 - ・対面で試験が実施できるのか。
 - ・評価について基準はどうなるか。

(6)教室収容人数について

- 文科省の基準がコロナ感染当初から見直された教室収容人数について説明された。

(7)Wi-Fi の整備状況について

(8)学生の移動(道外から滝川市へ)による体調の経過観察期間の見直しについて

- ① 2 週間の期間設定を廃止する。
- ② チェックシートにより管理する。

(9)対面授業に出席できない学生の対応について

- 大学の考え方としては、特別な配慮が必要な場合を除き対面としたい。

学長メッセージほかまとめ (公式ホームページ掲載分)

1.2/21 「國學院セミナー中止について」

令和2年2月22日(土)小樽商科大学札幌サテライトで開催予定の國學院セミナー「萬葉集巻十を読むー季節の歌と七夕歌ー」は、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。参加申し込みをいただいた皆さまには申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願いいたします。

2.2/27 「はる展」中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染予防のため、3月7日から3月15日まで開催を予定していた「はる展」を中止といたしましたので、お知らせいたします。受講生の皆様におかれましては、ご準備されていた作品の展示、ピアノコンサート、終了式、ワークショップ等ができなくなったことを心よりお詫び申し上げますとともに、ご理解の程お願い申し上げます。

3.2/28 「3/9・10の併願入試説明会中止のお知らせ」

3月9日(月)・10日(火)に開催を予定しておりました「併願入試説明会」は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、中止を決定いたしましたのでお知らせします。なお、入試制度や生活面、編入等についてのお問い合わせは学生支援課までご連絡ください。

4.2/28 「令和元年度卒業式中止のお知らせ」(学長名)

本学は、国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、3月19日(木)に開催を予定しておりました「第37回卒業証書授与式」の中止を決定しました。卒業生・ご父母の皆様には心よりお詫び申し上げます。卒業証書等は、本学から保証人宛に郵送させていただきます。また、同日予定しておりました「卒業祝賀会」につきましても、中止といたします。卒業生・ご父母の皆様におかれましては、ご賢察のうえ、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

5.3/24 「令和2年度オリエンテーションについて」

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、短大のオリエンテーション、ガイダンス及び健康診断の日程については、当初の予定を変更し、4月21日(火)から実施します。前期の授業は、4月25日(土)から開始します。詳細は、以下のリンクからご確認ください。新入生・在学生の皆さんは、マスクを着用し、発熱等があり体調がすぐれないときは、無理に参加しないなど、感染予防にご協力いただくようお願いします。なお、今後の状況により、オリエンテーション等の日程を変更することがあります。変更する場合には、改めてホームページでお知らせします。

6.4/7 「(日程変更)新学期(各種行事、授業)の開始繰り下げについて」

※3/24(火)にお知らせの新学期開始時期について、再度日程が繰り下がりました。

國學院大學北海道短期大学部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑みて、令和2年度オリエンテーション、ガイダンス、健康診断及び授業開始日を下記の通り繰り下げることとしました。本学学生、教職員の健康と安全を考えるとともに、感染拡大を防止するための決断ですので、事情をご賢察の上、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、今後も、新型コロナウイルス感染症の状況により、オリエンテーション、ガイダンス、健康診断及び授業開始日を変更する可能性があります。変更する場合には、改めてホームページでお知らせします。

○ オリエンテーション及びガイダンス期間 5月11日(月)～13日(水)

○ 前期授業開始日 5月14日(木) ※健康診断の実施については、現在調整中です。

7.4/7 「新型コロナウイルスによる感染防止への対応について(随時更新)」

新型コロナウイルスの影響に伴う本学の対応については、本ページで集約し発信を行っております。今後の情勢により対応が追加、変更となる場合がありますので、随時ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

8.4/8 「【学生の皆さんへ】学長メッセージ」(学長名)

周知のとおり、現在、未曾有のウイルスによる感染爆発が中国をはじめ欧米で広がっています。パンデミックと呼ばれる世界規模のウイルスの蔓延と脅威に、多くの国々が直面し、人命、健康、社会を守ろうとあらゆる施策を実行し必死に闘っています。そして、わが国にも欧米のような感染爆発の危機が迫っています。4月7日、内閣総理大臣が法律に基づき、初めての緊急事態宣言を発出しました。この宣言は、感染の拡大を極力防ぐことを目的とするものです。したがって、不要不急の外出は勿論、広域移動も控えるよう強い要請がなされています。平時であれば新入生を迎え入れ、すでに授業が行われ、春爛漫の中、学内は活気を呈しているところでありますが、緊急事態宣言の発出を受け、感染の拡大を防止するために、また学生みなさんの健康と生命を守るために、授業の開始を5月11日に再度繰下げなければならなくなりました。これから最も大事なことは、皆さんが感染しないこと、また感染させないことです。そのために、私たち一人ひとりが行動変容、つまり不要不急の外出を控え、感染のリスクの高いところには出入りせず、こまめに手洗いをするなどを忍耐強く続けていかなければなりません。どうぞ、自分を、家族を、大切な人を守るために、また皆さんがこれから生きていく社会が壊れないように、できる限りの努力をしてください。現在、授業の開始をめざし、学内での感染防止や学習支援に万全を期すよう準備を整えます。明けない夜はありません。宣言終了後、皆さんとのキャンパスライフを楽しみにしています。

9.4/17 「【学生の皆さんへ】学長メッセージ」(学長名)

政府は、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全国の都道府県に拡大され、北海道も5月6日までの外出自粛や施設の使用制限などが行われます。これまでの感染データからも、密閉空間・密集場所・密接場面の3つの「密」を避けることが感染予防でとても重要であることがわかっています。学生の皆さんは、現在、道外からの移動について禁じていますが、感染予防の自覚を強く持って行動されるように、自身の体調管理に十分注意の上、不要不急の外出を控え自宅待機をお願いします。学生の皆さんは、今は授業が開始できるように、生活行動に十分気をつけていただきたいと思います。道内に居住されている方につきましても、マスク着用、咳エチケット、手洗いなどを励行し、人混みを避け、イベント等への参加は極力自粛し、感染予防と体調管理に注意した行動を心がけてください。

10.4/22 「新型コロナウイルス感染拡大を受けた部・サークル活動の禁止について(通知)」

新型コロナウイルス感染症の影響は大変大きくなっています。北海道でも緊急事態宣言が発出され、本学内においてもクラスター(集団感染)の発生に対してより一層の対策を講じることが求められています。報道では若者を中心に自覚症状がないケースも多くあるとのことですが、そうした人たちが重症化するリスクの高い人に感染を広げてしまう可能性が指摘されています。感染防止とクラスター(集団感染)を発生させないため、1. 換気の悪い(密閉)空間、2. 多数が集まる(密集)場所、3. 間近で会話や発声をする(密接)場面、3つの条件を学生の皆さんを含め徹底していく必要があります。こうした状況を踏まえ、本学では、学生の皆さんに以下のように通知します。

【通知内容】

本学のキャンパス内外を問わず全ての部活動・サークル活動を当面禁止します。これに伴い、学内施設は、原則として、全ての使用を禁止します。学内外全ての活動を禁止するので、SNSを通じた勧誘、及び飲食を伴うイベントやミーティングの開催などいわゆる3密になる状況を公式・非公式を問わず発生させないこと。その他、感染および感染拡大の防止に最大限努めるようにしてください。なお、活動禁止期間の解除については今後の状況を考慮の上、改めて通知することとします。学生の皆さんには行動の制約となりますが、ご理解・ご協力をお願いします。

11.4/22 「新型コロナウイルス感染拡大の防止等にかかわる行動の徹底について」

新型コロナウイルス感染症の影響は大変大きくなっています。学生の皆さんは、新型コロナウイルスの感染及び感染拡大に対して適切な行動をとっていると思いますが、北海道でも緊急事態宣言が発出され、本学内においてもクラスター(集団感染)の発生に対してより一層の対策を講じることが求められることから、改めて國學院大学北海道短期大学部の学生としての適切な行動を要請します。

感染防止とクラスター(集団感染)を発生させないため

- 手洗いや咳エチケットなど感染予防策をとるよう十分に注意する
- 換気の悪い(密閉)空間、多数が集まる(密集)場所、間近で会話や発声をする(密接)場面といった状況を避ける(特に、スポーツジム、ライブハウス、カラオケボックス等)

- 飲食の有無に関わらずイベントやミーティングの開催などをしない、参加しない
 - 友人の自宅等に一定時間滞在することは避ける
 - 不要不急の用事による外出
 - 接客を伴うアルバイトについては特に感染予防に気を使うこと 等
- 皆さんの行動を制約してしまうこととなりますが、自らの健康を守るため、また他の人への感染拡大を防ぐために、もう一度國學院大學北海道短期大学部の学生としての自覚を持った行動をとってください。ご理解・ご協力をお願いいたします。

12.4/22 「【保護者あて】遠隔授業の導入に伴う学習環境の準備についてのお願い」(学長名)

平素より、本学学事にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。本年度は新型コロナウイルスの影響で、入学式の中止や授業開始の延期など、保護者の皆様には多大なご心配、ご迷惑をおかけしており、誠に申し訳なく存じます。本学のHP上でも掲載しておりますとおり、学生皆さんの感染を防ぐことを最優先に、校内での感染拡大を抑止して大学のクラスター化を防止すべく様々な取り組みをしております。その一環として、登校することなく教育を受けられるインターネット等を用いた遠隔授業を実施する運びとなりました。そのため、遠隔授業を行うPC環境、インターネット環境など、学生皆さんの日常的な学修環境を準備していただくことが必要となりました。保護者の皆様におかれましては、社会的な状況に鑑み、本学の教育における危機管理についての方針にご理解をいただくとともに、ご子弟の学習環境の整備につきまして可能な限りご協力くださいますようお願い申し上げます。遠隔授業の導入に伴い、学習環境の準備としてできるだけお願いしたいことは以下のものです。

- ノート・パソコン：(必要とする機能等は別紙を参照してください。)資料をみながら動画を視聴することがありますのでPCがあると便利です。windowsPC 推奨(パソコンに関する授業においては windowsOS で用いる Office を用いることから)。
- 自宅における Wi-Fi 環境の整備：一般的な光回線等、また携帯キャリア各社が使用者の年齢が 25 歳以下の場合に、追加データの購入料金を最大 50GB まで無償化するとしております。そうしたサービスについての情報収集等をお願いします。
- プリンターの準備：遠隔授業では事前に授業で用いる資料について PDF ファイル等で配布されることとなります。コンビニエンスストア等でも印刷は可能ですが利用効率と多人数での接触を控える意味からも自宅にプリンターがあると便利です。

13.4/22 「【学生あて】遠隔授業の導入に伴う学習環境の準備及び移動自粛等についてのお願い」(学長名)

ご承知の通り、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が広まり、なかなか先が見通せない状況にあります。現在、滝川市のある北海道も緊急事態宣言における「特定警戒都道府県」に指定されています。また、多くの学生出身地である首都圏も同様です。同宣言下において、不要不急の外出および移動の自粛が強く求められています。そのような中、感染防止とクラスター(集団感染)を発生させないために本学においても、感染が沈静化するまでインターネット等を用いた遠隔授業を導入します。遠隔授業の導入に伴い、以下の 2 点をお知らせします。

【お願いしたい内容】

- インターネットによる遠隔授業を受講できる学習環境の準備
- 出身地から北海道、北海道から出身地または北海道内への不必要な移動の自粛
遠隔授業の導入に伴い、可能な範囲内で以下のような学習環境の準備をお願いします。
- ノート・パソコン：(必要とする機能等は別紙を参照してください。)資料をみながら動画を視聴することがありますのでPCがあると便利です。windowsPC 推奨(パソコンに関する授業においては windowsOS で用いる Office を用いることから)。
- 自宅における Wi-Fi 環境の整備：一般的な光回線等、また携帯キャリア各社が使用者の年齢が 25 歳以下の場合に、追加データの購入料金を最大 50GB まで無償化するとしております。そうしたサービスについての情報収集等を行ってください。
- プリンターの準備：遠隔授業では事前に授業で用いる資料について PDF ファイル等で配布されることとなります。コンビニエンスストア等でも印刷は可能ですが、利用効率と多人数での接触を控える意味からも自宅にプリンターがあると便利です。

オリエンテーション、ガイダンスも、インターネットを用いたオンラインで行います。後日、案内します。なお、出身地から北海道へと移動してきた学生については、北海道のガイドラインに従い、最低 2 週間は不要不急な外出や接触を避けるようにしてください。

14.4/23 「新型コロナウイルス感染拡大防止に係るありす祭の開催について(通知)」

新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会的な状況を考慮し、今年度のありす祭について下記の通り通知いたします。ご理解のほど、何卒よろしく願いいたします。

- 6 月 20 日～21 日に予定されていたありす祭の開催は中止いたします。ただし、後期開催の可否については調整しています。決定は、7 月を目途とします。

15.4/30 「移動自粛についてのお願い」(大学名)

令和 2 年 4 月 21 日付け「遠隔授業の導入に伴う学習環境の準備及び移動自粛等についてのお願い」により、今後の授業展開の方向性についてお知らせしたところです。その後学生及び保護者の皆様より大学の所在地である滝川市へいつ転居すればよいのかとの問い合わせを多くいただいています。本学としましては、政府が緊急事態宣言を解除し、本学が所在する地域の感染拡大がほぼ終息し、かつ学生の皆さんや教職員の安全安心が確保できると状況判断されるまでの間、インターネット等を用いた遠隔授業を継続します。つきましては、それまでの間は現在の居住地からの移動を控えてください。移動が可能な状況になり次第必要な猶予期間を設け、移動開始時期及び重要な連絡を含め改めてお知らせいたします。それまでの間は事情ご賢察のうえ、この方針にご協力くださいますようお願いいたします。

16.5/7 「滝川市への移動自粛についてのお願い」

5 月 6 日までを期限に全国に出されていた緊急事態宣言が、5 月 31 日まで延期されました。本学では、4 月 30 日付け「移動自粛についてのお願い」により、学生及び保護者の皆様に対して、大学の所在地である滝川市への転居を自粛するようお願いをしたところです。今回緊急事態宣言が延長されたことにより、当然のことながら移動可能な状況とは判断できません。改めて移動自粛の継続をお願いするものです。本学の予定としては、オリエンテーションを 5 月 11 日から、授業開始を 5 月 14 日からとし、当面の間インターネット等を用いたオンラインにより実施します。つきましては、現在の居住地からの移動を控えてください。移動が可能な状況になり次第必要な猶予期間を設け、移動開始時期及び重要な連絡を含め改めてお知らせいたします。それまでの間は事情ご賢察のうえ、この方針にご協力くださいますようお願いいたします。

17.5/8 「令和 2 年度前期授業の開始にあたって-本学独自の修学支援について-」(学長名)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在学生・保護者の皆様には長期にわたり多大なるご心配とご不便をおかけしております。國學院大學北海道短期大学部では、新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、5 月 11 日から令和 2 年度前期授業等を遠隔授業(オンライン)により開始いたします。感染症がいつ終息するのか不明ななか、学生の皆さんをはじめ教職員の生命・身体の安全確保を最優先とした判断ですが、一定の終息の方向が見え、安全・安心が確保できると判断された場合は通常の授業にいたします。それまでの措置として何卒ご理解の程、宜しく願い申し上げます。本学教職員は、遠隔授業という新しい学びのあり方を研究し、質の高い授業内容を構築できるよう鋭意努めています。このような学修環境において、学生の皆さんが支障なく遠隔授業に取り組むことができるよう次のような修学支援を行うことといたしました。

1.緊急修学支援費の給付について 全学生に対して、通学形態に応じて以下の修学支援費を給付いたします。

- ① 給付額 自宅通学者:30,000 円 自宅外通学者:50,000 円
- ② 給付対象 本学に在籍する学生
- ③ その他 給付時期及び具体的な手続き方法については、決定次第ホームページ等でお知らせします。

※各自のネット環境・プリンター等の整備をお願いします。

2.前期学費等納付金の納入期限について 5 月 20 日を納入期限としております令和 2 年度学費の納入につきましては、納入期限の変更はありませんが「学費延納の手続き」をすることで納入期限を延ばすことができます。本学学生支援課までご相談ください。

3.その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くなかでも、在籍するすべての学生が無事に学びを継続し自己実現を図ることができるように、責任をもって学修面、経済面の支援を行いますのでご相談ください。

18.5/8 「5月11日のオリエンテーションについて」

標記の件について、5月11日からのオリエンテーションにつきまして 学科毎に開始時刻が異なりますので下記の通り指示に従ってください。なお、変更が生じましたら更新しますので、UNIPA・HPを必ず確認をしてください。

○ 国文学科オリエンテーションについて

- (1) 前日10日にオリエンテーションの詳細をUNIPAに掲示するので必ず確認してください。
- (2) オリエンテーション時の履修登録に向けて、前日10日までにUNIPAから参考資料をダウンロードし、履修科目の時間割表の下書きを作成しておいてください。(※なお8・9日はUNIPAは調整中のため使用できません。)

○ 総合教養学科オリエンテーションについて

前日10日の12時に、オリエンテーションの詳細をUNIPAに掲載するので必ず確認してください。

○ 幼児・児童教育学科オリエンテーションについて

<幼児保育コース> 5月11日 新入生オリエンテーション等スケジュール

※Zoom ミーティングを用いたオリエンテーション

9:00 Zoom ミーティング開催(新入生は9:15までに参加する)

9:15~20 コース長挨拶

9:20~30 学科教員及び学生担当教員の紹介

9:30~10:45 履修指導(担任)

資格・免許取得に関する説明

実習、実習参加要件等に関する説明

進路希望調査

グループ担当教員の発表

10:55~12:35 Zoom(あるいは電話)による各担当教員との個人面談

個人面談終了後 必要に応じて Zoom 等を用いた質疑応答

16:25 ~ 17:50 授業「造形の基礎 I」(詳細はUNIPAで掲示)

<児童教育コース>

[1年生]

○ 5月11日(月)

13:10 ~ ①学生支援ガイダンス・履修ガイダンス②短大部での生活について

13:55 ~ ①質疑応答 ②進路希望提出:UNIPA

14:50 ~ ①履修指導 ②編入指導 ③履修届作成

○ 5月12日(火)

9:15 ~12:25 ①履修指導 ②個別の履修届確認

[2年生]

○ 5月11日(月)

9:15 ~ 10:45 ①学生支援ガイダンス・履修ガイダンス ②生活全般について ③質疑応答 ④進路希望調査提出:UNIPA

10:55 ~ 12:20 ①履修指導 ②編入指導 ③履修届作成

13:10 ~ 15:00 個別相談

○ 5月12日(火) 予備日

19.5/14 「遠隔授業への取り組みについて」(学長名)

本学では、新型コロナウイルス感染症から、学生及び教職員を守り、教育機関としての授業運営を維持していくために、感染が沈静化するまでの間インターネット等を用いた遠隔授業を導入することとしました。

5月11日から3日間オリエンテーションを行い大きなトラブルもなく、無事に終えることができました。5月14日からはいよいよ前期授業を開始することになり、本格的にオンライン対応となります。しかし、授業科目によっては、その特殊性により、遠隔授業では全てを対応しづらい科目もあり、それら科目については、でき得る限り創意工夫をして質の確保を目指します。学生の皆さんには4月21日付でお願いしましたとおり、遠隔授業を受講できるように協力いただき、ノート・パソコンとプリンターおよびWiFi環境の整備をお願いいたします。

20.5/29 「緊急事態宣言の解除を受けて/学長メッセージ」

現在、新型コロナウイルス感染症という未曾有の災禍が全世界を襲っています。罹患された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、医療従事者の方々の多大なご尽力に深く感謝いたします。今般、政府から発令されていた緊急事態宣言は、北海道を含め全国で解除されましたが、他県間の移動は6月19日まで自粛要請が続いています。ご不便をおかけしますが、今しばらく北海道への移動はお控えください。さて、授業につきましては現在まで遠隔授業を継続していますが、「新しい生活様式」の実践を進めるなかで、ソーシャルディスタンス確保をした教室の収容人数、授業実施時間、科目等について調査を行い、対面授業の一部実施の可能性について検討を行っています。こうした状況から、少なくとも6月中はこれまで同様遠隔授業を継続します。様々な状況において、迅速な対応が行えずご不便をおかけしておりますが、今後の変化については一定の猶予期間を設け、学生に不利益が被らないよう配慮いたしますのでご理解のうえご協力ください。

21.6/18 「緊急事態宣言解除に伴う一部対面授業の実施について(学長メッセージ)」

本学は、5月25日の政府による緊急事態宣言解除後も、「学生の健康と学びを守る」ことを最優先とし、遠隔授業を継続しながら一部対面授業開始の時期や方法を検討し、併せて経過観察を行って来ました。5月28日付学長メッセージで、全ての授業科目の6月中の遠隔授業継続をお知らせしましたが、引き続き7月1日以降も前期終了まで遠隔授業を継続することといたします。現在の本学学生の居住地の状況では、他県間移動自粛の要請により未だ多くの学生が北海道内に移動転居できておりません。また、首都圏を中心に新規感染の継続が見られることなどを踏まえると、学生が生活拠点を定めるに難しい状態に置かれていると判断され、全面的な対面授業開始は困難と判断しました。ただし、幼児・児童教育学科(幼児保育コース、児童教育コース)は、教育指導上の特性から実習や実技科目が多く対面での指導が有効であること、また少人数での授業が多く、人と人の距離を十分にとることが可能であることから新型コロナウイルス感染症の学内蔓延防止策を講じながら、専門科目を中心に学内での対面授業を開始いたします。なお、対面授業を開始する科目及び時期については対象学生に向け、UNIPAにより別途お知らせいたします。

22.8/8 「後期授業について(学長メッセージ)」

本学は、「学生の健康と学びを守る」ことを最優先とし、前期授業は遠隔授業を継続してきました。7月6日からは、教育指導上の特性から実習や実技科目が多く、対面での指導が有効であり、かつ少人数での授業が多く、人と人の距離を十分にとることが可能である幼児・児童教育学科の一部科目において、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じながら対面により実施しています。本学が所在する北海道滝川市においては、前期中新たな感染報告はなく、安定した状況にあります。現在のところ、首都圏だけでなく全国的に新型コロナウイルス感染症新規感染者が確認されるなど、状況は深刻さを増しています。そのため、未だ多くの学生が北海道外に居住しながら、遠隔授業を受講している状況にあります。遠隔授業の有効性は認識しつつも、一方で早期の対面授業への移行や、クラブ活動等の学生同士の交流を望む声も寄せられています。さて、本学において9月28日から開始する後期授業についてですが、学生と教職員の生命、身体を守り、かつ学びの継続を守るために、引き続き主として遠隔授業を継続します。但し、国文学科・総合教養学科を含めた三学科において、実技、実習、卒業論文、ゼミナール等で一部対面授業を取り入れ、授業展開することといたします。対面で行う具体的な科目は8月19日を目途にUNIPAを通じてお知らせいたします。諸々の理由により対面授業に参加できない学生に対する配慮として、対面授業をライブ配信する等の措置を講じる予定ですので、対面授業も遠隔で受講することも可能です。なお、日々変化する状況から、道内の感染状況が深刻になった場合には、一部対面授業開始時期の延期も検討しなくてはなりませんし、感染防止対策の工夫を進めるなかで、安全の確保が見込めると判断される科目についての対面への移行についても、継続して検討してまいります。在籍するすべての学生が自己実現を果たし、卒業ができるように全学一体となって学修支援に努めます。

23.8/27 「地域へのお知らせ」

<子育てサロン>

○ 今年度の開催は中止となりました。

<オープンカレッジ>

○ 10月開講予定

<パークゴルフ場>

- 今季は利用できません

<狂言公演>

- 人間国宝 山本 東次郎一門による狂言の公演は中止となりました。これに伴い、山本 東次郎 師による「教養総合」での講演も中止となりました。

<俳句バー>

- 未定

<ペカンペ祭>

- 新型コロナウイルス感染予防のため、規模を縮小して実施し、一般公開はしません。当日の様子は、11月1日からホームページにて配信の予定です。

24.10/30 「後期授業について(学長メッセージ)」

平素より、本学学事にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、授業の運営においてご不便をおかけしておりますことを重ねてお詫び申し上げます。さて、9月28日から開始しました後期授業は一か月が経過し、全体としては遠隔授業を主としつつも、学科の特性により対面の授業を取り入れ実施してきました。その間学生・教職員に感染の報告はなく、順調に学事運営されております。さて、本学ではこれまでの状況及び感染防止対策の有効性を含め、対面化の拡大について検討を重ねて、この度以下の方針を決定しました。

- ① 先ずは受講者数 50 人以下の授業を目安に、対面可能な科目から移行する。
- ② 移行開始日は 11 月 9 日(月)からとする。
- ③ 特別な配慮を要する学生に対する対応として、対面授業をライブ配信するハイブリッド型授業を行う。
- ④ これからも継続して対面化への移行を検討する。

対面で行う具体的な科目は、11月1日を目途に UNIPA を通じてお知らせいたします。なお、これから北海道外から滝川市に移動する学生で、対面授業日までに移動が間に合わない場合は、それまでの間ライブ配信で受講してください。移動後の健康経過観察期間の自宅待機等は求めませんので、各自が健康管理を徹底し、受講日の一週間前までの健康記録をチェックシートに記載し、少しでも不調を感じた場合は登校を控えてください。引き続き学生の学修支援に全学挙げて努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

25.11/27 「対面授業を継続するために(感染拡大防止のお願い)」

本学では新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を図り、学生の学修機会の確保に鋭意努めているところです。また、学生間の交流の場として校舎利用を認め順次開放しています。北海道では感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取りながら対策を進めてきましたが、11月27日までとしてきた集中的な対策期間を更に2週間延長して12月11日までとしました。本学としましては、滝川市周辺の感染状況及び学生の学修環境等を総合的に判断し、感染拡大防止対策を進めるなかで引き続き対面授業を継続することといたします。学生の皆さんには、次のとおり感染拡大防止のため、再度留意点を徹底して実施されますようお願いいたします。

- ① 3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けること。
- ② 学生同士が集まる会食・課外活動に注意しクラスター化を防ぐこと。
- ③ 毎朝必ず検温し体調管理を行うこと。
- ④ 手洗い・マスクを着用すること。
- ⑤ 入構時のアルコール消毒、サーモグラフィによる検温の実施。
- ⑥ 寒い北海道で工夫しながら換気を徹底すること。

(教室では常時少し窓を開けておくか、授業途中の45分後を目安に換気する。)

- ⑦ 学食は決められた場所に着席すること。(椅子は動かさない。マスクをはずして大声で話さない。)

授業については、現在全体的には50%を超える対面授業化率となっていますが、履修科目によってはほとんどの授業が遠隔授業となっている学生がいることも承知しています。今後、大学としては、11月6日に公式ホームページでお知らせしたとおり、感染症予防対策に万全を期してしっかりと取り組んでいますことから、受講生50人以下の科目については対面化を継続して検討を進めています。一部学生の学修にご不便をおかけしていますことをこの場をお借りしてお詫び申し上げます。

26.11/6「本学の感染予防対策について」

本学では新型コロナウイルス感染予防対策として、以下の取り組みを行っています

[別紙] 感染予防対策一覧

27.12/12「対面授業を継続するために(感染拡大防止のお願い)」

本学では令和2年11月27日付け文書にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を図るための留意点を例示し、学内外においての責任ある行動をお願いしました。学生の皆さんの協力により、現在まで本学関係者の感染報告はなく、予定通り対面授業を継続することができています。本学としましては、感染拡大防止対策を進めながら、慎重に状況を見極め、これからも対面授業の継続を進めてまいります。

なお、北海道では、年末年始を見据えて感染拡大を徹底して抑え込むことを目的に、12月11日までとしてきた集中的な対策期間を更に1か月延長して、令和3年1月15日までとしました。特に、12月25日までを強い措置の期間と定めています。学生の皆さんには、今一度北海道の集中対策の趣旨を理解していただくとともに、改めて感染拡大防止の徹底にご協力ください。

- ① 3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けること。
- ② 学生同士が集まる会食・課外活動に注意しクラスター化を防ぐこと。
- ③ 毎朝必ず検温し体調管理を行うこと。
- ④ 手洗い・マスクを着用すること。
- ⑤ 入構時のアルコール消毒、サーモグラフィによる検温の実施。
- ⑥ 寒い北海道で工夫しながら換気を徹底すること。
(教室では常時少し窓を開けておくか、授業途中の45分後を目安に換気する。)
- ⑦ 学食は決められた場所に着席すること。(椅子は動かさない。マスクをはずして大声で話さない。)

28.1/7「学生・保護者の皆様／新年の学長あいさつ」

新たな年を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。昨年は年初より、世界中において新型コロナウイルス感染症の発症拡大がみられ、防止対策に追われた一年となりました。残念ながら北海道内においても多くの発症が見られ、未曾有の緊急事態となりましたが、学内の感染防止対策と皆様のご協力により、学内感染者をこれまで出すことなく今日を迎えることができました。さて、北海道内の新規感染者は昨年末からの集中的な対策の効果もあり、減少傾向にあるものの、全国的な拡大は収まる方向になく、政府は特に首都圏を対象とした緊急事態宣言の再発令を今日にも予定しております。本学としましては1月12日から再開する授業は、感染防止対策を進めながら、引き続き対面授業を行います。北海道外に帰省中で、対面授業への出席等に不安や不都合がある場合は速やかにご連絡ください。現状において、ワクチンの一般人への投与がいつになるかの見通しが立たないなか、予断を許しませんが、早期に収束して平穏な日常の中で学生生活がおくれることを願っています。学生の皆さんには、改めて感染拡大防止の徹底へのご協力をお願いします。

- ① 3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けること。
- ② 学生同士が集まる会食・課外活動に注意しクラスター化を防ぐこと。
- ③ 毎朝必ず検温し体調管理を行うこと。
- ④ 手洗い・マスクを着用すること。
- ⑤ 入構時のアルコール消毒、サーモグラフィによる検温の実施。
- ⑥ 寒い北海道で工夫しながら換気を徹底すること。
(教室では常時少し窓を開けておくか、授業途中の45分後を目安に換気する。)
- ⑦ 学食は決められた場所に着席すること。(椅子は動かさない。マスクをはずして大声で話さない。)

令和 2 年 4 月 2 日

学生・教職員各位

國學院大學北海道短期大学部
危機管理委員会
委員長 学長 平野 泰樹

新型コロナウイルス感染症対策について

日本国内における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、皆様方の健康と安全、感染拡大防止を最優先に考え、3月19日に予定していました國學院大學北海道短期大学部の卒業式並びに4月10日の入学式を中止することとしました。また、授業開始につきましても例年よりも遅いスタートとなります。首都圏においては、感染者が急増し、世界各国においても感染拡大が続いており、その終息が見通せない状況となっています。つきましては、本学における新型コロナウイルス感染症対策の今後の対応を、次のとおりとしますので、皆様方におかれましては、ご協力・ご理解についてよろしくお願い申し上げます。

Index

1. イベント等について・・・p1
2. 感染予防・・・p1
3. 教室の換気など・・・p2
4. 症状がある場合・・・p2
5. 陽性者と適切な感染予防なしに接触した場合・・・p2
6. ご家族に感染が疑われる人がいる場合・・・p3
7. 感染が診断された場合・・・p3
8. 海外から帰国した学生・教職員への対応・・・p3
9. その他衛生管理について・・・p4

1. イベント等について

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当面の間、本学が主催する多人数の参加が予定されるイベント等について、次のいずれかに該当する場合は、原則として「中止」又は「延期」の判断を行うものとします。
 - ① 参加者同士が濃厚接触する可能性が高いイベント、飲食を伴うイベント等
 - ② 特に、重症化リスクが高いとされる方が多く参加するイベント等
- (2) 不急の集会(食事会や飲み会を含む。)についても「延期」又は「自粛」し、濃厚接触の機会を減らすよう努めてください。イベント等を行う場合であっても、参加者の手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、マスクの着用 of 励行等の感染拡大の防止に向けた対策を行ってください。
- (3) 学生・教職員は、各自感染のリスクを最小限に抑えるための行動をとってください。特に、若者は不顕性感染(感染はしているが症状が出ない。)の場合もあり、自分自身が感染源となって他者に感染させる可能性もあることを自覚して行動してください。

2. 感染予防

- (1) 感染は、飛沫感染と接触感染によると言われています。手指衛生(流水と石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒)を励行してください。咳やくしゃみ、鼻汁、咽頭痛、発熱などの症状が一つでもある場合は、マスクを着用し咳エチケットを徹底してください。
- (2) 不要不急の外出は控えるようにしてください。

- (3) 多人数が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、前述の感染予防を励行してください。
- (4) 「手洗い」や「咳エチケット」など感染症対策を促すポスター等をトイレなど校舎施設に掲示します。
- ① 「正しい手の洗い方」ポスター・・・各トイレ男女 18 か所
 - ② 「咳エチケットと正しいマスクの着用」ポスター・・・各教室
 - ③ 「新型コロナウイルスを防ぐには」ポスター・・・各階掲示板 5 か所

3.教室の換気など

- (1) アルコールによる手指消毒を行い、できる限りマスクを着用して入ってください。
- (2) 休み時間ごとに窓を開けて換気してください。また、授業中はできる限りドアや窓を少し開けてください。90分授業の中間(45分後)で5分程度、窓を全開して空気の入替えを行ってください。当分の間、寒いので、コートの着用や厚着をするなどの工夫をしてください。
- (3) 教室のスペースに余力があれば、一人ひとりの間隔を空けるようにしてください。例えば3人掛け机の場合は両端に着席させるなど、座席配置を工夫してください。
- (4) 各教室の教卓に換気等についての注意事項を貼り付けます。

4.症状がある場合

- (1) 発熱やせきなど軽い風邪の症状がある場合は、自宅療養を行い、登校・就業はしないこと。毎朝体温を測定して記録しておいてください。
- (2) 自宅療養中に次のような症状がみられた場合、すぐに医療機関を受診してください。
 - ① 呼吸が苦しくなった時(呼吸数が1分間に20回を超える状態が続く、唇が紫色に)
 - ② 意識状態がもうろうとしてきた時(呼びかけに応えないなど)
 - ③ 血圧低下・ショック症状等(顔色が蒼白になったり、手足の指先が冷たくなる時)
 - ④ 食事が食べられない。水分が摂れなくなった時
- (3) この症状が続く場合、あるいは強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、電話で、最寄りの保健所や次の電話相談窓口にご相談し、その指示に従ってください。
- (4) 登校・就業許可の目安としては、解熱薬を使用しない状態での解熱(37℃未満)が確認でき、それが48時間以上継続した状態です。学生及び教職員は「感染症治癒証明書」に必要事項をご自身で記入し、健康相談室に持参の上、登校・就業許可の面接を受けてください。

※新型コロナウイルスに関する相談窓口

- ◆ 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター) TEL.0120-565653(09:00-21:00 土日祝含む。)
- ◆ 札幌市保健所(新型コロナウイルス相談窓口)TEL.011-632-4567(09:00-21:00 土日祝含む。)
- ◆ 旭川市保健所 TEL.0166-26-2397(平日 08:45-17:15)
- ◆ 岩見沢保健所 TEL.0126-20-0100(平日 08:45-17:15)
- ◆ 滝川保健所 TEL.0125-24-6201(平日 08:45-17:15)
- ◆ 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 TEL.011-204-5020(24時間)

5. 陽性者と適切な感染防護なしに接触した場合

- (1) 保健所が濃厚接触者と特定した場合、感染している可能性があることから、潜伏期間を考慮し、2週間、出席停止・就業禁止とする。毎日体温を測定し記録してください。
- (2) 2週間以内に症状が出た場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用し、速やかに電話で、帰国者・接触者相談センター(滝川保健所TEL.0125-24-6201)に相談し、健康相談室にもその相談結果をご報告ください。
- (3) 症状が出ずに最終接触日から2週間経過した場合は、経過観察終了となります。学生及び教職員は「感染症治癒証明書」に必要事項をご自身で記入し、健康相談室に持参の上、登校・就業許可面接を受けてください。

※濃厚接触の具体例

- ①新型コロナウイルス陽性者(以下陽性者)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機等を含む)があった。
- ②陽性者と適切な感染防護なしに、診察、看護もしくは介護をした。
- ③陽性者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた。
- ④陽性者と会食した。
- ⑤必要な感染予防策なしで、陽性者に手で触れた。
- ⑥陽性者と会話することが可能な距離(目安として 2m)で接触した。

6. ご家族に感染が疑われる人がいる場合

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる人(疑似症の方)がいる場合、検査まで数日間かかることから、結果が出るまで出席停止・就業禁止とする。登校・就業はしないこと。自宅での健康状態を監視してください。

- ①疑似症の方と他の同居者の部屋を可能な限り分ける。
- ②疑似症の方の世話をする人は、できるだけ限られた方(一人が望ましい)にする。
- ③できるだけ全員がマスクを使用する。
- ④小まめにうがい・手洗いする。
- ⑤日中はできるだけ換気をする。
- ⑥取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する。
- ⑦汚れたりネン、衣類を洗濯する。
- ⑧ゴミは密閉して捨てる。

7. 感染と診断された場合

- (1)医療機関において新型コロナウイルス(指定感染症)に感染していると診断された場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき出席停止、「就業禁止」とします。また、学校保健安全法の「第一種感染症」とみなされるため、主治医の許可があるまで出席停止・就業禁止とします。
- (2)感染あるいはその疑いと診断された場合は、直ちに、学生は学生支援課健康相談室(電話 0125-23-4111 内線 99)に、教職員は、総務課(電話 0125-23-4111 内線 15)に必ず連絡してください。
- (3)期間については、北海道知事の勧告等による期間とする。
- (4)医師から治癒の診断がおりたら「感染症治癒証明書」に病名と欠席の期間を記載してもらい、学生支援課健康相談室又は総務課に提出してください。

8. 海外から帰国した学生・教職員への対応等

- (1)新型コロナウイルスによる感染症の流行国に限らず、全ての海外から帰国した学生・教職員及び渡航中の学生・教職員は次の対応をお願いします。また、潜伏期間があることから、日本入国又は帰国の日の翌日から起算して2週間は自宅で休養し、自身の体調の変化や症状に注意して健康観察を行ってください。
- (2)なお、すでに日本に帰国した学生・教職員にあっても、帰国後2週間が経過していない場合は、次の対応をお願いします。
 - ①海外から帰国した学生・教職員
 - ・帰国後直ちに、学生は学生支援課に、教職員は総務課に電話又は電子メールで帰国したこと及び現在の所在地を報告すること。
 - ・帰国の翌日から起算して2週間は、症状がなくとも、毎朝必ず体温測定するなどの健康観察を行い、自宅待機すること。

②海外へ渡航中の学生・教職員

・学生は学生支援課に、教職員は総務課に電話又は電子メールで、現在の状況(健康状態・帰国の予定等)を報告すること。

(3)外務省の「検疫強化対象地域」、「入管法に基づく入国制限対象地域」など、今後変更があり得るので、外務省海外安全ホームページや厚生労働省新型コロナウイルス感染症の水際対策の抜本的強化についてのホームページなどにより最新の情報に注意すること。

(4)学生・教職員の海外渡航については、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報の危険レベルなど、最新情報を確認し、感染予防に万全を期してください。

9.その他衛生管理について

(1)校舎施設や学生・教職員・来校者などの衛生管理については、手や皮膚の消毒を行う場合は、「消毒用アルコール」を使用する。

(2)ドアの取っ手やノブなど、学生等が手を触れる箇所は、500mlのペットボトル 1 本の水に塩素系漂白剤5ml(ペットボトルのキャップ1杯分)を入れた 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムをペーパータオル等に十分に含ませて拭いた後、水拭きすること。

※一般的に「塩素系漂白剤」は、塩素濃度約 5%又は 10~12%で販売されている。

(3)トイレや洗面所の清掃は、500mlのペットボトル 1 本の水に塩素系漂白剤 10ml(ペットボトルのキャップ 2 杯分)を入れた 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液をペーパータオル等に十分に含ませて拭いた後、水拭きすること。

(4)消毒対象は、次のとおり。

- ドアノブ ○窓の取っ手 ○照明のスイッチ ○ソファ ○テーブル ○椅子 ○電話機
- パソコンのキーボード・マウス ○子どものおもちゃ ○床 ○壁 ○水道の蛇口 ○シャワーヘッド
- 浴槽 ○洗面器 ○排水溝 ○水洗トイレの便器・流水レバー・便座とフタ・汚物入れ
- EV の呼出ボタン・停止階ボタン ○体育施設、ボール等運動用具 ○ワイヤレスマイク
- 音楽室、ピアノ室のピアノ鍵盤等

(5)特に、トイレでの感染例が多いことから、従来のポンプ式泡石鹸よりも、触らずに石鹸が出てくる「ハンドソープノータッチディスペンサー」の方が大きな効果があることから、多目的トイレを含め、男女全トイレに 1 個ずつ全 18 か所に設置する。

(6)トイレを使用して手洗い後、しっかりと手を拭うために、ペーパータオルを設置する。

学 長	事務局長	事務局部長	総務課長	学生支援課長	健康相談室	合 議

発熱・軽い風邪症状等に関する報告書（略称:発熱報告書）

連絡受付日	令和 年 月 日() :	対応者	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話
-------	---------------	-----	--

所属・学年	<input type="checkbox"/> 国文学科 <input type="checkbox"/> 総合教養学科 <input type="checkbox"/> 幼児・児童教育学科(<input type="checkbox"/> 幼保コース <input type="checkbox"/> 児童教育コース)		年
学籍番号		氏 名	
症 状	症状のある者 <input type="checkbox"/> 学生本人 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> その他()		
	症状 <input type="checkbox"/> 発熱・軽い風邪症状 (体温 朝 . °C ~ . °C) <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 喉痛 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 味覚異常 <input type="checkbox"/> 嗅覚異常 <input type="checkbox"/> その他の症状 ()		
受診医療機関名	<input type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 受 診 ()		
受 診 日	令和 年 月 日		

大学の対応	
-------	--

学 長	事務局長	事務局部長	総務課長	学生支援課長	健康相談室担当	合 議

新型コロナウイルス感染症

発症報告書

提出先は、学生支援課又は総務課

連絡日		令和 年 月 日() :		受付担当者	
学生・ 教職員 情報	学籍番号			学生氏名	
	携帯電話番号				
病院での 受診状況等	受診日 (濃厚接触者の場合は保健所からの連絡日)			病院名 (濃厚接触者の場合は「保健所」と記入)	
	PCR検査等 受検日			陽性判定日	
	療養場所	在宅療養 ・ ホテル療養 ・ 入院 ・ その他()			
	医師からの 指示				
大学(学生支援課)からの指示等	<p>1. 医師等の許可があるまで、登校・外出しないでください。</p> <p>2. 登校を再開する場合は、「治癒し、他への感染のおそれがない」旨の診断書を「感染治癒証明書」とともに学生支援課に提出してください。確認後、登校が許可されます。</p> <p>3. 出校停止により欠席した授業等については学生のみなさんの不利益にならないよう、レポート、補講等の代替措置を講じる等、適切な配慮を行います。治癒し登校を再開した時に、授業担当教員へ申し出て代替措置の指示を受けてください。</p>				
備 考					

学籍番号

学科名

学科

学生氏名

※新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者の調査等のために使用します。

日付	月	日	月	日	月	日	月	日
行動記録 ・行った場所 ・会った人 ・時間 ※時系列に記入								
行動記録 ・行った場所 ・会った人 ・時間 ※時系列に記入								

学 長	事務局長	事務局部長	総務課長	学生支援課長	健康相談室	合 議

國學院大學北海道短期大学部

感染症治癒証明書

所属(学籍番号)	学科	年(学籍番号)
学生・教職員氏名		

上記の学生・教職員について、下記の疾患が治癒したので登校してよいことを証明します。

感 染 症 名	
新型コロナウイルス	風疹
インフルエンザ (型)	水痘
百日咳	結核
麻疹(はしか)	
流行性耳下腺炎	

発症から治癒までの期間	年 月 日 ~	年 月 日	登
校・就業許可	年 月 日		

年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

印

※國學院大學では、「個人情報保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適切な取扱いに努めています。この診断書及び証明書に記載された内容は、原則として第三者に開示することはありません。ただし、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や本人の身体などを保護するために必要であると判断され、本人の同意を得ることが困難な状況である時は、例外的に第三者(行政など)に開示する場合があります。

<國學院大學北海道短期大学部使用欄>

教務委員長

〔公印省略〕

授業配慮についてのお願い

上記の者は、学校保健安全法第 19 条に基づきこれに指定されている感染症の罹患により、主治医から登校停止(自宅療養等)の指示がありました。つきましては、証明書に記載された登校停止期間中の授業を欠席いたしました。出欠の取り扱い上は、単なる欠席とはせず本人の出席すべき日数から減じる措置をお取りくださいますよう、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。なお、下記学生支援課・健康相談室の確認欄に押印・チェックのないものについては、無効です。

健康相談室 確認欄	発症報告 <input type="checkbox"/> 書式確認 <input type="checkbox"/> 印	学生支援課 確認欄	印
--------------	--	--------------	---

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための國學院大學北海道短期大学部行動指針

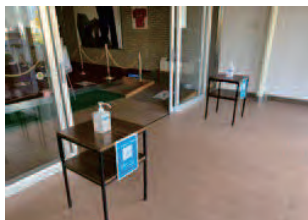
※この行動指針は、感染フェーズの変化等今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。

資料 7

フェーズ	状況	授業(講義・演習・実習)	学生・学外者の入構	学生の活動	教職員の事務体制	会議
5	<ul style="list-style-type: none"> 重大な緊急事態 大学を閉鎖せざるを得ない状況 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての授業を休講とする 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学生の入構を禁止する 全ての学外者の入構を禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> 全面活動禁止 アルバイト禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 学校閉鎖に伴い保安要員を除き、全員が自宅待機としテレワークとする 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン会議のみ
4	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急事態宣言が発令され知事が外出自粛要請・大学に休業要請があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔授業/オンライン授業のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学生の入構を禁止する 全ての学外者の入構を禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> 全面活動禁止 アルバイト禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員は原則として自宅勤務としテレワークとする 出勤が必要な教職員は必要最小限の出勤にとどめ、入構記録を残す 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン会議のみ
3	<ul style="list-style-type: none"> (発令前) 国の緊急事態宣言が発令されていなく、外出の自粛、大人数での行事・イベント等について自粛要請がでていない状態 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔授業/オンライン授業のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学生の入構を禁止する 全ての学外者の入構を禁止する ただし、必要がある場合は健康状態の確認をし入構記録に記載し入構を認める 	<ul style="list-style-type: none"> 全面活動禁止 接客を伴うアルバイトは自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員は原則として自宅勤務としテレワークとする 出勤が必要な教職員は必要最小限の出勤にとどめ、入構記録を残す 	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてオンライン会議 緊急事態対応の会議等やむを得ない場合は感染拡大防止に留意して対面会議を実施
2	<ul style="list-style-type: none"> 学生及び教職員が居住する地域において、新規発症者の出現が継続している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、遠隔授業/オンライン授業のみとする 授業担当教員が必要と認めたら、部の演習、実習等の授業において、十分な感染拡大防止措置が講じられる場合に限り、限定した教室等の一部使用を認める場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として全ての学生の入構を禁止する 全ての学外者の入構を禁止する ただし、必要がある場合は健康状態の確認をし入構記録に記載し入構を認める 	<ul style="list-style-type: none"> サークル活動、課外活動禁止 学外を含め多人数(概ね10人以上)の集まる会への参加を自粛 接客を主とするアルバイト等は注意して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員には自宅勤務を推奨 出勤が必要な教職員は分散出勤等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン会議を推奨 対面会議は感染拡大防止に留意して実施
1	<ul style="list-style-type: none"> 学生及び教職員が居住する地域において感染者が発生し、感染拡大の注意が必要な状態、又は感染症拡大がほぼ収束した状態と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止措置を講じ対面授業を実施する。 遠隔授業/オンライン授業を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止に留意しながら入構を認める。 ただし、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県においてフェーズ3以上の場合には、当該箇所にいる学生の移動は原則禁止。移動後2週間は自宅で経過観察を行うこととする 	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止に最大限配慮して通常どおりの勤務とするが、一部の教職員は在宅勤務としテレワークを積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン会議を推奨 対面会議は感染拡大防止に留意して実施
0	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり(平常時・危機がない状態) 	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり(遠隔授業/オンライン授業の活用について検討する) 	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり 	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり 	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり 	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり

資料8

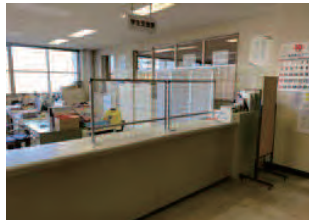
- 1.マスクの着用・手洗いや手指消毒の励行・咳エチケット・換気を徹底する。
- 2.三密(密閉空間・密集場所・密接場面)回避対策。特に飛沫感染・接触感染を防ぐ。
- 3.学生・教職員の体調管理のため健康観察記録票に記入する。
- 4.校舎清掃に併せて不特定多数の者が触れる場所を1日2回消毒する。
- 5.具体的な取り組みについては、次のとおり。



・玄関、各教室等の入口に手指消毒用アルコールを設置した。



・玄関にAIサーモを設置し入校者の検温とマスク着用をチェックする。



・事務局窓口にアクリル板を設置し不要不急の立入りを禁止した。



・エレベーターの使用禁止。ただし高齢者や障害をお持ちの方の利用を除く。



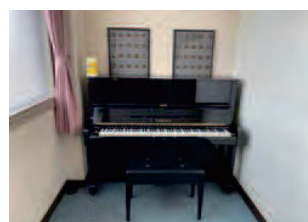
・大教室に大型スクリーンと固定のプロジェクター4基を設置した。



・教卓に三面アクリル板を設置。マイク設備を拡充し消毒グッズを常備した。図書館も同様に。



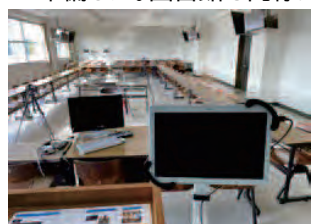
・各教室の換気を促進するため窓際と入口に扇風機を設置した。網戸を新設した。



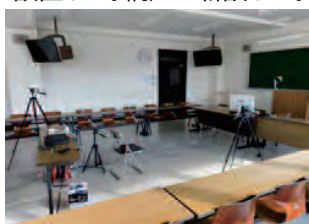
・ピアノレッスン室・情報処理室に除菌・抗菌クリーナーやフェイスシールドを常備した。



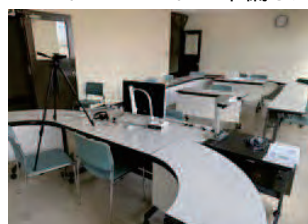
・教室の座席の間隔を2席空けて前後に座らないように収容定員の密度を下げる。



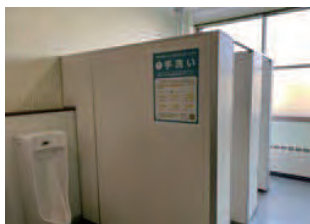
・校舎内の主な教室でオンライン授業が受けられるようにWi-Fi環境を整備した。



・対面授業と併行して行うハイブリッド授業のための通信機器等を整備した。



・学内にオンライン授業用のスタジオブースを整備した。



・トイレに手洗いの徹底を促すポスターを掲示した。



・トイレの手洗場にノータッチハンドソープを設置した。



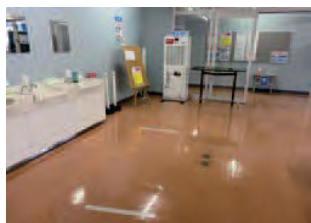
・ハンドドライヤーの使用を中止しペーパータオルを設置した。



・トイレのドアを直接触らなくても開閉できるようノブを改良した。



・食堂入口に間隔を空けて座るようにとわかるように掲示した。



・食券の販売機で長蛇の列を回避するため床に間隔を空けるための印を施した。



・食事受取口に透明ビニールを下げ食堂と調理場を遮蔽した。



・椅子を間引きして隣との間隔を空け向き合うことを回避した。

北海道新聞 令和2年 6月 3日 (水)

市、国学院道短大生に配布

滝川産のコメ食べ頑張つて



前田康吉市長(右)から滝川産「ななつぼし」を笑顔で受け取る中野華怜さん

【滝川】新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自粛生活を送る学生を支援しようと、市は2日、国学院道短大の全学生472人を対象に滝川産のコメ5kg入り1袋を配布した。前田康吉市長が代表の学生宅を訪れ、「お米を食べて頑張つてほしい」とコメを手渡した。

配ったのは滝川産「ななつぼし」。同短大の家主連絡協議会を通じて学生に渡し、実家から通う学生らへは後日対応するという。

前田市長からコメを受け取った同短大2年の中野華怜さん(19)は「自粛で送りやバイトに制限がある中、自炊をしている学生も多いのでありがたい。大学でのオンライン授業は新鮮。将来もリモートで仕事する機会があるかもしれないので、良い経験になります」と笑顔で話した。

(藤原那奈)

小 括

小 括

1.北海道胆振東部地震

平成30年9月6日3時7分に発生した最大震度7の北海道胆振東部地震は、特に大学が立地している滝川市においては、地震の大きさよりも、直後の3時25分に起きた北海道全域の停電、いわゆる「ブラックアウト」が大きな問題となった。

ブラックアウトが発生した原因は、様々な要因が複雑にからみあって起きたといわれているが、道内の電気の7割を担う道内最大級の発電所「苫東厚真火力発電所」が地震発生直後に停止したことに起因する。その後、水力発電所・風力発電所なども相次いで停止して、供給力を失いブラックアウトに至った。

発生から約2日で停電のほとんどが復旧したが、供給安定化に向けて、北海道全域の各部門に対して、需要が増加する平日8:30～20:30の間に、約2割の節電が呼びかけられた。それによると、停電によって、道民生活の大部分が行動制限されたことを今後役に立てようと、北海道庁ではアンケートを実施し、まとめた内容を公式ホームページで公表した。家庭での災害用備蓄で特に役に立ったものについては、3割以上の方が「照明器具」と回答した。また、不安に感じたことは「灯り、照明の確保」「トイレ、入浴」「飲料水の確保」が上位を占め、次いで「災害情報（震度情報や停電情報、断水情報など）の入手」「食料の確保」などが挙げられた。なお、停電時に必要な情報は、停電や断水の復旧に関する情報がトップ、次いで地震や気象情報だった。さらに、防災訓練・講演会などの参加希望についても、地震後に増え、防災意識が高まったとされている。

このことから、学生の生命と安全を守る責任のある大学としては、防災訓練のメニューに地震直後の身の守り方やライフラインが遮断されたときの対応などを取り入れ、日頃から指導することが非常に重要であると考えます。

ほとんどの学生は、実家から遠く離れた地で暮らしており、地理もそんなに詳しくなく、緊急事態時にどうすればいいのかわからない状況となり、心細く、不安になったであろう。ちょうど発生時が集中講義期間中ということもあり、まず学生の安否確認を最優先させた。大学としては、校舎や通学路の安全が確認されたのち、大学には友人や顔見知りの教職員もいることから、一人で考えずに登校することを勧めた。人と会うことで心が落ち着いた学生も多く、大学からは飲料水や非常食の提供も行い、学生を支えることができたことは適切な判断だったと振り返る。

現在、災害時における防災協定を滝川市や滝川警察署と締結している。今後災害の規模・種類にもよるが、大学の校舎や広大なキャンパスは、学生を含め、地域の人たちの避難場所などにも活用できることから、さらなる防災への工夫が必要と考えます。

2.新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症（COVID-19・SARS-CoV2/コロナウイルス2による急性呼吸器疾患）は、令和2年がはじまってすぐに顕在化した。当初、平成14年に世界で流行ったサーズ（SARS/重症急性呼吸器症候群）や平成24年のマーズ（MERS/中東呼吸器症候群）のようなイメージで「日本は大丈夫だろう」というような甘い考えでいたが、国内外から約200万人の観光客が訪れた「さっぽろ雪まつり」は閉幕直後から発症者が急増し、北見市でも開催された展示会はクラスターが発生するなどした。そして、横浜港に寄港していたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」での感染状況でその脅威を目の当たりにした。

本学学生の出身地は、道内他大学と異なる特色を有している。東京の國學院大學への編入希望者が多いことから本州、特に首都圏出身の学生が7割以上在籍している。残りの2割が通学できない道内出身者、1割が市内や中空知・空知、札幌市や旭川市などの通学圏内の学生である。すなわち、本学の9割の学生が大学周辺のアパートで暮らしていることになる。

緊急事態宣言の発出前に「卒業式」や「入学式」を中止したことは、多くの学生や保護者が集まるリスクや首都圏などを往復して移動するリスクなどを深く考えるとき、学生の健康や生命や安全を第一に優先する高等教育機関の判断としては、今でも適切であったと考える。

4月はじめ、学びたい学生の当分の間の授業に対応するため、遠隔授業・オンライン授業ができるような環境を整えることが急務となり、山寺副学長を中心とする遠隔授業プロジェクトチームとそれを力強くサポートする富士池講師の熱意と努力によって、極めて短時間で遠隔授業の体制を構築することができた。また、法人本部からの多額の教育支援金が、遠隔授業の体制をより確実なものとした。

7月から一部の授業を対面授業とすることが可能かどうか、学生に6月15日時点のアンケートを実施した結果、1年生・2年生全学生470名のうち189名、約40%が通学できない道内や道外の自宅に留まっていることがわかった。(※国文学科43%、総合教養学科40%、幼保コース10%、児教コース46%) この結果に基づいて、対応できるのは、少人数であることから幼児・児童教育学科からまずは対面授業をスタートすることにした。

感染防止上やむを得ない措置とはいえ、大学の校舎が目の前にあるにもかかわらず、立ち入ることも許されず、半分以上の学生がアパートの狭い部屋の中で朝から晩までオンライン授業を前期中延々と休みなく受講して、多くの課題に取り組んでいたことについては、学生のおかれている状況に対し理解を深め、オフィスアワーなどでの対応を充実すべきであった。このことを踏まえ、後期はまず滝川にいる学生への対面授業を実施すること、そしてそのためには教室での授業と遠隔授業を同時に行ういわゆるハイブリッド授業を行うこととし、事務局がハイブリッド授業の体制を短期間で構築した。

ハイブリッド授業が可能となったことから、9月最終週から開始する後期授業では、少人数である実技・実習・卒業論文・ゼミナール等で一部対面授業を取り入れることにした。11月には履修者50人以下の授業について対面授業を行うこととし、専任教員及び兼任教員の対面授業を増やした。それにより、全体で50%を超える授業を対面化した。後期授業では、特別な事情がない限り教室での授業に出席することを学生に明示した。特別な配慮とは、①基礎疾患を有するなど重症化リスクが高い学生、②通学のために要する移動距離が長い学生、③重症化リスクが高い高齢者と同居している学生、④その他特別な事情である。

しかしながら、その後の感染状況の悪化とともに11月以降の対面授業を増やすことができなかった。50人以下の履修者の授業を対面化しハイブリッドで実施する中でも、幾つかの問題が発生した。ハイブリッド授業を開始したものの、ハイブリッドは教室授業を補完する手段であったことについて一部の教員との間に認識の齟齬があった。そのため、一部の授業はハイブリッド授業から遠隔授業に戻ってしまった。滝川にいる学生も含めて、学生の少なからずは遠隔授業に馴れて遠隔授業を受け入れている傾向もみられた。特別な事情に該当しない学生には、対面授業に出席するよう呼びかけたが、その呼びかけに応ずる学生が多くなかったのもそのためであったといえる。学生の中にはアパートを引き払って滝川から実家に戻る学生もいたが、保護者の経済的な理由が影響していたことも想像できる。また、対面授業の科目数が増えなかったことについて、学生の不満や疑念も表明された。

後期はハイブリッド授業方式を立ち上げたが、その意義についての共通理解と共通認識が欠如していたことから、大学、教員、学生間に十分に意思疎通ができなかったことは今後の課題として反省しなければならない。

感染防止策については、マスクや手指アルコール消毒の備蓄、玄関での検温、飛沫感染予防のために事務局窓口や各教室でのアクリル板の設置、学生食堂の椅子を間引きして間隔を空け同じ方向を向くこと、調理場とホールの境に透明ビニールで遮断し換気のために各教室に2台ずつ扇風機を配備したこと、感染リスクの高いトイレの手洗い場にノータッチハンドソープを配備しトイレのドアノブの改修をしたことなど、考えられる対策を講じてきた。

新型コロナウイルスの感染はいまだ収束していないが、大学教育と新型コロナウイルスの問題の根源的な問題は、新型コロナウイルスに対する認識、理解、不安について人によりかなりの温度差があることである。対面授業に慎重な教員もいれば対面授業を重視する教員もいる。感染を不安に思う学生もいれば、不安を感じない学生もいる。こうした考え方、感じ方の違いが、大学での授業の在り方についての共通認識、共通理解を難しくしている理由といえる。令和3年度はこうした課題や反省を踏まえて、感染防止策を強化しながら、原則、対面授業を実施していくことが必要であると考えている。

最後に、本学のために多大なご尽力をくださった方々に御礼を申し上げたい。

國學院大學北海道短期大学部家主連絡協議会の皆様方には、遠く親元を離れて暮らす学生たちをいつも温かく見守り、相談相手になったり、風邪をひいたときには病院まで送迎してもらうなど誠にお世話になっている。また、滝川市長からは、巣ごもりで日常生活に制約を受けている学生への応援として一人ひとりに滝川産米5kgを寄贈していただいた。寄贈米は、滝川市企画課大学連携室や家主の皆さんのご協力を得て、つつがなく配布することができた。また、滝川市立病院、市議会議員、複数の企業から、不足していたマスクや消毒薬、フェイスシールド、飛沫防止のアクリル板、検温器（AIサーモ）等々の入手に多大なご尽力をいただいた。地域に支えられた短期大学であることをあらためて認識した次第である。ご尽力くださった方々に心より深謝申し上げます。

自己点検・評価報告書

平成 30 年度－令和 2 年度

発行日 令和 3 年 3 月 19 日

編集 國學院大學北海道短期大学部
自己点検・評価委員会

発行者 國學院大學北海道短期大学部
北海道滝川市文京町三丁目 1 番 1 号
電話 0125-23-4111 (代)